

平成17年 3 月14日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀
2 番	伊 東	茂
3 番	福 井	正
4 番	水 頭	喜 弘
5 番	橋 爪	敏
6 番	山 口	瑞 枝
8 番	橋 川	宏 彰
9 番	森 田	峰 敏
10 番	北 原	慎 也
11 番	寺 山	富 子
12 番	岩 吉	泰 彦

13 番	井 手	常 道
14 番	青 木	幸 平
15 番	中 村	清
16 番	谷 口	良 隆
17 番	中 島	邦 保
18 番	吉 田	正 明
19 番	谷 川	清 太
20 番	松 尾	征 子
21 番	中 西	裕 司
22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

7 番 中 村 雄一郎

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中	義 明
局 長 補 佐	坂 本	芳 正
管 理 係 長	迎	英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総 務 部	長	唐	島		稔
市 民 部	長	坂	本	博	昭
産 業 部	長	山	口	賢	治
企 画 課	長	北	村	建	治
総 務 課	長	山	本	克	樹
財 政 課	長	藤	田	洋 一	郎
市 民 課 長 兼		堤		節	代
選挙管理委員会事務局長					
税 務 課	長	北 御 門	敏	則	
福祉事務所 長		平	石	和	弘
保険健康課 長		井	手	讓	二
農 林 水 産 課 長		中	橋	孝 司	郎
商 工 観 光 課 長		福	岡	俊	剛
都 市 建 設 課 長		中	川		宏
環 境 下 水 道 課 長		藤	家	敏	昭
まちなみ活性課 長		松	浦		勉
建設環境部調整室 長		栗	林	雅	彦
水 道 課	長	井	手	清	治
収 入 役 職 務 代 理 者		森		久	幸
会 計 課	長				
教 育	長	小 野 原	利	幸	
教育次長兼庶務課 長		北	村	和	博
生涯学習課長兼中央公民館 長		中	村	博	之
同 和 対 策 課 長 兼		谷	口	秀	男
生涯学習課 参 事					
農 業 委 員 会 事 務 局 長		一 ノ 瀬	健	二	
監 査 委 員 事 務 局 長		安	富	弘	信
監 査 委 員		江	口		徹

開 議（午前10時）

日程第 1	議案の追加上程（市長の提案理由の説明）	
日程第 2	議案第 1 号	平成17年度鹿島市一般会計予算について
	議案第 2 号	平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について
	議案第 3 号	平成17年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について
	議案第 4 号	平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について
	議案第 5 号	平成17年度鹿島市老人保健特別会計予算について
	議案第 6 号	平成17年度鹿島市給与管理特別会計予算について
	議案第 7 号	平成17年度鹿島市水道事業会計予算について
	（総括質疑、各所管常任委員会付託）	

○議長（小池幸照君）

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

本日、追加提案いたします議案は、条例改正 2 件、協議会の廃止 1 件、規約の変更 1 件で
ございます。

それでは、提案理由の要旨を御説明いたします。

まず、議案第21号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例及び議案第22号 市長及び助役の諸給与条例の一部を改正する条例について一括して申し上げます。

議長、副議長及び議員の報酬並びに市長及び助役の給料については、平成16年12月2日に鹿島市特別職報酬等審議会に対し諮問したところでございます。

その後、同審議会におきまして慎重な審議がなされ、平成17年1月27日に答申をいただきましたが、その答申内容に従いまして、それぞれの報酬及び給料月額の設定をお願いするものでございます。

次に、議案第23号 鹿島市・太良町合併協議会の廃止について申し上げます。

これは、鹿島市と太良町との合併が困難となったため、鹿島市・太良町合併協議会を廃止する必要がありますので、地方自治法第252条の6の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、議案第24号 鹿島・藤津地区衛生施設組合理約の変更について申し上げます。

これは、組合理約では、組合収入役は組合長たる市町の長の所属する市町の収入役を充てるように規定されているところではありますが、組合長たる市町の長の所属する市町が条例により収入役を置いていない場合は、収入役の事務を兼掌する助役を組合収入役にするように規約の変更をお願いするものでございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、御審議の際、担当部長または課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第2 議案第1号～議案第7号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2. 議案第1号 平成17年度鹿島市一般会計予算について、議案第2号 平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について、議案第3号 平成17年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について、議案第4号 平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について、議案第5号 平成17年度鹿島市老人保健特別会計予算について、議案第6号 平成17年度鹿島市給与管理特別会計予算について、議案第7号 平成17年度鹿島市水道事業会計予算についての7議案を一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。

まず、議案第1号について。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

議案第1号 平成17年度鹿島市一般会計予算について御説明を申し上げます。

我が国の経済情勢は、平成16年度においては、地域差はあるものの、企業部門の改善により民間需要中心の回復を続けており、17年度についても、原油価格の高騰や世界経済の動向

等に十分留意する必要があるものの、雇用や所得環境の改善により引き続き民間需要中心の緩やかな回復を続けていくとされております。

この状況の中、国の17年度一般会計予算は、これまでの改革断行予算の基本路線を継続し、なお一層、歳出改革を推進することにより歳出水準を実質的に前年度以下に抑制するとされております。

地方財政につきましては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、公債費が高い水準で推移することや、社会保障関係経費の自然増などにより、依然として大幅な財源不足が生じる見込みであります。

このため、地方財政計画の歳出については、国の歳出予算と負を一にして、中期的な目標のもとで定員の計画的削減等による給与関係経費の抑制や、地方単独事業費の抑制を図り財源不足額の圧縮を図ることとされております。

その一方、国と地方の信頼関係を維持しながら、三位一体の改革を着実に推進するため、安定的な財政運営に必要な地方交付税などの一般財源を確保することを基本とし、地方財政対策が講じられました。

このような経済財政環境の中で、鹿島市の新年度の予算編成に当たりましては、基本的には第4次鹿島市総合計画の方向に沿った市勢発展を理念とし、実施計画と中期財政計画、これに地方財政計画を踏まえた予算編成をいたしていましたが、歳入におけます市税や地方交付税の落ち込み、歳出における老人保健医療費や介護保険給付費の増額などにより、前年度に引き続き大幅な財源不足が生じる見込みとなっております。そのため、相当絞り込んだ予算要求となっているものを、さらに全課一律に要求一般財源の6%相当の削減をお願いするなど、大変厳しい予算編成を行っております。

まず最初に、別冊の「平成17年度鹿島市一般会計当初予算 予算参考資料」1ページをごらんください。

予算参考資料の1ページでございますが、まず、左側の1の財政規模でございます。

先ほど申しましたように、17年度の国の予算編成においては10年連続しての多額な収支不足額が発生している地方財政計画や地方交付税の抜本的見直しが焦点となり、前年度に引き続き基本方針2003の趣旨にのっとり、給与関係経費の削減や経常的経費の抑制、当市単独事業の削減などにより、地方財政計画の歳出につきましては、前年度比1.1%、金額にいたしまして8,969億円の減と、6年連続でのマイナス計上となっております。

次に、地方交付税の欄をごらんください。

地方交付税につきましては、法定5税分につきましては景気の回復基調によりまして7.4%増加いたしております。それでも、地方に配る額には不足するため、一般会計からの特例加算や特別会計の借入金及び前年度からの繰越金などで補てんし、いわゆる出口ベースでの地方交付税は1兆8,979億円、前年度比0.1%の増が確保されております。しかし、地

方交付税と法定５税分との差が依然として５兆円近くあり、この差を縮めていくことが三位一体による交付税改革の目標であるところから、今後もこれらの動向には十分注意していきたいと考えております。

次に、臨時財政対策債につきましては、地方税の回復基調と人件費などの削減に伴う地方財政計画の規模の縮小により、前年度に引き続き大幅な減となっております。交付税と臨時財政対策債を合わせた額では４.５％のマイナスということになっております。これに対応しました鹿島市の地方交付税につきましては、国の方針による特別交付税の減などによりまして６.６％の減を見込み、交付税と臨時財政対策債の合計額でも８.８％の減を見込んでおるところでございます。

次に、４．長期債務の残高の右側の方をごらんください。

国と地方全体での借入金の累増が財政を圧迫させている一つの要因となっておりますが、本市におきましては、中期財政計画の策定などを通じ、常に適正な地方債の発行を念頭に努めてきた結果、ピーク時の１２年度末での残高１３８億円が、１７年度末見込みでございますが、臨時財政対策債を除いた残高で９６億円まで減少いたしております。交付税措置率が５９.７％ありますので、実質的な一般会計の負担額は４７億円程度になる見込みでございます。

なお、２ページ以降に歳入歳出予算状況や前年比較表などを、１２ページからは投資的事業一覧表を、１９ページからは総合計画の重点プロジェクト実施状況を掲げておりますが、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、議案書別冊の「平成１７年度鹿島市予算書 鹿島市予算に関する説明書」で御説明いたします。

予算書の１ページをごらんください。

第１条第１項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１０,９９５,０２５千円といたしております。これは、１６年度当初予算と比較しまして３.９％の減、減税補てん債の借りかえを除きますと１.１％の減となっております。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、３ページから１３ページまでの「第１表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第２条、債務負担行為の事項、期間及び限度額は、１４ページの「第２表 債務負担行為」のとおりでございます。

第３条、地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、１５ページの「第３表 地方債」のとおりでございます。

第４条、一時借入金の限度額は１５億円といたしております。

２ページをごらんください。

第５条、歳出予算の各項を越える流用につきまして、人件費に係る部分の流用範囲を定めております。

3 ページから13ページまでの説明は省略いたします。

14ページをごらんください。

第2表 債務負担行為につきましては、年度をまたがって契約する庁用車や事務機器等の賃借料を負担する設定をいたしております。

15ページの第3表 地方債につきましては、投資事業などの4事業に、上水道事業出資債、住民税等減税補てん債、臨時財政対策債を加え 663,300千円といたしております。これは前年当初と比較しまして、臨時財政対策債が90,000千円の大幅な減となったこと、前年度では減税補てん債の借換債を 317,500千円計上していたことなどから、41.7%の大幅な減となっております。

このうち臨時特例対策債は、通常収支の不足について、その不足額を国と地方が折半するという制度であります。17年度では、地方財政計画の経費全般についての節減合理化や地方税収入、地方交付税の原資となる国税収入の回復傾向などによりまして通常収支不足が減少しているため、20%減と大きな減を見込んでおります。

ちなみに、これらすべての起債の元利償還金に対し、後年度、普通交付税に措置される算入率は約80%程度を見込んでおります。

それでは、予算の内容につきまして、47ページ以降の平成17年度鹿島市一般会計予算に関する説明書により御説明いたします。

47ページから50ページの説明は省略いたします。

51ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、1款. 市税、1項. 市民税、1目. 個人では、景気の落ち込みなどから、給与所得を初めとして所得全体の伸びをマイナスと見込んでいるものの、地方税法改正による配偶者特別控除の縮小や均等割額の課税対象の拡大などがあったことから、税額では前年度比較24,000千円増の 666,000千円で計上いたしております。

2目. 法人は、景気回復基調から、市内ほとんどの企業について前年並みでの積算をしているものの、一部大手企業の業績がマイナス見込みであるため、予算計上額としては前年度比較70,000千円減の 237,300千円で計上いたしております。

52ページをごらんください。

2項1目. 固定資産税は、総評価見込みや過去の実績により推計いたしております。土地につきましては地価の下落傾向から前年度とほぼ同額を見込むものの、家屋と償却資産につきましては大型の非木造家屋の建築や選果場の施設整備などから増を見込み、全体で前年度比較23,000千円増の 1,450,000千円で計上いたしております。

2目. 国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、実績を勘案し、計上いたしております。

53ページの3項1目. 軽自動車税は、乗用自家用タイプの販売台数が顕著で、これを勘案し、増額計上いたしております。

54ページをごらんください。

4 項 1 目．市たばこ税は、販売本数の減少傾向が顕著であり、それらを勘案し、前年度比較 3,900千円の減で計上いたしております。

55ページの 5 項 1 目．入湯税は、収入実績を勘案し、計上いたしております。

56ページをごらんください。

2 款．地方譲与税、1 項 1 目．所得譲与税は、三位一体の改革による国庫補助負担金の恒久的一般財源化に対応して、本格的な税源移譲までの暫定措置として平成16年度に創設されたもので、所得税の一部を用途を限定しない一般財源として人口を基準に譲与されるものでございます。今年度につきましては1億円と見込み、計上いたしております。

57ページの 2 項 1 目．自動車重量譲与税は、地方財政計画と収入実績等を勘案し、前年度比較10,000千円の増で計上いたしております。

58ページをごらんください。

3 項 1 目．地方道路譲与税につきましても、歳入実績と地方財政計画を考慮し、こちらは前年度比較 3,000千円の減で計上いたしております。

59ページの 3 款 1 項 1 目．利子割交付金は、低金利を考慮し、前年同額で計上いたしております。

60ページをごらんください。

4 款 1 項 1 目．配当割交付金は、地方税法改正により平成16年度から新たに創設されたもので、まだ確定はしておりませんが、今までの収入実績等を勘案し、計上をいたしております。

61ページの 5 款 1 項 1 目．株式等譲渡所得割交付金につきましても、平成16年度に創設されたもので、こちらは科目のみといたしております。

62ページをごらんください。

6 款 1 項 1 目．地方消費税交付金は、個人消費が顕著に推移しており、その収入実績と地方財政計画を考慮し、前年度より20,000千円増額いたしております。

63ページの 7 款 1 項 1 目．自動車取得税交付金は、収入実績と地方財政計画を考慮し、前年同額で計上いたしております。

64ページをごらんください。

8 款 1 項 1 目．地方特例交付金は、恒久的な減税による地方税の減収を補てんするもので、これも歳入実績と地方財政計画を勘案し、前年同額で計上いたしております。

65ページの 9 款 1 項 1 目．地方交付税につきましては、市税と並ぶ主要一般財源で、しかも、それに占める割合が最大なものでございますので、このうちの普通交付税の算定に当たっては、過大あるいは過小な見積もりとならないよう、例年細心の注意を払いながら積算いたしております。

17年度の地方財政計画の歳出につきましては、前年度比 1.1%、8,969億円の減と、6年連続でのマイナス計上となっております。一方、地方財政計画の歳入につきましては、景気の回復傾向から、地方税については 3.1%の増、地方交付税についても、17年度、18年度については安定的な一般財源を確保するという観点から、交付税特別会計の16年度剰余金の活用などによりまして 0.1%の増と、5年ぶりの増額計上となっております。

これらの歳出の削減や地方税等の増額などによりまして、通常収支不足額は前年度より 2兆 6,900億円、26.4%減少することとなり、その結果、臨時財政対策債が23.1%減少し、交付税と臨時財政対策債を合計した額では 4.5%の減となっております。

これらの内容を踏まえながら、鹿島市の17年度の普通交付税の算出に当たっては、例年どおり計算が可能なものについては積み上げて算出し、それ以外のものについては地方財政計画に基づき算定いたしております。

この結果、基準財政需要額で、16年度決定実績対比 0.7%の減、基準財政収入額で同比 3%の増を見込み、32億 1,000万円程度と推計いたしております。これは、16年度決定実績対比 3.8%の減となります。これから推計誤差と補正財源を見込んで30,000千円を留保し、3,180,000千円で当初予算を計上いたしております。これは、16年度決定実績対比4.7%の減、当初予算対比 2.2%の減となっております。

また、特別交付税は、国の方針によりまして、交付内容が合併関係経費や災害対策経費などへ特化されている状況を勘案し、前年度比較 2 億円減の 6 億円で当初計上いたしております。

66ページをごらんください。

10款 1 項 1 目．交通安全対策特別交付金は、歳入実績と地方財政計画を考慮し、前年度同額で計上いたしております。

67ページの11款．分担金及び負担金、1 項．分担金、1 目．農林水産業費分担金は、説明欄の土地改良施設の改修や圃場整備事業、あるいは漁港小規模改修などの各種事業の受益者の分担金でございます。

2 目．土木費分担金は、今年度から県営事業から市営事業に移管されました急傾斜地崩壊防止事業の受益者分担金でございます。

3 目．災害復旧費分担金につきましては、事業費が未確定のため科目のみといたしております。

68ページをごらんください。

2 項．負担金、1 目．民生費負担金と 3 目．教育費負担金は、いずれも説明欄の措置費、運営費などにつきまして、利用者本人、扶養義務者、保護者の負担金などを計上いたしております。

2 目．農林水産業費負担金につきましては、多良岳開拓建設事業の受益者負担金などを計

上いたしております。

4目．衛生費負担金は、鹿島藤津地区内の7医療機関が実施しております夜間救急外来診療体制整備事業及び精神障害者小規模作業所運営費の他市町負担金を計上いたしております。

69ページの12款．使用料及び手数料、1項．使用料、1目．総務使用料から5目．土木使用料までと、次のページになりますが、6目．教育使用料につきましては、各種施設の使用料を計上いたしております。

71ページをごらんください。

2項．手数料、1目．総務手数料は、市民課、税務課窓口の証明手数料などを中心に計上いたしております。

2目．衛生手数料は、主にごみ収集手数料で、全体としてほぼ前年並みを計上いたしております。

3目．農林水産手数料は、メジロなどの保護鳥獣を飼育するための登録手数料でございます。

4目．土木手数料と5目．消防手数料は、説明欄の手数料を前年同額で計上いたしております。

73ページをごらんください。

この73ページの13款．国庫支出金、1項．国庫負担金から、81ページの14款．県支出金、3項．委託金までにつきましては、説明欄に記載いたしておりますように、歳出における事務事業に対する国・県の負担金、補助金、委託金で、歳出予算に伴い算定した額を計上いたしております。

82ページをごらんください。

15款．財産収入、1項．財産運用収入、1目．財産貸付収入は、普通財産の土地、建物の貸付収入でございます。

2目．利子及び配当金は、基金の利子が主なもので、現在の低金利から前年とほぼ同額といたしております。

83ページの2項．財産売払収入、1目．不動産売払収入と2目．物品売払収入は、科目のみの計上でございます。

84ページをごらんください。

16款1項．寄附金、2目．農林水産業費寄附金は、音成地区の圃場整備と北鹿島地区の水田排水対策に伴う土地改良連合会事業賦課金でございます。

85ページの17款．繰入金、1項1目．基金繰入金のうち、財政調整基金からの繰入金では、当初予算段階での財源不足により4億円を取り崩すことといたしております。

この財源不足は、歳入で、市税や地方交付税、及び臨時財政対策債が、前年度に引き続き大きく落ち込んだことによるものでございますが、さらに当初予算の段階では、歳入はどう

しても片目にしか見ることができないこと、歳出では最大限を見込まざるを得ないといったこととも相まっております。

また、中期財政計画でも、財源不足は織り込んでいたことでありますが、今後1年間の予算を執行する中で、歳入における所定額の増額確保と歳出における削減の努力をすることにより、できるだけ圧縮していきたいと考えております。

なお、現段階での見込みでは、16年度での歳出削減努力などによりまして、財政調整基金の取り崩し額は約2億円程度と推計いたしております。このほか、減債基金などの繰入金につきましては、それぞれの基金の目的に応じて計画額を取り崩すものでございます。

86ページをごらんください。

2項. 他会計繰入金、1目. 水道事業会計繰入金は、17年度退職予定者の水道課在職期間による退職金相当額と、電算関係事務処理相当額を水道事業会計から繰り入れるもので、前年比較の減は水道課に勤務した退職予定者が少ないためでございます。

3目. 国民健康保険会計繰入金も、電算関係事務処理相当額を国保会計から繰り入れるものでございます。

87ページの18款1項1目. 繰越金は16年度決算に伴う繰越金で、科目のみといたしております。

88ページをごらんください。

19款. 諸収入、1項. 延滞金・加算金及び過料、1目. 延滞金は、市税の延滞金が主なものでございます。

89ページの2項1目. 市預金利子は、一般会計歳計現金などの普通預金利子でございます。

90ページをごらんください。

3項. 貸付金元利収入は、1目. 総務費貸付金元利収入から4目. 商工費貸付金元利収入まで、地域総合整備資金貸付金と各種預託金の元利収入でございます。

91ページの4項. 受託事業収入、1目. 総務費受託事業収入と2目. 農林水産業費受託事業収入は、説明欄の各種選挙や農業者年金などの受託事業収入でございます。

92ページをごらんください。

5項. 雑入は、説明欄に掲げております事務事業に係る収入でございます。

このうち、6目. 雑入で、前年度比較の減は、3節. 検診等徴収金の基本健康診査徴収金の減などによるものでございます。

95ページをごらんください。

20款1項. 市債ですが、1目. 土木債は市道や都市公園などの整備に伴うもので、蟻尾山公園の東側広場整備の事業費の減などから、前年比較で減額となっております。

2目. 消防債は消防基盤の整備事業に係るもので、3目. 水道企業出資債は中木庭ダム建設に伴う一般会計の負担分として水道事業会計へ出資するものでございます。

4 目．住民税等減税補てん債は、恒久的な減税に伴う減収額を補てんするため発行するので、前年度で平成7年度と8年度発行分の借りかえを実施したため、大きな減額となっております。

5 目．臨時財政対策債につきましては、通常収支の不足を補てんする制度で、地方財政計画で23.1%と前年度に引き続き大幅な減となったことから、こちらも大きな減額を見込んでおります。

以上で歳入説明を終わり、歳出を御説明申し上げます。

96ページをごらんください。

1 款 1 項 1 目．議会費は、議会の運営に要する経費でございます。収支不足の関係から、市長部局と同一歩調による削減をお願いし、9 節．旅費や10節．議長交際費、11節．需用費を中心に、目標の6%を超える節減の努力をしていただいております。

98ページをごらんください。

2 款．総務費、1 項．総務管理費、1 目．一般管理費は、各種委員と嘱託員の報酬、特別職と職員38名の人件費及び全庁的に費用する経費を計上いたしております。このうち、10節．市長交際費は28%減額して計上いたしております。

目全体で前年度比較の大きな減は、2 節．給料で退職者の不補充などによる減と、3 節．職員手当等で退職予定者が少ないことなどが主なものでございます。

99ページをごらんください。

2 目．文書広報費は、市報等の発行経費でございます。16年度で、11節．需用費に市制施行50周年を記念して市勢要覧の作成費を計上していたことなどから、前年度比較減となっております。

100ページの3 目．財政管理費は、予算書、決算書等の印刷経費が主なものでございます。

4 目．財産管理費は市有財産を管理する経費で、保険料や市有林管理経費などでございます。

前年比較の増は、次のページになりますが、25節．積立金、説明欄の下水道分の減債基金積立金の増額などによるものでございます。

101ページをごらんください。

5 目．会計管理費は、会計事務に要する経費でございます。

6 目．庁舎管理費は、庁舎の維持管理経費として光熱水費、清掃などの経費を計上いたしております。

目全体で前年度比較減は、次のページの13節．委託料で、清掃委託料につきまして委託内容の見直しを行ったことなどによる減、それと、15節．工事請負費で庁舎の設備改修工事費の減が主なものとなっております。

102ページの7 目．企画費は、19節．負担金補助及び交付金に J R 長崎本線存続運動経

費を計上するほか、各節にまたがり関係経費を計上いたしております。また、同じく19節で、杵藤広域総務費負担金や、次のページになりますが、市民の足を守る経費として路線バスの運行費補助金なども計上いたしております。なお、前年度では市制50周年記念関係経費を計上していたことから、前年度比較で大きな減となっております。

103ページをごらんください。

8目．市民会館費は人件費を含む管理運営経費で、15節．工事請負費では年次計画により市民会館の会議室の空調機を改修いたすものでございます。

104ページの9目．交通対策費は交通安全対策に要する経費で、交通安全指導員の報酬などでございます。

10目．職員研修費は職員の研修に要する経費で、公務員倫理研修を含む経費を計上いたしております。

105ページをごらんください。

11目．地域振興費は、地域活性化や国際化の推進などに要する経費で、次のページになりますが、19節．負担金補助及び交付金では、ふるさと創生基金を計画的に取り崩して実施するふるさとづくり交付金などを計上いたしております。

106ページの12目．情報システム管理費は庁内事務機器の管理運用に要する経費で、14節．使用料及び賃借料では、14年度から16年度にかけて整備したおおむね職員1人1台のパソコンリース料などを計上いたしております。また、19節．負担金補助及び交付金では、杵藤広域電算センター負担金に、戸籍の電算化に必要な負担金もあわせて計上いたしております。

目全体での前年度比較減は、戸籍の電算化事業費の減によるものでございます。

107ページをごらんください。

2項．徴税费、1目．税務総務費は、職員17名の人件費と一般経費を計上いたしております。

目全体で前年比較の減は、職員人件費及び地籍管理システム導入経費の減によるものでございます。

2目．賦課徴収費は市税の課税と納税報奨金など徴収に要する経費で、目全体で前年比較の減は、次のページの13節．委託料で、評価がえの準備経費としての判定評価委託事業費などの減によるものでございます。

109ページをごらんください。

3項1目．戸籍住民基本台帳費は、職員8名の人件費と戸籍や住民基本台帳に関する事務に要する経費でございます。18節．備品購入費では、窓口用レジスター更新費用を計上いたしております。

110ページの4項．選挙費、1目．選挙管理委員会費は、委員報酬、職員の人件費を含め一般経費でございます。

2 目．選挙啓発費は、明るい選挙など選挙啓発に要する経費でございます。

111ページをごらんください。

3 目．鹿島市多良岳土地改良区総代選挙費から 5 目．鹿島市長選挙費につきましては、いずれも任期満了に伴う選挙に要する経費を計上いたしております。

113ページをごらんください。

5 項．統計調査費、1 目．統計調査総務費は、職員の人件費を含む一般経費でございます。

2 目．諸統計費は、説明欄の各種統計調査に要する経費を計上いたしております。

115ページをごらんください。

6 項 1 目．監査委員費は監査事務に要する経費で、委員報酬、職員人件費、研修旅費のほか一般経費でございます。

117ページをごらんください。

3 款．民生費、1 項．社会福祉費、1 目．社会福祉総務費は、社会福祉事務事業に要する経費として職員 7 名の人件費や、13 節．委託料で民生委員調査活動委託金のほか、19 節．負担金補助及び交付金には説明欄の社会福祉協議会運営費補助金を初めとする助成経費を計上いたしております。

前年比較の増は、次のページの 28 節．繰出金のうち、国民健康保険特別会計への繰出金が大きく増となるものでございます。また、14 年度から引き続き奨学資金貸付基金の積み増しも行っております。

118 ページの 2 目．身体障害者福祉費は、施設や在宅の障害者の福祉の向上に要する経費で、13 節．委託料と、次のページの 19 節．負担金補助及び交付金、20 節．扶助費が中心となっております。その中で、19 節．負担金補助及び交付金の福祉タクシー事業補助金につきましては、今年度から県の補助金が廃止されたことから市単独で事業を継続していくことといたしております。

目全体の前年比較増は、20 節．扶助費で説明欄の更生医療費給付費と居宅介護支援費の増などによるものでございます。

そのまま 119 ページをごらんください。

3 目．知的障害者福祉費も、施設や在宅の知的障害者の福祉の向上に要する経費で、前年比較増は、20 節．扶助費で知的障害者施設支援費と地域生活援助支援費の増によるものでございます。

120 ページの 4 目．国民年金事務費は、職員の人件費、一般経費など年金事務の経費でございます。

121 ページをごらんください。

5 目．同和対策費は、職員の人件費を含め差別の解消や人権に関しての啓発に要する経費を計上いたしております。

123ページをごらんください。

2 項. 高齢者福祉費、1 目. 高齢者福祉総務費につきましては、職員の人件費や福祉センター管理経費を含め、施設や在宅の高齢者福祉の向上に要する経費を計上いたしております。13節. 委託料では、生きがい活動支援経費、在宅介護支援センター運営経費、高齢者等生活支援経費のほか、次のページになりますが、在宅介護支援経費など、19節. 負担金補助及び交付金では杵藤広域介護保険事業への負担金、20節. 扶助費では施設措置費が主なものでございます。この施設措置費につきましては入所者の減少により減額となっており、前年比較の減はこれによるものでございます。

125ページをごらんください。

3 項. 児童福祉費、1 目. 児童福祉総務費は、児童相談員報酬、職員の人件費、子育ての相談などを受ける地域子育て支援センター経費、放課後児童対策経費、児童遊園管理経費など児童福祉の向上に係る経費で、7 節. 賃金では放課後児童対策の拡充経費を増額いたしております。

126ページの2 目. 保育所運営費は、13節. 委託料で民間保育所運営費を計上するほか、19 節. 負担金補助及び交付金で延長保育、一時保育、障害児保育など特別保育対策経費を計上いたしております。

前年比較の増は、運営費の増によるものでございます。

3 目. 保育所みどり園費は、3 ページにまたがり職員13名の人件費のほか、みどり園の保育事業に要する経費を計上いたしております。また、16年度の公立保育所運営費補助金に引き続き延長保育事業補助金が一般財源化されたことから、県補助金を減額いたしております。

128ページをごらんください。

4 目. 母子福祉費は母子家庭などの福祉の向上に要する経費で、母子自立支援員の設置に要する経費や、20節. 扶助費では母子家庭や乳幼児の医療費の助成経費、児童扶養手当などを計上いたしております。なお、次のページの28節. 繰出金では、乳幼児医療費が現物給付になったことに伴うペナルティー分を国保会計に繰り出す経費も計上いたしております。

前年比較の増は、児童扶養手当支給費が平年度化したことや支給対象家庭の増加によるものでございます。

129ページをごらんください。

5 目. 児童措置費は児童手当の給付に係るもので、16年度の制度改正に伴い支給年齢が9 歳まで延長され、その給付費が平年度化したことから、給付額が大幅に増加いたしております。

130ページの4 項. 生活保護費、1 目. 生活保護総務費は、職員の人件費を含む生活保護事務関係経費でございます。

2 目. 扶助費につきましては、次のページにまたがり説明欄の各扶助費を計上いたしてお

ります。

132ページをごらんください。

5 項 1 目．災害救助費は、20節．扶助費で火災見舞金を計上いたしております。

133ページをごらんください。

4 款．衛生費、1 項．保健衛生費、1 目．保健衛生総務費は、職員 9 名の人件費、休日急患センターの運営費、次のページの夜間救急外来診療体制整備に係る経費が主なものでございます。

前年比較の増は、人件費の増と精神障害者小規模作業所運営費国庫補助金が今年度から所
在市町村に交付されることとなり、19節．負担金補助及び交付金の運営補助金が増加したこ
とによるものでございます。

134ページの 2 目．予防費では、結核、日本脳炎、インフルエンザなどの各種予防接種
経費のほか、杵藤広域伝染病隔離病舎の負担金など病気の予防に関する行政経費を計上いた
しております。

3 目．老人保健費は40歳以上の方の健康管理に要する経費でございまして、次のページに
なりますが、13節．委託料で節目健診など健康診査に係る経費を計上いたしております。こ
のほか、健康相談、訪問指導などの経費を計上するとともに、肝疾患検診に要する経費を増
額いたしております。あわせて、28節．繰出金で老人保健特別会計への繰出金を計上いたし
ております。

前年比較の増は、この繰出金の大きな増加が主なものでございます。

135ページをごらんください。

4 目．母子保健費は、妊婦、乳児の各種健康診査、健康相談など母子の健康管理に要する
経費でございます。

136ページの 5 目．環境衛生費は、狂犬病予防経費のほか、19節．負担金補助及び交付
金で杵藤広域葬斎公園負担金を計上いたしております。

6 目．公害対策費は、騒音、振動、水質などの測定検査経費を計上いたしております。

137ページをごらんください。

7 目．環境保全費につきましては、19節．負担金補助及び交付金で、自然保護育成実践活
動事業として学童環境教育、EMジャブジャブ作戦事業などへの助成経費や、家庭用合併処
理浄化槽設置に対する助成費を計上いたしております。

8 目．簡易水道費は、職員の人件費ほか一般経費でございます。

139ページをごらんください。

2 項．清掃費、1 目．清掃総務費は、ごみ処理やリサイクルなどの指導に当たる職員 8 名
の人件費、公衆トイレの清掃、地区の下水・排水路清掃時の汚泥処分などの清掃管理経費、
杵藤広域ごみ処理負担金、衛生施設組合負担金などを計上いたしております。

前年度比較減は、人件費の減と、13節．委託料で前年度までのごみマップ作成委託料が減となったこと、ごみ処理負担金や衛生施設組合負担金など一部事務組合負担金がそれぞれ減となったことなどによるものでございます。

140ページの2目．廃棄物処理費は、ごみ減量化、リサイクルに対する奨励金、ごみ袋の購入費、資源物収集運搬手数料、電動生ごみ処理機助成経費などを計上いたしております。そのうち、13節．委託料はごみ収集に係る経費やごみ袋の販売経費などでございます。

141ページをごらんください。

5款．労働費、1項．労働諸費、1目．労働振興費は雇用対策、勤労者の福祉向上に要する経費で、職員の人件費を含め、21節．貸付金では勤労者への金融対策として労働金庫預託金を計上いたしております。

143ページをごらんください。

6款．農林水産業費、1項．農業費、1目．農業委員会費につきましては、農業委員の報酬、職員4名の人件費など農業委員会や事務局の運営経費と、農業者年金や農地流動化などの事務事業に要する経費を計上いたしております。

144ページの2目．農業総務費は、職員18名の人件費や一般経費を計上いたしております。前年比較減は、人件費の減によるものでございます。

3目．農政事業費は、農業振興のための政策的経費を中心に計上いたしております。後継者育成、農地集積などに対する助成経費を初め、次のページになりますが、13年度に調査着手した中山間地域総合整備の事業採択に向けた所要経費を13節．委託料を中心に計上するとともに、19節．負担金補助及び交付金では中山間地域等直接支払交付金を計上いたしております。

前年比較の減は主に中山間地域総合整備事業で、前年度では実施計画作成費を計上しており、それが減少したことによるものでございます。

145ページをごらんください。

4目．農業振興費は、農業振興の主にソフト事業に係る経費と水田農家の経営の安定化、高度化などに要する経費を計上いたしております。次のページになりますが、19節．負担金補助及び交付金で、農業金融対策経費を初め、新さが水田農業経営確立推進事業として転作に係る協議会への助成経費など、また、有害鳥獣被害防止対策に要する経費も、わずかずつではありますが、増額しながら計上をいたしております。

前年度比較の減は、主に新さが水田農業経営確立推進事業にかかわる県補助の終了によるものでございます。

146ページの5目．園芸振興費は園芸農家の振興に要する経費で、次のページになりますが、19節．負担金補助及び交付金で、収益性が高く競争力のある園芸農業を確立するため、魅力あるさが園芸農業確立対策事業や生産振興総合対策事業の次期対策事業経費などを計上

いたしております。

前年度比較の大きな増は、ポスト生産振興総合対策事業が大幅な増となったことなどによるものでございます。

147ページの6目、畜産業費は畜産業の振興に係る経費を計上いたしております。家畜排泄物適正処理法関連経費として、16節、原材料費で家畜排泄物対策の原材料支給費を計上し、19節、負担金補助及び交付金で、効率的な飼料生産体制を確立するための機械導入事業などを行う、さが畜産自給力強化対策事業補助金などを計上いたしております。

前年度比較の減は、家畜改良増殖対策事業の事業終了などによるものでございます。

148ページの7目、農地整備費は農業基盤整備に要する経費で、13節、委託料や15節、工事請負費などで七浦・音成地区の団体営圃場整備経費を計上するほか、19節、負担金補助及び交付金では、説明欄の圃場整備償還助成経費などを計上いたしております。また、土地改良区の合併促進を図るため、補助金を新たに計上いたしております。

前年度比較の減は、音成地区圃場整備費の減によるものでございます。

8目、土地改良事業費は、土地改良施設の維持管理関係経費と排水対策償還助成経費を初めとし、次のページの14節、使用料及び賃借料と16節、原材料費で、農道舗装や水路整備のための重機使用料や原材料を中心に計上いたしております。また、19節、負担金補助及び交付金では、新規に水田の排水改良を行う地域水田農業緊急整備事業を計上いたしております。

前年比較の増は、この事業実施などによるものでございます。

151ページをごらんください。

2項、林業費、1目、林業振興費につきましては、林業の振興経費として職員の人件費を初め担い手の育成、森林や林道の維持管理費、自然の館の維持管理費、海の森造林などに要する経費でございます。次のページの19節、負担金補助及び交付金では、造林、間伐、後継者対策などの事業について助成経費を計上いたしております。また、4年目となります35年生以下の人工林に直接補助する森を守る交付金事業につきましても計上いたしております。

前年度比較の減は、森林管理対策事業補助金などの減によるものでございます。

153ページをごらんください。

3項、水産業費、1目、水産業振興費は職員の人件費を含む水産業の振興経費で、19節、負担金補助及び交付金は事務事業の負担金や補助金であります。今年度につきましては七浦地区にノリの協業化施設を建設する漁業経営構造改善事業補助金を計上いたしております。このほか、次のページになりますが、21節、貸付金では漁業者の金融対策として信漁連への預託金を計上いたしております。

前年度比較大きな減は、ノリの協業化施設整備事業の実施によるものでございます。

154ページの2目、漁港管理費は漁港の維持管理に要する経費で、14節、使用料及び賃借料で漁港のしゅんせつ経費が主なものでございます。

3目．漁港建設費は、飯田漁港の外堤防に防風さくを設置するための所要経費を計上いたしております。

155ページをごらんください。

7款1項．商工費、1目．商工総務費は、商工観光行政の運営を行う職員5名の人件費でございます。

2目．商工業振興費は、商工業の振興経費として消費生活相談、企業誘致対策、市営駐車場の管理、商工団体活動推進、金融対策などで、11節．需用費、13節．委託料、14節．使用料及び賃借料につきましては市営駐車場管理経費が主なものでございます。また、19節．負担金補助及び交付金では、商店街の活性化や地場産業の振興などに要する助成経費などを計上いたしております。そのほか、次のページになりますが、21節．貸付金では中小企業、商工業者に対する金融対策として市中銀行への預託金を計上し、また、22節．補償補填及び賠償金では貸付保証料を計上いたしております。

前年比較減は、工場団地看板設置工事や空き店舗対策事業補助金の終了などによるものでございます。

156ページの3目．観光費は観光の振興に要する経費で、観光宣伝、桜まつり、物産展など観光客誘致に係る経費を初め、キャンプ場、干潟展望館、物産館などの観光施設の管理経費を計上いたしております。そのほか、次のページになりますが、19節．負担金補助及び交付金では、伝承芸能フェスティバル経費と観光さが魅力アップキャンペーン事業負担金などを計上いたしております。

158ページの8款．土木費、1項．土木管理費、1目．土木総務費は、職員の人件費や防災協会負担金でございます。

159ページをごらんください。

2項．道路橋りょう費、1目．道路橋りょう総務費は、職員の人件費を含め、19節．負担金補助及び交付金には有明沿岸道路など建設促進期成会経費や協会負担金を計上いたしております。

前年比較の減は、法定外公共物譲与申請事業などの完了によるものでございます。

160ページの2目．道路維持費は市道の維持管理に要する経費で、職員の人件費を含め、15節．工事請負費の中では道路修繕、側溝整備を初め、少ない経費で生活道路を改良して地域の利便を図る地域密着型道路改良事業などを計上し、また、同様の理由から14節．使用料及び賃借料と16節．原材料費では市道の維持補修の経費を計上いたしております。

前年比較減は、側溝整備の事業費の減によるものでございます。

161ページをごらんください。

3項．道路新設改良費は、職員の人件費を初め、次のページの13節．委託料で辺地道路中川内～広平線や新町～世間線などの設計委託料、15節．工事請負費も中川内～広平線や単独

市道などの整備経費、17節．公有財産購入費と22節．補償補填及び賠償金も、これらの路線の用地取得費や補償経費を計上いたしております。

162ページの4目．交通安全施設等整備事業費につきましては、ガードレール設置工事などの所要経費を計上いたしております。

163ページをごらんください。

3項．河川費、1目．河川総務費は、北鹿島末増籠排水機場の管理経費や急傾斜地崩壊防止事業及び河川・海岸関係の協会負担金でございます。

前年度増となっておりますのは、16年度まで県営事業で実施しておりました急傾斜地崩壊防止事業が今年度から市営事業となり、15節．工事請負費にその所要額を計上いたしたことによるものでございます。

2目．河川改修費は、東塩屋川の管理経費が主なものでございます。

3目．水資源対策費は、中木庭ダム建設の推進事業費でございます。

165ページをごらんください。

4項．港湾費、1目．港湾管理費は、協会負担金が主なものでございます。

166ページの5項．都市計画費、1目．都市計画総務費は、職員の人件費、一般経費、協議会負担金のほか、28節．繰出金で公共下水道特別会計への繰出金を計上いたしております。

前年度比較の減は、人件費が減となったこと、浜地区の街なみ環境整備事業経費を5目．まちなみ活性化事業費へ移動したことなどが主な理由でございます。

2目．街路事業費は、職員の人件費やポケットパークの管理経費でございます。

167ページをごらんください。

3目．都市下水路費は、職員の人件費を含め、次のページになりますが、13節．委託料、15節．工事請負費などに雨水排水ポンプ場の維持管理経費や単独下水路の整備経費を計上いたしております。

前年比較の減は、下水道ポンプ場環境整備事業の完了などによるものでございます。

4目．都市公園費は、職員の人件費と都市公園施設の管理経費を計上いたしております。

また、次のページになりますが、15節．工事請負費と17節．公有財産購入費には、蟻尾山公園整備事業として東側広場の整備に要する経費などを計上いたしております。

前年比較の大きな減は、蟻尾山公園整備事業費が減となったことによるものでございます。

5目．まちなみ活性化事業費につきましては新たな目の創設でございまして、前年度まで1目の都市計画総務費で計上いたしておりました肥前浜宿街なみ環境整備事業関係経費を、人件費3名分とあわせて計上いたしております。今年度の主な事業内容は、次のページになりますが、15節．工事請負費で浜の八宿小公園に公衆トイレを建設する経費を、19節．負担金補助及び交付金では県の近代化遺産保存事業で実施する家屋の修景助成などを予定いたしております。

171ページをごらんください。

6 項. 住宅費、1 目. 住宅管理費は、職員の人件費及び市営住宅の維持管理に要する経費でございます。

前年比較の減は、市営住宅改修工事費の減によるものです。

173ページをごらんください。

9 款 1 項. 消防費、1 目. 常備消防費は、杵藤広域消防の負担金でございます。

2 目. 非常備消防費は消防団の活動に要する経費で、団員の報酬ほか消防自動車の管理経費や、19 節. 負担金補助及び交付金では、次のページになりますが、団員退職報償金掛金などを計上いたしております。

174 ページの 3 目. 消防施設費につきましては、年次計画により防災基盤整備事業として動力ポンプ及びこれの積載車購入などを実施いたしております。このほか、単独事業として消火栓の設置など防火対策経費を計上いたしております。

前年比較減は、小型動力ポンプ積載車などの購入台数の減によるものでございます。

4 目. 災害対策費は、災害時の応急対策経費や水防対策経費などでございます。

177ページをごらんください。

10 款. 教育費、1 項. 教育総務費、1 目. 教育委員会費は、教育委員の報酬など委員会の運営に必要な経費でございます。

2 目. 事務局費は、外国語指導助手の報酬、職員10名の人件費、登校できない子供たちへの支援事業経費や、19 節. 負担金補助及び交付金では説明欄の幼稚園就園奨励費や運営助成金などを計上いたしております。

前年比較の減は、学校適応等支援事業の完了などによるものでございます。

180ページをごらんください。

2 項. 小学校費、1 目. 学校管理費は、各小学校の運営に要する経費や学校施設の維持管理経費、また小学校施設整備事業経費、情報機器整備のための使用料などを計上いたしております。このうち主なものは、13 節. 委託料で能古見小学校校舎の実施設計書作成業務や各学校の浄化槽管理、警備業務などに要する経費で、14 節. 使用料及び賃借料ではパソコンリース料、15 節. 工事請負費では七浦小学校の体育館屋根改修などでございます。

前年度比較の減は、鹿島小学校体育館の屋根改修費の完了によるものでございます。

181ページをごらんください。

2 目. 教育振興費は、福祉教育を初め豊かな心を持つ子供の育成などに要する経費のほか、遠距離通学費助成、要保護準要保護児童就学助成などに要する経費を計上いたしております。

182 ページの 3 項. 中学校費、1 目. 学校管理費につきましては、小学校費と同様、中学校 2 校の運営に要する経費や学校施設の維持管理経費でございます。このうち主なものは、14 節. 使用料及び賃借料ではパソコンリース料、15 節. 工事請負費では各中学校の維持・営

繕などの経費でございます。

前年比較の大きな減は、西部中の窓枠改修事業の完了によるものでございます。

183ページをごらんください。

2目．教育振興費は小学校費と同様の趣旨で関係経費を計上いたしております。

184ページの4項．社会教育費、1目．社会教育総務費は、嘱託職員の報酬、職員23名の人件費、青少年教育、女性教育、男女共同参画社会づくりなどの経費のほか、芸術・文化の振興では、13節．委託料でエイブルにおいて年間を通じた自主文化事業に要する経費も計上いたしております。

前年比較の減は、職員人件費の減と鹿島市史の編さん事業経費及び地域教育力向上推進事業の完了によるものでございます。

185ページをごらんください。

2目．公民館費は、各地区公民館の管理運営経費と、各地域に密着し、その特徴をさらに発展させるコミュニティー事業に要する経費を計上いたしております。

前年度比較の大きな増は、次のページになりますが、19節．負担金補助及び交付金で、高津原区への自治公民館建設補助の計上が主なものでございます。

186ページの3目．生涯学習推進費は、各年齢層に親しまれる学習メニューで市民が企画・立案する「おとどけ大学」や「いきいき講座」などの運営に要する経費などを計上いたしております。また、本年度は市民立大学設立の調査研究費もあわせて計上いたしております。

187ページをごらんください。

4目．図書館費は市民図書館の運営に伴う諸経費で、11節．需用費では週刊誌、月刊誌、約180誌、次のページの18節．備品購入費では図書約7,700冊の購入費を中心に、CD、ビデオ、DVD購入費もあわせて計上いたしております。このほか、13節．委託料と14節．使用料及び賃借料はシステム機器運用経費などがございます。なお、15節．工事請負費では、小さな金額ではありますが、県内の公立図書館の横断検索を行うための所要経費も計上いたしております。

188ページの5目．社会同和教育費は、社会同和教育指導員報酬を初め社会同和教育に要する一般経費と社会同和施設の維持管理費を計上いたしております。

189ページをごらんください。

6目．文化財保護対策費は、文化財保護のための経費を初め、広域農道建設や国道444号線改良工事に関連して埋蔵文化財の発掘調査経費を計上するとともに、浜地区の伝統的建造物群保存事業として継ぎ場の管理経費や保存地区の決定に向けた所要経費を計上いたしております。

190ページの7目．生涯学習センター管理費は、生涯学習センターエイブルの管理経費でございます。

前年度比較の減は、高熱水費や清掃委託料などの減によるものでございます。

191ページをごらんください。

5 項. 保健体育費、1 目. 保健体育総務費は、スポーツの振興と普及を図るための経費として、スポーツ教室、市民体育大会などスポーツ大会、また、体育協会の運営助成などに要する経費を計上いたしております。

192ページの2 目. 体育施設管理費は、市民体育館、陸上競技場、市民球場、北公園などの体育施設の維持管理経費で、前年度比較減は、のごみふれあい楽習館空調工事の完了によるものでございます。

193ページをごらんください。

3 目. 学校給食費は給食センターの運営経費で、嘱託職員と委員の報酬、職員18名の人件費及び一般経費を計上いたしております。

前年度比較増は、人件費の増などによるものでございます。

195ページをごらんください。

この 195ページ、11款. 災害復旧費、1 項. 農林水産業施設災害復旧費から 197ページの11款. 災害復旧費、2 項. 土木施設災害復旧費までは、いずれも科目のみの設定でございます。

198ページをごらんください。

12款1 項. 公債費、1 目. 元金は、長期債の元金償還に係るものでございます。

前年比較の大きな減は、前年度に減税補てん債の借りがえを実施していたことに伴う減でございます。

2 目. 利子につきましては、長期債及び一時借入金の利子の償還でございます。

前年比較の減は、高利率の長期債の残高減少に伴う利子の減によるものでございます。

199ページをごらんください。

13款. 諸支出金、1 項. 普通財産取得費、1 目. 土地取得費は、科目のみの計上でございます。

200ページの2 項1 目. 公営企業費は、水道未普及地域解消など簡易水道建設に係る起債償還の一般会計負担分と中木庭ダム建設に係る一般会計負担分でございます。

前年度比較減は、簡易水道建設の一般会計負担金の減に伴うものでございます。

201ページをごらんください。

14款. 予備費につきましては、不測の事態に対応するため40,000千円を計上いたしております。

202ページからの給与費明細書、210ページからの債務負担行為の調書、215ページの地方債の現在高調書につきましては説明を省略させていただきます。

以上で平成17年度一般関係予算の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますよう

お願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

次に、議案第2号 平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算についての説明を求めます。藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

それでは、議案第2号 平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

公共下水道事業は、平成16年度に鹿島南部処理分区を109ヘクタールの区域拡大が認められ、現在、事業認可面積365ヘクタールの中で整備を進めております。今年度末での整備面積は、新たに約10.5ヘクタールが見込まれ、供用開始面積は208.5ヘクタール、面整備率は約57%となるものでございます。

また、汚水処理区域内2,497世帯のうち下水道に接続いただいております世帯数は1,708世帯で、2月末の水洗化率といたしまして68.4%と、社会状況の厳しい中、ここ数年、緩やかに上昇しており、さらに水洗化率の向上を図りたいと考えております。

平成17年度事業といたしましては、認可拡大に伴う汚水幹線管渠や汚水中継ポンプ場の整備を初め、浸水対策としての雨水路及び雨水ポンプ場の整備など下水道施設の整備拡充に努めたいと考えております。

別冊の鹿島市予算書で御説明したいと思います。

16ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,286,259千円と定めるものでございます。前年度予算と比較いたしまして106,076千円、率にして9%の伸びとなっておりますが、これは建設事業費で事業認可区域の拡大に伴い、鹿島南部処理分区の汚水幹線管渠、汚水中継ポンプ場など補助事業の増によるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、18ページから20ページの第1表のとおりでございます。

第2条、債務負担行為の事項、期間及び限度額は、21ページの第2表のとおりでございます。

第3条、地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、22ページの第3表のとおりでございます。

第4条、一時借入金につきましては、限度額を6億円と定めるものでございます。

17ページをお願いいたします。

第5条は、歳出予算の流用の範囲を定めるものでございます。

次に、218ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

1 款．分担金及び負担金、1 項．負担金、1 目．下水道費負担金は前年比 3,658千円の減となっておりますが、これは平成13年度から16年度までの区域の今年度納付分と、新たに平成17年度の汚水処理開始区域に係る分で、賦課面積が前年度に比較しまして 0.6ヘクタールの減少によるものでございます。

219ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目．公共下水道使用料は、前年度までに接続しました実績件数と今年度の接続見込みにより算出したもので、前年度より 4,869千円の増を見込んでおります。

2 目．土木使用料は、浄化センター内の九電柱及びN T T柱の敷地貸付料でございます。

220ページの 2 款 2 項 1 目の公共下水道手数料は、指定工事店登録手数料等でございます。

221ページをお願いいたします。

3 款．国庫支出金、1 項．国庫補助金、1 目．公共下水道費国庫補助金は当該年度の下水道事業補助金で、前年比56,367千円の増は、先ほど御説明いたしました補助事業の増によるものでございます。

222ページの 4 款 1 項 1 目．一般会計繰入金は、説明欄のとおりそれぞれの事業費に充当するものでございます。

223ページをお願いいたします。

223ページから225ページの 5 款 1 項 1 目の繰越金、6 款 1 項 1 目の延滞金及び 2 目の過料、6 款 2 項 1 目の雑入については費目存置でございます。

226ページをお願いいたします。

7 款．市債、1 項 1 目．公共下水道事業債は、国庫補助裏分や単独分及び資本費平準化債を計上いたしております。

227ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。1 款．公共下水道費、1 項．公共下水道管理費、1 目．総務管理費は、人件費のほか、8 節の報償費は受益者負担金一括納付報奨金、13節．委託料は下水道使用料の徴収委託料、下水道台帳作成委託料などを計上いたしております。

228ページをお願いいたします。

1 款 1 項 2 目．維持管理費の主なものは、下水道施設の燃料費、光熱水費、修繕料等の需用費でございます。雨水ポンプ場の管理業務や汚水幹線管渠点検清掃業務などの委託料、工事請負費、原材料を計上いたしております。

229ページの 1 款 1 項 3 目．浄化センター費は、人件費のほか、11節．需用費につきましては浄化センター及び中牟田グリーンセンターなどの光熱水費等を計上いたしております。13節の委託料は、浄化センターの運転管理委託料、浄化センター周辺海域の水質調査委託料などでございます。

230ページをお願いいたします。

1 款．公共下水道費、2 項 1 目．建設事業費は、前年比で 108,978 千円の増となっております。主な理由としましては、先ほど説明いたしました認可拡大に伴う幹線管渠、それから中継ポンプ場などの増でございます。そのほかに、汚水枝線管渠及び浄化センターの電気設備、雨水路の築造並びに乙丸汚水ポンプ場の建設工事などを計上いたしております。13 節．委託料は、浄化センター詳細設計等を計上いたしております。22 節．補償補填及び賠償金は、污水管渠工事等に伴います水道管移設補償等でございます。

232 ページをお願いいたします。

2 款．公債費、1 項 1 目．元金、2 目．利子は、昭和 61 年度から平成 16 年度までに借り入れた財務省財政融資基金、公営企業金融公庫及び総務省簡保資金等の現金及び利子の償還分でございます。

233 ページの 3 款．予備費、1 項 1 目．予備費は、調整費といたしまして 1,000 千円を計上いたしております。

234 ページから 240 ページまでに給与明細書、241 ページから 242 ページに債務負担行為に関する調書を掲載いたしております。

243 ページに地方債に関する調書を記載いたしておりますが、説明については省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

次に、議案第 3 号 平成 17 年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について説明を求めます。福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

議案第 3 号 平成 17 年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の 23 ページをお開きください。

まず、第 1 条第 1 項でございますが、歳入歳出の予算の総額を 11,149 千円にするものでございます。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、24 ページから 25 ページの第 1 表、歳入歳出決算によります。

第 2 条は、一時借入金の限度額を 10,000 千円と定めるものでございます。

第 3 条は、歳出予算の流用の範囲を定めるものでございます。

それでは、予算に関する説明書の 246 ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1 款 1 項 1 目．不動産売払収入でございますが、平成 17 年度は 11,026 千円を計上いたしております。これは工場団地の売却を見込みまして、歳出予算に見合った金額を計上いたしております。

次に、247ページ、一般会計繰入金、248ページ、繰越金、249ページ、預金利子については科目存置でございます。

250ページ、5款1項1目、谷田工場団地使用料につきましては、鹿島実業高等学校の野球部練習場として貸しておりますので、その使用料を計上いたしております。

それでは、歳出でございますが、251ページをお開きください。

1款1項1目、工場用地取得造成分譲費でございますが、管理費を計上いたしております。主なものは、除草作業委託費でございます。

次に、252ページをお開きください。

2款1項1目及び2目、元金及び利子の償還でございますが、元金10,473千円、利子492千円を計上いたしております。

次に、254ページでございますが、これは地方債に関する調書でございます。説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

次に、議案第4号 平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について及び議案第5号 平成17年度鹿島市老人保健特別会計予算についての説明を求めます。井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

議案第4号 平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

別冊の鹿島市国民健康保険特別会計予算書で御説明いたします。

26ページをお願いいたします。

平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,158,735千円と定めております。前年度比較3.1%、94,667千円の増であります。

今回の予算編成の中で大きく変わったものが、国の三位一体改革により療養給付費、療養費、高額療養費、老人保健医療費拠出金、介護納付金に係る国庫負担金が100分の40から100分の36に、財政調整交付金であります国庫補助金が100分の10から100分の9に減額となり、合わせた減額分100分の5は新たに県の財政調整交付金が県支出金として交付されるものです。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は4億円と定めております。

それでは、予算の内容につきまして御説明いたします。

257ページをお願いいたします。

まず、歳入であります。1款1項、国民健康保険税、1目、2目、それぞれ一般被保険者、退職被保険者等の国民健康保険税で、医療給付費分、介護納付金分の現年課税分、滞納繰越分を計上いたしております。なお、国保の世帯は6,611世帯、被保険者数1万4,588人、

それと、介護保険関係では世帯数で 3,055世帯、被保険者数 4,238人で計上いたしております。

258ページになりますが、合計で 940,040千円で、前年度比 9,090千円の減であります。

259ページですが、2款. 使用料及び手数料、1項. 手数料、1目. 督促手数料は580千円で前年度と同額であります。

260ページをお願いいたします。

3款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金は 900,570千円で、これは療養費等に係る国の経費負担分を計上いたしております。前年度比79,699千円で大きな減となっておりますが、これは主に療養給付費、老人保健医療費拠出金等の減で 100分の36になったことによるものです。

261ページですが、2項. 国庫補助金、1目. 財政調整交付金は 471,856千円で、前年度比49,662千円の増であります。

262ページをお願いいたします。

4款1項1目. 療養給付費交付金は 310,666千円で、前年度比29,094千円の増であります。これは、退職被保険者に係る収入額を除いた90%が支払基金から交付されるものであります。

263ページ、5款. 県支出金、1項. 県負担金、1目. 高額医療費共同事業負担金は 17,375千円で、前年度比 1,901千円の増であります。これは、15年度の制度改正によって新設されておりますが、高額医療費の4分の1を県から負担金としていただくものであります。

264ページをお願いいたします。

同じく2項. 県補助金、1目. 財政調整交付金は 122,665千円を計上いたしておりますが、これは国の減額分 100分の5を新たに県から財政調整交付金として交付されるものです。

265ページ、6款1項1目. 共同事業交付金は57,000千円で、前年度比 2,000千円の増で、これは長期入院患者の 700千円を超えた医療費に対して国保連合会から交付されるものであります。

266ページをお願いいたします。

7款. 財産収入、1項. 財産運用収入、1目. 利子及び配当金、及び 267ページの8款. 繰入金、1項1目. 基金繰入金は費目のみであります。

268ページをお願いいたします。

同じく2項. 他会計繰入金、1目. 一般会計繰入金は 333,411千円で、前年度比10,241千円の増であります。これは、国民健康保険財政支援対策として人件費相当額、出産育児一時金、国保財政安定化支援事業、保険者支援制度に対する繰入金であります。

269ページの9款1項. 繰越金は、1目、2目とも費目のみです。

270ページをお願いいたします。

10款. 諸収入、1項. 延滞金・加算金及び過料は、1目. 一般被保険者延滞金 100千円、2目. 退職被保険者等延滞金50千円、3目、4目の加算金は費目のみ、5目. 過料は 350千

円を計上いたしております。

271ページ、2項1目．預金利子は50千円で、前年度と同額を計上いたしております。

272ページをお願いいたします。

同じく3項．雑入は合計で4,016千円で、交通事故に係る第三者納付金や返納金を計上いたしております。

273ページをお願いいたします。

続いて、歳出であります。1款．総務費、1項．総務管理費、1目．総務管理費は103,276千円で、前年度比991千円の減であります。主には人件費の減と電算処理に要する経費等の増によるものであります。

2目．連合会負担金は2,325千円で、保険者の平等割と被保険者割で国保連合会に納入するものであります。

274ページをお願いいたします。

2項1目．運営協議会費は、協議会開催に伴う委員報酬であります。

275ページ、同じく3項．徴税費、1目．賦課徴収費は8,602千円で、前年度比645千円の減で、主には収納嘱託員報酬の減によるものです。

276ページをお願いいたします。

2款．保険給付費、1項．療養諸費は、合計で1,809,779千円で、前年度比125,353千円の増となっております。1目及び2目の被保険者療養給付費で被保険者数の増加によるものです。

277ページですが、2項．高額療養費は200,117千円で、前年度比12,017千円の増であります。申請件数を、一般で月平均156件、退職で月平均40件を見込んでおります。

278ページをお願いいたします。

3項．移送費は前年度と同額で計上いたしております。

279ページ、4項1目．出産育児一時金は21,000千円で、前年度と同数の70名の出生者数を見込んでおります。

280ページをお願いいたします。（発言する者あり）

申しわけございません。言い直します。4項1目．出産育児一時金は21,000千円で計上いたしております。

280ページ、5項1目．葬祭費は6,250千円で前年度と同額でございます。

281ページ、3款1項．老人保健拠出金は709,753千円で、前年度比82,305千円の減で、前年度の拠出金に伸び率や調整率を乗じて計上いたしております。

282ページをお願いいたします。

4款1項1目．介護納付金は199,282千円で、前年度比32,554千円の増であります。これは支払基金に支払うもので、平成15年度、16年度の実績、2号被保険者数の増加等により

1人当たりの負担額を算出し、これに調整率を乗じて計上いたしております。

283ページ、5款1項、共同事業拠出金、1目、高額医療費拠出金は69,502千円で、前年度比 7,606千円の増であります。この積算は国保連合会で積算しておりますが、15年度から県全体のプール方式から市町村ごとの実績方式に変更がされております。

284ページをお願いいたします。

6款1項、保健施設費は15,086千円で、1目、保健衛生費で被保険者への医療費通知につきましては、前年度は1回でありましたが、今年度は2カ月に1回の通知を差し上げるように計画いたしております。

2目、療養費は、はり、きゅう施術の助成費で、前年度実績で見込んでおります。

3目、保健推進費は健康づくりに要する経費で、5年間の総括を分析するため委託料を増額いたしております。

285ページ、7款1項1目、基金積立金は費目のみです。

286ページをお願いいたします。

8款1項、公債費、1目、利子は一時借入金の利子で、35千円を計上いたしております。

287ページ、9款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、1目、一般被保険者保険税還付金は 3,500千円で、保険税の過年度還付金を計上いたしております。

2目から5目までは前年度と同額でございます。

288ページをお願いいたします。

10款1項1目、予備費は、前年度と同額の10,000千円を計上いたしております。

289ページ以降の給与費明細書は説明を省略させていただきます。

続きまして、議案第5号 平成17年度鹿島市老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

別冊の鹿島市老人保健特別会計予算書で御説明いたします。

33ページをお願いいたします。

平成17年度鹿島市老人保健特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,830,494千円と定めております。前年度比較 0.6%、21,442千円の増であります。なお、老人保健の被保険者数は 5,726名で計上いたしております。

それでは、予算の内容について御説明いたします。

299ページをお願いいたします。

まず、歳入であります。1款1項、支払基金交付金、1目、医療費交付金は 2,193,573千円で、前年度比 170,782千円の減で、これは医療費の制度改正に伴う負担割合の減によるものであります。

2目、審査支払手数料交付金は16,714千円で、これはレセプト審査支払手数料に対する交付金を計上いたしております。

300ページをお願いいたします。

2 款．国庫支出金、1 項．国庫負担金、1 目．医療費負担金は 1,068,388千円で、前年度比 130,565千円の増であります。これは医療諸費の20%相当分を国から交付される分です。

301ページ、2 項．国庫補助金、1 目．事務費補助金 1,000千円は老人医療費適正化対策事業補助金で、これは医療費通知を年 1 回被保険者に交付しておりますが、昨年是一般会計で歳入歳出を計上いたしておりました。

302ページをお願いいたします。

3 款．県支出金、1 項 1 目．県負担金は 267,095千円で、前年度比32,724千円の増であります。これは医療諸費の 5 %相当分を計上いたしております。

303ページ、4 款．繰入金、1 項 1 目．一般会計繰入金は 281,718千円で、前年度比 30,949千円の増であります。これは、一般会計から医療諸費の 5 %相当分と事務費等の繰り入れを受けるものであります。

304ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目．繰越金、305ページの 6 款．諸収入、1 項．延滞金及び加算金、次ページの 2 項．預金利子は費目のみであります。

307ページをお願いいたします。

3 項 1 項．第三者納付金は 2,000千円で、これは交通事故に伴う納付金を現年度、過年度分で各 1,000千円ずつ見込んでおります。

2 目．返納金、3 目．雑入は費目のみであります。

308ページをお願いいたします。

次に、歳出であります。1 款．総務費、1 項．総務管理費、1 目．一般管理費は15,609千円で、老人保健事業等に要する経費であります。主なものは、職員の人件費、委託料では電算共同処理手数料、レセプト縦覧点検委託料等であります。

309ページをお願いいたします。

2 款 1 項．医療諸費、1 目．医療給付費は 3,736,932千円で、前年度比16,932千円の増で、医療費給付者の増を見込んでおります。

2 目．医療費支給費は29,798千円で、コルセット・標準負担額差額等で 7,217千円、柔道整復費で22,581千円を計上いたしております。

3 目．審査支払手数料は16,715千円で、支払基金分として 3,714千円、国保連合会分で 13,002千円を計上いたしております。

4 目．高額医療費は31,432千円で、申請件数を 5,200件と見込んでおります。

310ページ、3 款．諸支出金、1 項．償還金、それから 311ページの 2 項．繰出金は費目のみであります。

312ページの 4 款 1 項 1 目．予備費は 5 千円です。

313ページ以降は給与費明細書です。説明は省略させていただきます。

以上で、平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計予算及び鹿島市老人保健特別会計予算の説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩します。

午後 0 時 休憩

午後 1 時 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

次に、議案第 6 号 平成17年度鹿島市給与管理特別会計予算についての当局の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

議案第 6 号 平成17年度鹿島市給与管理特別会計予算について申し上げます。

予算書は37ページでございます。

平成17年度の人件費総額につきましては、第 1 条に掲げておりますように、歳入歳出予算の総額を 2,040,470千円とするものでございます。

款項の区分ごとの金額は、次の38ページと39ページの第 1 表歳入歳出予算によるものでございます。

なお、本予算書の一番最後のページでございますが、321ページでございます。ここに給与費をそれぞれ会計ごとに計上いたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

次に、議案第 7 号 平成17年度鹿島市水道事業会計予算についての当局の説明を求めます。

井手水道課長。

○水道課長（井手清治君）

議案第 7 号 平成17年度鹿島市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

議案書は7ページでありますけれども、別冊の平成17年度鹿島市水道事業会計予算書で説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。

第 2 条「業務の予定量」でありますけれども、給水戸数は前年度比40戸増の 9,070戸、年間配水量は 305万 6,000立方メートル、一日平均配水量は 8,373立方メートルを見込んでおります。

第 3 条「収益的収入及び支出」、収入の第 1 款、事業収益は 574,377千円、収益の主なもの

のは給水収益、受託工事収益及び雑収益であります。

支出の第1款．事業費は 519,631千円、これは営業費用、減価償却費、企業債の利息、支払利息等であります。

第4条「資本的収入及び支出」でありますけれども、2ページをお願いいたします。

収入の第1款．資本的収入は、予定額 855,729千円で、建設改良事業資金の企業債、それからダム建設負担金に伴う国庫補助金、他会計出資金等であります。支出の第1款．資本的支出は、予定額 1,060,828千円で、本年度取りかかる新配水池取水施設等の建設費と、先ほどの水源開発負担金、企業債の償還金等であります。よって、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 205,099千円は、過年度分損益勘定留保資金64,123千円、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額23,241千円及び当年度損益勘定留保資金の 117,735千円で補てんをいたすものであります。

第5条「企業債」は、建設改良事業に借り入れる企業債の限度額を 467,100千円といたすものであります。

第6条「一時借入金」は、借入金の限度額を2億円と定めるものであります。

次に、3ページをお願いいたします。

議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費67,661千円、交際費50千円であります。

第8条「他会計からの補助金」は、簡易水道事業に伴う一般会計からの補助金で 6,313千円を計上しております。

第9条「たな卸資産の購入限度額」は 4,098千円で、水道メーターの購入であります。

4ページから附属書類でありますけれども、1カ所だけ訂正をお願いいたします。10ページの給与費明細書、説明欄の3行目、「人事異動に伴う増ほか」を「人事異動に伴う減」というふうに訂正をお願いいたします。

予算実施計画、予算資金計画、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、予定損益計算書、予定貸借対照表は説明を省略させていただきます。

次に、26ページをお願いいたします。

平成17年度鹿島市水道事業会計予算明細書について御説明いたします。

収益的収入、税込みの額でありますけれども、第1款の事業収益、1項．営業収益は565,443千円であります。1目．給水収益は555,198千円で、2目の受託工事収益は 1,500千円、3目のその他の営業収益は 8,745千円で開栓、竣工検査手数料、それから一般会計からの消火栓の維持補修費負担金、下水道使用料徴収に関する負担金等であります。

次に、27ページをお願いいたします。

2項の営業外収益、2目．他会計補助金は 6,313千円で、平成5年から6年に実施いたしました簡易水道事業の企業債の償還元利金2分の1を一般会計より受け入れております。

3 目の雑収益は 2,611 千円で、メーター評価益及び電柱の敷地料等であります。

28 ページをお願いいたします。

収益的支出、税込み額でありますけれども、第 1 款の事業費、1 項、営業費用は 357,081 千円で、前年比減の 8,119 千円の減になります。

それから、1 目、原水及び浄水費は 58,742 千円です。

29 ページをお願いいたします。

2 目の配水及び給水費は 44,072 千円です。これは配水池から各家庭までの水道施設に要する費用であります。

31 ページをお願いいたします。

3 目の受託工事費は、収益と同額の 1,500 千円です。

4 目の総係費は 72,706 千円で、一般的、事務的な経費であります。

次に、33 ページをお願いいたします。

5 目の減価償却費は 164,960 千円です。

6 目、資産減耗費は 15,100 千円を計上しております。この減価償却費及び資産減耗費は当年度分の損益勘定留保資金として、資本的収支の不足額に補てんするものであります。

次に、34 ページをお願いいたします。

2 項の営業外費用の 1 目、支払利息及び企業債取扱諸費は 160,795 千円、2 目の雑支出は 754 千円で、特定収入に係る控除対象外の消費税及び不納欠損額を計上しております。

3 目の消費税は 1 千円ですけれども、本年度は資本的支出に伴う仮払い消費税が大幅に増加するために、逆に還付金が生じるものと予測をしております。

次に、35 ページをお願いいたします。

1 款の資本的収入、1 項、他会計出資金は 152,966 千円です。これは中木庭ダム建設事業にかかる建設負担金の 3 分の 1 の額を計上しております。

2 項の他会計負担金は 2,000 千円、消火栓の設置を 4 カ所予定しております。

次に、4 項の工事補償金は 3,000 千円を計上しております。

36 ページをお願いいたします。

6 項の新設負担金は 3,591 千円です。

7 項の企業債は 467,100 千円で、西牟田の代替施設整備事業、配水管の新設布設がえ工事及びダム建設負担金の財源であります。

国庫補助金の 227,070 千円で、ダム建設負担金総額 454,140 千円の 2 分の 1 の額を計上しております。

37 ページをお願いいたします。

第 1 款の資本的支出、1 項の建設改良費は 888,366 千円です。1 目の事務費は 9,442 千円で、投資事業に係る人件費、事務経費を計上しております。

38ページをお願いいたします。

2目の施設費は5,738千円で、主なものは取水ポンプ等の取りかえ、メーター購入経費であります。

3目．改良費は77,000千円で、消火栓の設置費2,000千円、配水管の布設費35,000千円、配水設備改良費が40,000千円です。

39ページをお願いいたします。

4目の第6次拡張事業費は464,596千円です。これは本年度、中木庭ダムの建設事業費5,220,000千円の8.7%の水源開発負担金454,140千円、それから建設利息の10,453千円を計上いたしております。

5目の本年度の主要事業であります西牟田代替施設整備事業については、若殿分の水源、浄水池等の取水施設費130,830千円、配水池等の配水施設費に200,760千円、合計の331,590千円を計上しております。

2項の企業債償還金は167,462千円で、前年度比の11,268千円の増、本年度より支払利息を上回ることになります。

予備費は5,000千円を計上しております。

以上で平成17年度鹿島市水道事業会計予算書の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

議案第1号から議案第7号までの7議案を一括して質疑に入ります。

なお、本議案は委員会付託が予定されておりますので、質疑については議案に直接関係する大綱質疑をお願いいたします。

質疑に移ります。5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

5番橋爪です。1点だけお伺いいたします。

農林水産事業費ですね、この参考資料の6ページ、7ページに載っておりますが、このことについてはずっと前から質問しようかと思っておりましたが、一般質問のときに市長の方からある程度答弁をいただきましたので、内容がわかったわけですが、以前は農林水産業費は16%から17%ぐらい、これはもう20年以上ぐらい前はですね、あったのが、この前も説明がありましたように、元年度は13.1%ということになっておったわけですが、最近は総額も減った中になお8.8%ということで、非常に下がってきております。特に農業は最近、価格が低迷をいたしまして、販売高も急激に減ってきておる中で、8.8%、えらい減ったなど思っておったところが、この前の答弁で大体民生費が18.6%元年にあったものが、28.1%になったということで、とにかくこれについては国、県から来るわけですが、これに義務的につけにやいかんと、こういうことで説明があったわけで大体わかりました。

しかし、そのときの答弁の中でも、特に農林水産業の場合は、投資効率が非常に悪いと。特に市民所得のアップにつながらないとか、あるいは税収のアップにつながらないという答弁がありまして、この投資効率が悪いから、なおさら私はこれを援助していかんといかんじゃなかろうかという感じは持っておるわけで、その辺のお考え方を再度お伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

投資効率が悪いというのは、事実そういうふうに思っております。

そのときも申し上げましたのは、ほかの同じような規模の市と中身を比べるときに、第1次産業分野、投資効率の悪い分野に余計投資をしている、鹿島市は。そうでないところと比較する場合、その中身をよくわかって比較をしてくださいという意味で私はいつも言っているわけですね。ですから、今回もですね——ちょっと待ってください。

鹿島市の予算書の49ページをごらんいただきたいと思います。

この49ページ、平成17年度の歳出の全体の構造で、どの分野にどれくらい配分しているかというのが一番右に書いてあります。構成比率ですね。それで、この中で6番目が農林水産業費ですが、これは実は前年度より175,000千円ふえておるわけですね。ですから、前年度まだ悪かったということです。その中で水産業の協業化、これが195,000千円ですから、協業化を除けば、この農林水産業費も前年度よりは少しダウンしていると。だから、8.8%もないと、こういう条件になっているわけです。全体を見ていただきますと、ほとんどがもう、労働費が211千円の増で、あとは全部ダウンですね。そして、民生費が、これは平成17年度予算ですけど、28.1%書いてありますけど、前年度は——これはちょっとメモしてください。平成16年度は25.6%です。これだけが突出して民生費がふえているわけですね。こういうものを10年ぐらいずっと繰り返してきているわけです。

そして、私自身は、やっぱり福祉重視というのがこの数字にもあらわれていると、そういう面では評価をしていただきたいと思いますと思うんですが、やはり全体のパイというものは一緒ですから、この民生費に重点投資をしますと、ほかの分野がどうしても縮小せざるを得ないと、こういうふうな結果になってしまっております。したがって、投資効率が悪いからなお投資するべきじゃないかというのも一つの考え方です。ある事業によっては、そういう考え方でいかなければいけないものもありますし、また、投資効率というものもある程度勘案しながら、全体的な配分というのもしていかにやいかんと。こういうのを織りまぜながら予算配分していきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

大体予算配分については、今説明いただきましたので、わかったわけですが、それでは、今後、こういうふう非常に予算も少なくなってきた第1次産業に対して、どのような振興策を考えておられるのか伺いして、質疑を終わります。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

橋爪議員が一番御存じだろうと思いますけれども、17年度の予算を見ていただければおわかりのとおり、先ほど市長申しますように、落ち込んでおります。しかし、そういうふうにするところをですね、项目的に上がっております。特に昨年から出ております米の政策大綱に基づく一つの事業の取り組み。それから、昨日も申し上げました直接支払いの継続についてということも今後の課題になってきます。それから、本格的に動き出すのが広域農道の事業が第5期地区が今から動き出します。それと中山間地の総合整備事業、これも事業的に18年度から動き出すということで、17年度が計画策定に入ることになります。

それから、ことし上がっています北鹿島地区の排水対策事業、これが国の政策大綱の一つの動きの中で、特に北鹿島については3割ぐらいが共済対象の湿田地帯ということで、今度改めて事業にのせたという経緯もございます。そういうことで、部分部分に一つのポイントを入れてやっているということで、ない予算の中で頑張っていきたいというふうに思っています。

○議長（小池幸照君）

1番徳村博紀君。

○1番（徳村博紀君）

1番徳村です。102ページの企画費のところの市町村合併協議会委員の報酬というところに絡んで質問を、市町村合併について御質問いたします。

まず、私は去年の9月議会の一般質問の中で、1市1町の枠組みが崩れた場合、どういうふうになさるのかというお考えをお聞きしたと思います。その中で、市長の御答弁だったと思いますが、1市1町の枠組みが崩れた場合は、ほかの枠組みを模索するという御答弁をされております。その中で、今議会の一般質問の中でも何点か数点質問があったと思いますが、その中で市長は終始、合併は一たん取りやめるということをおっしゃっております。私が去年の9月からですから、半年ぐらいですか、その間に180度考え方というか、答弁が変わっていると思いますが、その理由を説明していただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

一貫しておと思っています。私は、合併を考える場合に、合併特例法の期限内に実施をするべきだということで、それを目標に掲げてきました。したがって、特例措置がないということになりますと、ここで一段落と、一区切りと、そういう意味で申し上げております。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

今回、合併がもう破綻したわけですが、最後に1点だけ、合併についてはもうこれで最後ですが、お伺いします。

今後、他の市町村から合併という話が持ち上がったときに、どういうふうに対応されるか、お伺いします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、鹿島市は周囲、特に隣接の市町村との合併というのが現実的だろうと思っています。そういう中で申し出があった場合は、これは十分に検討をするということになります。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

次はですね、これもちょっと合併と絡んで財政のことについてお聞きいたしますが、合併できなかった場合、各部署に行政の合理化、あるいはそれでもカバーできない状況であれば、サービスの低下、それでもなおかつ財政運営ができない場合は、税とか料金とかの負担を上げさせていただくと。これらの3段階で、今3段階の考えを指示しているということで進んでおられると思います。この中で、合併はもうできないわけですから、今、財政基盤強化計画という、何か委員会ですね、検討委員会ですか、そういったものを立ち上げられておると思いますが、まずその内容というのがどういうものなのかをちょっとお伺いしたいと思います。内容というと、ちょっと幅広くなりますけれども、集約してですね。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

財政基盤強化計画の概要でございますが、この経過につきましては一般質問あたりで申し述べましたので、省略をいたしまして、この中身でございますけれども、5班を編成いたしております。まず1点目、組織人員の検討班、これは組織のあり方、それと職員数、これを

検討するようにいたしております。主なものを上げさせていただきます。

それから、次が人件費検討班でございます。ここはもう文字どおり、職員の人件費、これの検討をいたすようにいたしております。これには手当、それから旅費、ここらあたりも含めるようにいたしております。

それから、民間委託の検討班ですが、これは業務の委託、それから施設の委託、ここらあたりを検討してもらうようにいたしております。

それから、経費節減検討班、四つ目の班ですが、これは庁舎内で使う経費。それから、事業の経費、それから事業そのものの見直し、経費節減に関するあらゆる項目をここで検討してもらうと。

それから、住民負担の検討班ですけれども、これは徴収率の向上、それから納税組合等の——これはちょっとまた別のところでやっていますので、あとは税あたりの取り扱い、それから使用料、手数料、ここらあたりの検討項目を一応例示をいたしております。

ただ、この例示につきまして、この検討の項目につきましては、これにかわるもっとよい方法があったらば、それはその班の中で、検討チームの中でその項目を取り上げてもらうというようなことで、この検討の項目については例示というような形での取り扱いをお願いいたしております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

先ほど私が質問した中で、一番気になる部分というのは、住民への負担というのが一番気になる部分でございますが、この中に税とか料金とかですね、そういったものの値上げというのが、引き上げというのが一番気になるわけです。その中で、税金関係についてちょっと御質問いたしますけれども、まず市単独で税金の率を決めることのできる税をちょっとお伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

市単独で決めることの税ということですが、税にはいろいろございますが、まず市県民税ですが、市県民税につきましては、均等割、それから標準税率で決まっておりますけれども、それ以下を設定する場合については、それなりの、何といいますかね、いろいろと制限といいますか、そういうものがあります。ちなみに、全国的には、それを標準税率以下で定めているところはありません。以上は若干あるようです。

それと固定資産税については標準税率が 1.4でありますけれども、現在、鹿島市は 1.5ということで固定資産税も独自に決めることができるというふうになっております。

それから、国民健康保険税についても、うち独自で決めることができるということになっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

先ほどの御答弁では、市県民税と固定資産税と国保税という三つありました。この中の税金の中で、近い将来、あるいはことし、来年あたり上がりそうな税金はあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

制度的な改正を除きまして、今、検討のチームの中で検討しておりまして、これを直近でどうすると。例えば、固定資産なら固定資産、市民税なら市民税、この部分をどうするという結論はまだ出ておりません。それと、制度的な改正は既に当初予算の実務段階で財政課長が御説明いたしましたように、均等割の改正とか、そういったものはあっております。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

これで最後の質問です。

予算書の 156ページの企業誘致助成措置事業補助金というのに絡んで御質問をいたします。

まず、これも昨年度 9 月の一般質問の中で質問いたしましたが、平成15年度と16年度の企業誘致の件数というのは、ゼロ件ということでございましたが、さかのぼって何年間ゼロ件だったのかということをお伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えを申し上げます。

平成11年に 1 社参りまして、それが最後かと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

工場団地へ誘致したのは、先ほど申し上げたとおりです。あと、誘致ということより誘導ですかね、御神松ニュータウンにはかなりの外部からの企業が立地をしてもらっています。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

先ほどの福岡商工観光課長の御答弁は、市外からということによろしいんですかね。市外からの誘致ということで。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

ちょっと前回の回答で1社と申しましたけれども、11年には市外から1社来られました。あと、市内の方が誘導で一応2社入っていらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

なかなか企業誘致というのは難しいだろうと私も思いますが、2月23日の、これは佐賀新聞だったと思いますけれども、ごらんになった方もいらっしゃると思いますが、武雄市とか佐賀市とか多久市で企業誘致の特区を県の方に申請されているという記事が載っておりました。鹿島市も企業誘致はなかなか進んでいないにもかかわらず、こういう動きがないということが私は非常に残念に思うわけですが、今までもさほど多く企業誘致をされてきたわけではないわけですが、その中で、今までと一緒のやり方をしているようであれば、企業誘致はこれから先も厳しいだろうと思います。今後、企業誘致をやっていくに当たって、何か特別な策を考えていらっしゃるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

お答えいたします。

今議員おっしゃられるように、なかなか企業誘致というのが今の日本、世界の経済情勢の中で非常に厳しい状況にございます。昨年12月ごろも一応大阪の方から問い合わせがございまして、どれくらいでしょうかと、1,000坪ぐらいということでしたので、手ごろなのがございますということで、一応すぐいろんな資料を送りましたが、その後は今のところ回答

はあっておりません。

それから、いろんな方法ということでございますけど、先般も 500社程度のそれぞれの企業の方にアンケートを送りまして、今その集約中でございますが、なかなかその中でもですね、幾らか見ておりますと、佐賀県へ、鹿島市へという返事は少のうございます。ないと言った方がいいんじゃないだろうかというふうに思っております。そういう中でも、先ほど言われます特区の件につきましては、前もって市長の方からも研究をせろということがございましたので、今実施しておりますいろんな減免措置ですね、それに加えましてどういうものができるかということで検討はいたしております。ただ、その中で、一、二点まだ少し検討しなくちゃいけないという部分がございましたので、それについては条例化なり特区——特区をするには条例とかなんとかも必要でございますので、その段階まではまだ行きついておりませんが、今も重ねて検討いたしておりますので、それも含めていろんな方策を研究していきたいと、そう思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

基本的には工場団地を造成してやるわけですね。それで、大村方工場団地はもう満杯なんです。満杯になった時点が平成11年です。あと、谷田工場団地に空き地がありますから、具体的にはここに誘致をどうかということが今まで、それ以来ですね、話自体はまあまああっているんです。あっていますが、なかなか条件が合わないという状況であります。

それともう一つは、ちょっとまだ公表できませんが、少し実現可能性があるかなというようなものも今少し話に上っているところですが、もう少しこれは時間がかかるというふうに思っています。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

企業誘致は難しいことだと私も存じ上げておりますが、これからも鹿島市のために、1 件でも多く企業を誘致するということに力を注いでいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。4 番水頭喜弘君。

○4 番（水頭喜弘君）

4 番水頭です。2 点ほどお伺いいたします。

まず最初ですけれども、午前中に財政課の方からいろいろ一般会計の面でも説明があったんですけれども、なかなか厳しいものと直感いたしました。その中で、財政が、なかなか

状況が厳しい中で、行政のスリム化、また、経費の節減といろいろ考えられていると思います。そこで、今年度の職員の方の退職者は11名と聞いているんですけども、もちろん、採用はゼロやったんですね。来年に向けてもまたもちろん退職者の方は何人かおられると思います。そういう中で、これから職員の採用をどのように考えておられるのか、このようにしてことしが11名、来年が四、五名ですかね、退職されると聞いていますので、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

お答えをいたします。

11名が今年度末退職です。採用ゼロということです。次の年が、今予定では定年は4名さんいらっしゃいます。それをゼロにするのか、半分にするのかというのを今検討中でございます。これは全体的な、先ほどから出ております財政基盤の問題も踏まえて、どうしていくのかということと、一般質問の段階で御指摘をいただきました、ある年代に空白ができたらかあとの業務に支障が出るんじゃないかという、そういった御指摘をいただいておりますので、その辺考慮しながらですね、計画を夏ごろには大体まとまるんじゃないかというふうに思っております。そういった状況でございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

夏ごろまでには何とかまとまるんじゃないかという答弁ですけども、特にこのまま減員になっていって、一番考えられるのが職員の方の仕事の量がですね、多分重くなってくるんじゃないかと思うのと、もう一つは健康管理の問題ですよね。そういうことで多分考えられていると思うんですけども、特に来年度ですね、ことし夏考えられるとしても来年度は——これも来年度もゼロということは、採用ゼロということは考えておられないと思うんですけども、そういう面、健康管理の面もどのように考えておられますか。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

こういった質問があるときに、仕事はそのままにして採用をゼロにしていくという話になりますと、当然労働過重になるというのは、これはもう至極当然なことでございます。やはり組織を見直すというのも一つの手だてだと思います。その中で、流動性を保っていつて何とかうまく機能していくような方法を見つけるとかと、そういった話もやっぱり必要だと思います。ただ、おっしゃるように、健康面というのは一番大事なことでございますから、今

現在でも項目が12ぐらいの成人病検診とか、いろんなメニューを用意して今取り組んでおりますので、常にこれは神経を、何というか、とがらせるというか、いろんな状況の変化に応じたメニューを考えていくというのも大事だというふうに思っておりますので、健康面は特に留意をしていきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

4 番水頭喜弘君。

○4 番（水頭喜弘君）

健康管理の面でもかなり気を使ってやられているということですね。また、市民の側から見れば、住民のサービス面でのこれも考えられると思いますので、ぜひこういう面でもサービスが低下にならないように、こういう面も配慮して、これからよろしく願っていききたいと思います。

次に、このページから言うと 140ページですけれども、ここに清掃費とあります。その中の19節の負担金補助及び交付金の中で、ここに電動生ごみ処理機のことを上げておられます。鹿島市もごみの減量化に対してはかなり取り組まれている、予想よりもかなり僕は、成績の方ではとにかく減量に対しては力を入れておられるし、そういう点は日ごろから思っています。

そういう中で、この生ごみ処理機が前年度からすれば減額になっているんですけれども、これは台数でこのようにされているのか、それとも、上限の条件はそのまま、例えば、条件を変えられたのか、それとも、そのままで台数を減されているのか、どのように考えてこのようになっているんですかね。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

水頭議員の御質問にお答えします。

規制については前年度の50が30個に減っております。考え方といたしましては、できるだけ希望者の方には補助をしていきたいということで考えておりますが、どうしても財政上の問題がございまして、30基を計上しているところでございます。

○議長（小池幸照君）

4 番水頭喜弘君。

○4 番（水頭喜弘君）

もちろん財政的なものもあるし、こんなして出されたとはわかっているんですけれども、市民の皆さんへの定着はかなりしてきていると思うんですよ。補助の上限あたりは全然変わっていないわけですね、以前と。60千円以上の場合が3分の1やったですかね、ということでこれは変わっていないと思います。これも多分、市民の皆さんも全部こういうこと、60

千円以上買えば20千円ぐらいは補助ができるであろうということも知っておられますし、それから、片一方ではごみの減量化、特に対策に対しては力を入れていくということで、この面で、何でこんなに30基ですかね、落とされているのかなと疑問に思いましたので、片一方では、ごみをとにかく燃やすなと言いながら、やっぱり生ごみあたりでも特にここで乾燥して、燃えるごみに出す分もあるし、それからまた、肥料なんかにですね、畑なんか自家菜園なんかに、かなりここを使われている方も多くおられますし、そういう面でちょっと反比例しているなという感じがしましたので、ここで取り上げてみたんですけれども、ぜひよかったですら希望者の意見も聞きながら、ぜひまた補正でも組まれるように希望して終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

2 番伊東茂君。

○2 番（伊東 茂君）

2 番伊東です。ちょっと2点ほど質問させていただきたいと思います。

まず最初に、こちらの予算の参考資料の7ページ、先ほど橋爪議員からも質問がございましたが、全体的に見て、この中で非常に私も厳しい予算の中、ますます悲しくなるような商工費が全体の2%という、昨年度も2%でしたが、全体的な予算の減少の中でいくと、昨年よりもまた9,500千円減っていると。これを見て、やはり商工業の方たちも、鹿島市はどういうふうな支援を自分たちにしてくれるんだという気持ちが起きてくると思うんですよ。それで、今後、商工業の振興ということに、どのような市当局の考えがあるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

2 番伊東議員の質問に対して、お答えを申し上げます。

商工業の今後の振興ということでございますけれども、今いろいろな制度がございますけど、そういうふうなものも利用しながらいっていることもございまして、あとは商工会議所さんと一緒になって、それと地元の方と一緒に話し合いながら、やはりそういうふうな話を続けながら、いろいろな制度とか、そういうものを考えながら一緒になってやっていきたいというところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

2 番伊東茂君。

○2 番（伊東 茂君）

前回は私が同じような質問をしたときに、ほとんど執行部からの答弁というのは商工会議

所と連携を図るという御答弁が一番多かったわけですが、もちろんそれに加えてから地元の事業者と話を進めていくという御答弁をいただきました。ここでお願いですが、国なり県なりのいろんな支援策というのはあるわけですよね。このあたりをもう少しですね、もちろん商工会議所を通じてお聞きする分はあるんですが、何とか利用できるような支援策というものを、もう少し一般の事業者にも伝えることができるように何か努力をお願いしたいと思うんです。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この鹿島市の予算書の 155ページ、156ページ、商工業振興費と。ここに上げてありますように非常に少ないですね、項目自体が。というのが、打つ手が少ないということにも通じておると思います。

もう一つは、例えば、スカイロード整備とか、さくら通り整備とか、これは県事業で県の方から出てきてもらっているんですね。こういう基盤整備というのは、なかなか商工振興費にも上がってこない。だから、そういうものとあわせてどれくらいかということになろうかと。

もう一つは、この貸付金の商工中金預託金とか、こういう融資に対するですね、市が預託をすることによって3倍なら3倍、貸し付けを優先的にやってくれよと、こういうことでありまして、非常に打つ手が少ないことは事実です。この分野というのは、どちらかというと、自立的にやっていただくというのが基本的な建前になっておりますので、そういう結果になっているというふうに思います。

また、ちなみに、商工費は恐らく今までが 2.3から 2.4%ぐらいで推移をしてきていたと思いますが、2%というのは、その中でも若干低いようになっておりますが、内容的にはそういうことでございます。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

次に、2点目の質問をさせていただきます。

こちらの大きい、この予算に関する説明書の 186ページ、教育費の中でも特に目を引く自治公民館建設補助金25,000千円、これについてでございますが、これは昨年度6月に一般質問の折、北原議員、松尾議員の方から要望等が出ていたと思います。その中で、北原議員の方から、前馬場市長の念書というお話が出てきたと思っております。ここ数日、週刊誌等でも新幹線の念書問題やいろいろございますが、まずお聞きしたいのが、この自治公民館の建設で、今まで一律 2,000千円というのが、一気にここで25,000千円になった。ほかの高津

原以外の地区の方々に説明をするときに、どういうふうに説明をしたらいいんでしょうか。念書があったからということでもいいんでしょうか、それをまずお聞きします。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

自治公民館の建設の補助金 2,000千円についてお答えします。

鹿島市の補助金の採択基準等に関する取扱要領というのがあります。この中で自治公民館、いわゆるコミュニティーセンターですね、そういったものに関しては新築は 2,000千円以内、それから増改築は 500千円以内というふうになっております。これが基準ですけれども、その他、特に市長が必要と認める事業については直接事業費の30%以内という項目があります。これまでそういった例があるかといいますと、平成5年度、筒口公民館の増改築、通常でしたら増改築ですので 500千円ですけれども、この筒口公民館の増改築につきましては、5,760千円の補助をしております。これはどうしてかといいますと、平成5年度中木庭ダムの集団移転地、花木庭ですね、そこに10数世帯集団移転してこられました。その方たちの受け入れのために増改築が行われております。そのときの事業費が19,200千円で、そのちょうど30%、5,760千円というのが補助として支出をされております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

2 番伊東茂君。

○2 番（伊東 茂君）

生涯学習課の課長だけの答弁なんでしょうか、私はもう少しほかの方も答弁をいただくものかと思っておりましたが。

内容はわかりました。以前も筒口公民館でそういうふうなことがあったということ。市長にちょっとお伺いをしたいんですが、私も議員になってそういうふうな念書というのを初めて前回の一般質問のときに聞いたわけですが、ほかにもこういうふうなのを市長は以前の市長並びにいろんなところからのそういうふうな、現在でもまだ生きているようなものを持っていらっしゃるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私が地区あたりと約束した分についてはもう既に工事はスタートをしてみたり、完成をしてみたりしておりますので、もうこれ以上、今現在約束しているものはございません。

○議長（小池幸照君）

2 番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

最後にもう一回だけお聞きをいたします。この高津原公民館で市長の裁量というか、その中で総事業費の30%以内ということで、この25,000千円が出ていますが、そういうふうな他地区からの質問があった場合は、説明をしてもよろしいでしょうか。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

これにつきましては、平成15年の9月議会で松尾議員と北原議員の方から質問があっております。松尾議員の方からは、高津原区に公立の建物をというふうなことだったと思っております。北原議員の方からは、自治公民館を建設するのに対しての助成をというのがありました。経過としまして、これまで高津原区が公共事業に対するいろんな協力で、西峰団地、あるいはバイパス、蟻尾山いろいろあると思います。その中で、蟻尾山につきましては、当時体育館ができる予定になっておりました。その体育館を部落の人たちが優先的に使っているですよというふうなことで用地の契約とか、そういったことがあっておりました。結果としましては、体育館が建設ができなくなったということですね。もう一つは、平成元年10月27日に、当時の馬場市長と高津原区、区長さん、議会議員、役員さんたちとの覚書というのがあります。その覚書の中で唯一残っていますのが、この——覚書というのが大きく分けて四つあります。1点目が農業の振興について、2点目が交通体系の整備について、3点目が生活環境について、4点目が周辺整備についてとあります。大体もうほとんど終わっておりますけれども、この4点目の周辺整備の2点目に部落公民館というのがあります。建設可能な助成事業を検討するとあります。これが唯一残っております、市長の方からは今度は高津原は市に対して100%協力をしてもらっている。それで今度は、鹿島市が高津原に対して約束を守る番。ですので、通常の新築の自治公民館建設補助の2,000千円以外に、この二つ、体育館がだめになったということと、覚書を尊重するという、この2点の約束を今回果たすということで、25,000千円という数値になっております。その根拠は、さっき言いました鹿島市補助金の採択基準等に関する取扱要領のその他特に市長が必要と認める事業については、直接事業費の30%以内となっております。それで、この決定につきましては、この30%以内を決める場合は、庁議、または補助金等審査委員会の議決を経て決定するとなっております。実施計画の庁議のときに部長以上に金額は幾らが適当かというふうに各自部長の方から金額の提示がありました。それで最終的に25,000千円という数字になっております。この25,000千円は、建設費125,000千円、附帯工事まで入れてですけれども、その約20%になります。30%ですと、37,500千円という数字です。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

課長の方から申し上げると思っておりましたが、欠落しておりますので、私の方からカバーをいたします。

まず、高津原公民館、今度新設をしていただくものというのは、きのうですね、これは高津原の区長さんと生涯学習課長の方で折衝をしまして、まず1番目が鹿島公民館、地区公民館ですね。これが今、社会福祉会館の方にありますけど、この高津原分館としての使用をさせていただくということの一つ決めております。

それからもう一つは、蟻尾山公園との連携ですね。蟻尾山公園に例えば小・中学生が運動の合宿に来た場合には宿泊を高津原公民館にお願いするとか、そういうものについても検討しよう。あるいは災害時の避難場所、救急対策場所、ドクターヘリポートにあの場所を指定させていただいておりますし、避難場所というのも、高台にあって、あるいはバイパスから近いということで、そういうものに対する指定もさせていただくと。こういうことをですね、その高津原、新しい地区公民館、新しい高津原公民館を建設をしていただいた場合には、市全体にも協力をしていただくと。

それからもう一つ、この建設の段階で、ここは若殿分区と高津原区で、ミカン園がございましたが、集団防除組合を設立して、そして、やっておられました。しかし、この蟻尾山公園の建設に伴って、この解散を余儀なくされたということでございますので、こういうものに対しても、市はやっぱり責任があるというふうに感じております。

前馬場市長のときにこの約束はされたわけですけど、やはり市長がかわっても、これは住民との直接的な文書に残っている約束ですので、これは果たす必要があるということを考えました。

それから、そういう行政の継続性と、これは地元が言っておられるわけではありますが、議会の当時の議長——中村清議長であります——が、高津原の敬老会で来賓あいさつの中で、高津原の公民館建設については議会としても全面的に協力すると言っておられるじゃないかということでもありますので、どうか私自身も、いろいろ先ほど課長が説明しました分、それから私が今説明した分とあわせて、いろんな面から考慮をして、しかも、市全体に対しての協力をしていただくという約束もしておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

本当にお聞きしたかった部分を今御答弁いただきまして、ありがとうございます。やはりその用途目的ですね。蟻尾山公園との連携とか、避難場所、ヘリポート、そういうふうな

のがやはりちゃんとした説明がないと、一気にこういうふうな巨額を一地区に出すというときには、やはり私たちも議員として非常に責任を持ってお答えを市民の方にしないといけませんから、これはきょう質問してよかったと思っております。

以上で終わります。

○議長（小池幸照君）

ほかにございますか。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

六、七点になるかもわかりませんが、質問いたします。

まず1点目ですけど、説明資料の139ページ、鹿島藤津地区衛生施設組合運営負担金185,000千円計上をされておりますが、ちょっと現状をお尋ねして、それも盛り込んであるかどうかをお尋ねなんですけど、つい最近、漏水が始まったことによって、2次工事、補修がされた、あるいはされようとしているやに聞いておりますが、その辺の現状についていかがなっておりますか。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

漏水工事の2次処理という御質問でござい……（「2次処理じゃない。2回目の補修」と呼ぶ者あり）失礼しました。

漏水事業の2回目の工事という御質問ですが、その詳細については聞いておりません。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

聞いておられないならば、予算にも上がっていないと思うんですが、一遍確認をしておってください。1回、生処理をおろすところのタンクですね、貯留槽のタンク。あれが、ひびが入ってモルタル補修してありますね、漏れないように。あれがまた2回目のひびが入って、補修をしようという状況にあるという話を聞いております。でなければ、1回目のひびが入って漏水が始まったですね。その後の調査というか、追跡状況というのは把握しておられないわけですかね。確認の意味で。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

追跡調査の詳細については存じておりません。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

この件はこれで終わりにしますが、本市もそれ相当の費用負担をしておるわけであって、当然これがまた工事を必要とすると、補修工事を必要とすることになれば、当然補正も出てくるわけなんですね。まだ生々しい案件だろうと思います。担当課として把握をお願いをいたしておきたいと思います。

なお、何度も申し上げますが、本庁舎も瑕疵期間中に雨漏りが始まった。し尿処理場もまだ瑕疵期間中ですね。単独で事業をやり直さにやいかんときを待たずに、やっぱり基本的な補修を必要とする場合は、その瑕疵期間中に事を処理されるように御要望を申し上げておきたいと思います。

次に、廃棄物の処理の関係でお尋ねをいたします。

テクノジャパンの件ですけど、この公害パトロール車などを購入されて対応されておるとありますが、テクノジャパンは安定5品目をもとに建設をされた産業廃棄物処理場だろうと思いますが、これは安定5品目の搬入以外に現在はあっていないのかどうかですね、周辺の苦情が絶えないような状況にございますが、パトロールの状況について、ちょっとこの場でお尋ねをいたしておきます。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

安定5品目以外の持ち込みということは聞いてはおりません。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

私は、過日の平成15年度の決算審査の折に、そういうふうな疑いがあるから、通告による検査ではなくて、抜き打ちの検査もしたらどうかというような要望を申し上げて、当局はそれを否定しておられなかったわけなんですけど、それ実施していただいておりますか。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

御質問の抜き打ち的な検査をということでございますけれども、環境保全に関する協定書の中で、第11条でございますが、乙の施設に入る場合は乙の職員の立ち会いのもとという項目が入っております。監視委員さんの設置の中ですね。そういうことで、抜き打ち的に私どもが入るということは、ちょっとできないと考えております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

その条項のところは、監視人を別途委託してあるんですね。この方が入られる場合の条項だろうと思うんですね。行政は、定期検査もしくは必要によって検査に立ち入ることができるということで、これは平成3年だったと思いますが、建設当時の基本協定を結ぶときにそういう協定がなされているものというふうに認識をいたしております。そういった点では、決算委員会の場でそういうふうな御答弁ではなかったわけで、私はもう既に実施をいただいておりますが、そういうふうな御認識であれば、あっていないというふうに判断をいたしますが、いまひとつちょっとお尋ねしたいんですけど、環境保全に関する協定というのがありますですね。これは桑原市長とテクノジャパンの坂本取締役との間で交わされておりますが、これが、日付がですよ、現在、効力を持っておるのが平成15年の2月20日に協定直しをしてあるわけですね、15年ですよ。だから、建設後12年を経過しての協定書です。当時の建設当時の協定を結ばれる際には、あそこの埋立地の中を通っておる農道がありますが、その農道よりも低い埋め立て高さまでとするというような、そうしたたぐいの具体的な地元との協議の場で合意を得られる線があったと思うんですが、そういったものは、今のこの協定書には協議するというような字句になっていますが、平成15年2月20日に協定がえをされた理由はどこにあったんでしょうか、市として。その理由ですね。どこを協定を変えられたのか、内容をですよ。市とテクノジャパンとの協定は合意、要するに書面での合意、法的な背景その他で合意をすればいいかもわかりませんが、地元は悪臭とか周辺土地の環境の保持とか、いろんな利害関係があるわけですね。利害関係のある地元の関係者からそういう不満があるんですよ。だから、そういう経過、背景を聞いておるんです。何で協定がえをこの時期にされたのか。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

御質問の平成15年の日付の協定でございますが、これはテクノジャパンの方から変更申請が出ておりまして、その許可がおりたのが平成15年でございます。これは乾燥施設への廃酸・廃アルカリ等の追加というようなことで県の方に出されております。そのことに関連いたしまして、協定書の変更ということになったわけでございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

それでは、後から乾燥精製施設の部分ができたから、その分についての協定が新たに盛り込まれた、あるいはその部分が独立して協定書として別立てのものができたというふうに今の御答弁では認識をいたしますが、安定5品目の埋立地に関しては、それぞれ平成3年度時

点の協定書がそのまままだ生きておるといふうにとらえていいですか。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

その件については多分そうではないかと思います。そこまでは詳しく私も承知はしておりませんが、この間、議員言われますように、大体計画的な埋立高としては、ほぼ農道高さのということでございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

それでは、当時のものが生きておるといふ認識のようですので、あとは委員会の方でまたお尋ねをいたしますので、当時の協定書を準備をしておいていただきたいと思います。

次に移ります。

152ページの農林水産業費、林業費のですね、要するに森林組合への補助の総額、ちょっとこの事業名で挙げてありますからよくわかりませんが、事業費総額は、森林組合を通して事業費補助、あるいは運営費補助もされておれば、それも含めてですけど、総額をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

森林組合に対する助成ということでございますけれども、これは、ここにあります森林整備担い手育成確保対策事業補助金の1,700千円、それから、森林管理対策事業補助金の2,800千円ということと、あと、国土保全機能維持森林整備事業の補助金が2,000千円ということになります。あとは県補助等に続く補助金であります。（「市の独自の補助がこれ三つあると」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

はい、わかりました。

それから160ページ、土木費の道路橋りょう費の道路維持費のうちの原材料費23,000千円、それから、農林水産業費の土地改良事業費のところにも11,220千円上がっておりますが、これは、いわゆる公役で行われておる農道の舗装とかですね、水路の底張り工事とか、そういうものを部落でされておる費用にこれが回っておるお金だろうと思いますが、この原材料費

の総額は、前年比それぞれお答えをいただきたいと思います。土木関係の方と農林関係、昨年と同額なのか、変わっておれば変わっておる数字ですね。昨年度との比較ができるような説明をお願いします。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

都市建設課の方からお答えいたします。

今年度23,000千円、前年度23,000千円で同額です。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

農道の用排水施設整備事業の中での原材料費、ことしが、ここに上がっていますように11,220千円、昨年が20,000千円ございました。それとあわせて、もう一つ小規模の部分で2,500千円あったので、その分は今回上がっておりません。

それともう一つ、農林水産課の関係では、林業の部分での原材料支給がございます。これも、ことしが15,000千円で2,000千円程度落ち込んでいます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

全体的には予算は削減基調の中で、土木は頑張って維持をされたけど、農水の方は予算査定で財政当局からやられましたか。理由があるんじゃないですか、同じ原材料支給。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

全体の財政当局との議論の中で、例えば、中川課長のところは市道とか関連するものの昨年度の予算規模がありますね。その中からどれくらい減らさんばらんと。そしたら、その担当課長ないしは部長の考えで、原材料を自分は重視すると。都市計画の中では。農業団体ではほかに重視するもの、あるいは新規のものがあるから、ここから減らさざるを得なかったと、そういう部内、課内の調整の結果がそうになっています。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

安心しました、力関係で負けられたのかなと。

そういうことは冗談はさておきますが、この原材料支給に関して区長さん方というふうに申し上げておりますが——の情報、これはまだ確定した情報ではないかどうかわかりませんが、市長よう聞いてみてくださいよ、市長にお尋ねしておりますから。原材料支給に当たっては、その部落の納税率を加味して査定をします。そして、納税率の悪いところには一部負担を求めるといような市当局の考えがあるといようなことを区長さん方からちょっと最近耳にするわけなんですけど、そういうふうなお考えが本当にあるんですか。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

ただいま御指摘のようなことを検討いたしております。検討に着手をいたしております。ただ、これの結論はまだ出ておりません。今詰め段階に入っております。と申しますのは、この税の徴収関係、それと、税を使った住民サービス、その平等な取り扱い、これを考えますときに、非常に収納率が高い部落と、収納率が非常に悪い地区、この取り扱いを平等でいいかどうか、ここから判断を開始をいたしました。それで、おおむね、まだ嘱託員さんにも何にも話しておりません。まだ決定を、市長自体の決定をこれは受けておりませんので、詰め段階にあるということでお答えをいたしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

これは物ですからいいんですけど、その論理を発展させていけば、例えば、医療とか福祉とか、こういうのも納税率の悪かところという議論がもしできるとするならば、これは大変なことなんです。昔の五人組を思わせるような連帯責任を負わせて、そこにはちゃんと払うてくれよところには従来どおりやるばってん、言うこと聞かじ納めんとの一部おるところはそれだけ費用負担させるぞと。この論理は、行政がそういうものを持ち込むとは、非常に私は危険な思想を定着させることになりかねないというふうに思いますので、これもぜひ慎重を期して、研究されることは執行部のされる範疇ですからよろしゅうございますが、そういうふうな議論には非常に警戒を持ちますので、一言申し上げておきます。

次の質問ですが、169ページのまちなみ活性化事業、これは新設して目が起きておるといことで、これも過去の経過からそういうふうになるものというふうに思われますので、それはそれで結構なんですけど、要するに教育委員会の方にもまた189ページに文化財保護関連で上げてありますように、要するに、重伝建を核としたまちなみ保存に関する予算の計上ということになっておりますが、両方に分かれてありますけど、事業名を大体この予算説明書の20ページですね、説明書じゃない、参考資料ですか、ここに書いてありますけど、整理をする意味で、両課またがっておりますが、何の事業に幾ら、何の事業に幾らというのをもう

少し具体的にちょっと説明をしていただけませんか。

例えば、参考資料の20ページでいきますと、まちなみ活性化事業（重伝建）に 3,299千円と書いていますけど、その活性化事業に具体的にどういう事業をしようとしておるとか、そういう説明を入れていただかんとですよ、その下の肥前浜宿街なみ環境整備事業53,018千円というふうにしてありますけど、どこにどういうふうな工事、あるいは委託の発注をしているというのがちょっとこういう事業名だけではわかりづらいでございますので、事業ごとに説明を両課でしてください。

○議長（小池幸照君）

松浦まちなみ活性化課長。

○まちなみ活性化課長（松浦 勉君）

お答えいたします。

街なみ環境整備事業につきましては、国交省の補助事業でありまして、主に肥前浜宿のハード事業を具体的に事業計画を進めているところでございます。街なみ環境整備事業の53,018千円といたしますのは、主に浜宿の八宿の小公園の事業と、それから建物の助成に4,000千円ということで取り組んでいるところでございます。

あと、重伝建の事業につきましては、防災事業の事業計画の策定と、それから、各種申請事業のための事業ということで、防災事業につきましては2カ年間で3,150千円ということで、2カ年間で計画しているところでございます。（「教育委員会で重伝建指定のための事業、これも一緒ですか」と呼ぶ者あり）

済みません、ちょっと説明が不足しておりました。事業自体、重伝建につきましても、まちなみ活性化課の方で事業自体を推進しているところでございます。

予算的には、教育費ということで計上しているわけですが、実際の事業自体をまちなみ活性化課でやっているということでございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

市長にお尋ねをいたします。

今年度の予算編成に当たっても非常にやりくり予算で財政調整基金から4億円を切り崩すということで、何とかそこをふさいで予算の編成に全庁挙げてされたことに敬意を表したいというふうに思っております。基本的には長期計画マスタープランにのって努力をしていきたいということでございますので、基本的には敬意を表しておるところでございますが、この重伝建に絡んで、市長さんが6月11日の全員協議会の場で、これは翌日が太良町の合併投票のあったときですけど、当事業については膨大になる可能性があり、合併の是非で財政事情も変わってくると。そういうことから、6月13日の太良町住民投票を待つよう、事務作業

をですね、担当課に指示しているということを議員側の当初の酒蔵通り保存という、ごく限定した事業から、少し話が発展し過ぎておるのではないかという疑問にそういうふうなお答えをしておられるんですけど、住民投票が進んだ後、現在のような合併の落着点というのはなったわけなんですけど、そういう指示をされた以降、既定の当初の方針で歩かれているように見えて仕方ないわけなんですけど、膨大になり過ぎる事業にならないんですか、これ。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

確かに経過的には御指摘のとおりです。その後、今感じておられるような方向で、実は内々方針を決定しております。その理由について申し上げます。

まず、何回か申し上げておりますが、極端に言ったら、我々は酒蔵通りだけを何とかしようという、そういう気持ちからスタートをしました。文化庁の方といろいろ話をしていきますうちに、どうもエリアをもっと広げろと。あるいはまた、南船津の方にまで広げろと、こういう話、あるいは指導もあったわけです。さらに防災計画を、鹿島市以前の重伝建の決定については、それはなかったようでございますが、防災計画をちゃんと立ててしなければ、重伝建の採用にならないと、こういうふうなことさえ文化庁の方から指導を受けたわけがあります。そうなりますと、防災計画、これはちゃんとやりますと、最低数億円というオーダーの予算が必要となります。その段階が今谷口議員が申された、ちょうどその時期であったというふうに思います。その後、まず防災計画については、先月、文化庁の方に最終的に行って、防災計画の方はそのままこれを全部やるとしたら、非常に財政的にも、今地方財政も大変だろうから選択——ちょっと後で当人から。

そういうふうなことをですね、文化庁の方と話し合いがついたということを聞いたのが第1点であります。

それからもう一つは、建物自体のですね、これを改修する場合に、重伝建にという事業の採択を受けた方が補助率が高いということが一つ理由です。

それからもう一つは、あれもこれもということではなくて、財政状況に合わせながら、まず酒蔵通りをやっていこうと、こういう大きな方針を立てまして、やっぱり重伝建の事業を採択させていただいた方が有利だと、こういう結論に達しましたので、現在その方向で進んでおります。あと詳しい文化庁との話し合い等については担当課長から説明いたさせます。

○議長（小池幸照君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

防災計画についてですけれども、確かにきちっとしたといいますか、十分な防災事業をやりますと、これはコスト的に相当かかります。文化庁、あるいは防災の専門の研究所の理事

長さんあたりと協議をしたところですけども、白壁通りにつきましては、土蔵そのものが一つの遮断体となり得るというふうなことで、そこを精査しながら、あるいはまた、自治消防の確立等によりまして、初期消化を行うというふうなことで、簡単に操作ができるような消火栓の設置等を検討して、全体事業費をとにかく安くする方向で現在、検討を進めているところでございます。これにつきましても文化庁と協議しながら、現在進めているところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

今のお話を聞いてみると、大体既定方針、要するに合併した場合を前提とした事業規模に進む、そういうふうな階段を1歩、2歩と歩み始められたなというふうに見られます。一番懸念されるのは、文化庁の指定を受ければ、確かに有利な点が財政面、あるいは個人の負担面含めてたくさんあると思いますが、片方では私の方の常任委員会でことし視察に行かせてもらったところによりますと、これは新潟の村上市ですけど、あえて行政として重伝建を指定をされていないんですね、そこは。城下町の整備をされた。もう個人の規制が強過ぎて、将来にわたってこの規制をはめるとするのは非常に窮屈になりかねないという逆の論理でむしろ行政の方はそれをけておられるわけです。街並みの方でそこは整備されておるところもあるんですね。そういった点と、今の地域住民の合意の取りつけ、これが一つあると思います。このギャップですね。総論としてはいいにしても。個々の権利にわたって、そのギャップ。

それから、いま一つは、とりあえず全体計画を立てて、必要な酒蔵のところからやっていきますたいと、いわばつまみ食いでいきますたいというところからということで市長は考えておられますけど、そういうふうなことでいくと、代がかわってですよ、大方必要としておったとが済んだと。そいぎ、浜の駅前からこっちは計画はあったばってん、あれはあくまでも計画であってという議論に、将来その計画が風化したとき、当時の当該地域の方々にどう説明がついていくのかという問題もまた経年変化とともに出てくる可能性もありますですね。長期展望にはそういった意味では立っておかにやいかんということがあります。

それから、よしんばこれを長年かけても、10年とか20年といわず、下水道みたいに30年、50年、場合によっては60年かけてでもやり遂げるということになれば、どの程度の財政を必要とするのかですね、公的支出が。個人の建てかえは個人でしょうけど、当市としてどれだけの財政見通しを立てておくべきなのかというのは、これはまんがチックにでも数字を出してもらわんと、よし、それでいこうとはなりにくいですよ。事業採択をされましたとき。ただでしてくんさっきよかですよ。しかし、本市に120億円しかない一般会計の予算が伴って

いくわけでしょう。どこかを削らにやいかん。合併できなかったことによる財政緊縮による財政基盤立て直しを議論しよるときに、新たな事業採択を第4次総合計画にのっていなかった。酒蔵通りはありましたよ。それをボリュームアップして事業をやりかけたら、これだけの金がかかるというのは、長期的見通しを立てておかんと、財政議論はされないですよ。だから、それはやっぱり整地された数字じゃなくても、この程度のものは市の負担として将来必要となるだろうというのは、これは当局として出されなければ、私は議会の議論の対象にはなりにくいと思うんですよ。それ、出していただけますか。今とは言いません。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

重伝建の指定という方向を私が打ち出しましたので、今、じゃあ、優先順位的に何と何を優先的にしていくか、あるいはちょっと私のアイデア的なもので受けとめておいてもらいたいと思いますけど、ブロック制というんですかね、ここの部分はとりあえず5カ年か10年でやろうとか、それにはちゃんとした予算をやっぱり充てておかにやいかん。そのときのまた状況を見て、また次に移るとかいろんな手法はあると思うんですね。いずれにしても、その計画と事業予算というものは、ちゃんと整理をしてから議会の方にお示しをいたします。

それから、一番初めに文化庁並びに大学の先生方ともお話をしたところでありますが、この保存だけでは全国的にどこもやっぱり続かないし、できないわけですね。これをちゃんとした保存をして、これを活用すると、まちづくりにですね。この視点がないと、計画は途中でとんざしますということで、私どもも当然保存を図るとともに、これを活用したまちづくりをやっていくという視点でおります。その場合に、そのまちづくりをやる場合に、重伝建の指定地域ですよというブランド、これはやっぱり大きいんじゃないかという判断も、先ほどの説明につけ加えますと、こういうこともございまして、重伝建でいこうという方向性をとったわけであります。

なお、これは毎年ですね、重伝建の認定を受けたとしても、年次にノルマというのはないわけです。したがって、財政との融合といいますか、そういうものをある程度はかりながらいけるフレキシビリティは確保できるというふうに思っております。

それから、もう一つ、今最終的に私どもがこの重伝建を申請をするまでに、まだ大きな問題は残っているんです。それはおおむね南舟津の庄金地区の同意です。これはまだ初歩の段階ですので、ここに全力をまちなみ活性課としては挙げなさいという指示を実はしたところであります。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

ぜひですね、今お答えになった、特に全体的な事業計画を予算面含めてですね、今とは申しませんので、策定可能な時期が来れば、できるだけ早い時期に年度中ぐらいには示していただくようお願いをしたいと思います。

ただ、やっぱりこれは財政的には大変大きな荷物を背負いこんだなど、そういうふうに思っておりますので、そこはひとつ心して、我々議会も、執行部がやろうとしよることは悪かことは一つありません。悪かことじゃなかけん賛成せにやいかんという気持ちはありますけど、やっぱり選択についての異論というのはあるんですよ。だから、執行部がしよることは何でん文句なしついていくというばかりは考えないでほしいと思います。

それから、先ほどと一緒に当初予算ですからお尋ねをしておきますが、173ページの消防費のうちの常備消防ですけど、これも常備消防もかなりの333,000千円余りの負担金を毎年支払っておるわけなんですけど、ここが合併をされたときに、今の2市10町ですね、されたときに相当数の若い消防職員を雇用されておりますね。その方々の団塊がですね、私よりも一、二級上の方がほとんどなんですけど、間もなく退職なんです。何十名という方がかぼっと抜けるんですね。だから、それは定年延長制度という今の公務員制度を適用するにしても、穴がかぼっとあくんですね。だから、業務の継続性の観点から、やっぱり心配があるんですよ。そういった点で、今の公務員制度の1年、あるいは2年を限度とする延長、ああいう体力を使うところですから、その延長に応じてくれる職員がどれだけおられるかもわかりませんし、そういった点で、この人事のローテーションというのは何か考えておられるんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

今おっしゃられたことがちょうど杵藤消防の2市10町の構成市町の総務課長会というのがありまして、今おっしゃられたことで非常に団塊の世代で一気に退職が来るから空白期間が生まれるとか、そういった話を今まさに、この前説明を受けて、ただいまちょっとおっしゃいましたけど、再雇用というふうな形で、この方たちも何年協力できるかというふうな体力的な面もあるとおっしゃいましたけど、その辺も議論をしまして、どうしていくという方向まではまだいっていないと思います。この前私も会議に出てそういう話を聞いておりますので、ああ、大変だなど。しかし、非常に前倒して雇用するとかという話になりますと、経費の方もかなりかかってくると思いますので、その辺、もう少し私の方でも確認をしてみたいと思います。負担金も絡んでくることかなというふうな気がいたしております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

広域人事ですから、直接的には本市には関係がありませんけど、消防行政の確保という観

点からは、やはり心配事の一つなんですね。 200人程度しかおられないのがですよ、50名近く前後の方が、かぼっとやめるということは4人に1人ですよ。そんなら考えてみんですか。ここにお座りの課長さんたち含めてでしょうけど、11人ですけど、これも大幅ですよ。今座っておられる方の4分の1がかぼっとおんさんごとなると、これは業務に影響があるというのは当たり前ですよ。定年前の消防職員さんとはそれなりの識見、あるいは地位の方々、事務を掌握された方々がやめられるわけですから、そういった点では今の公務員制度上、先ほど言うような制度で間に合うのか、間に合わなければ前倒しも部分的には必要な点もあると思います。これは住民の安全確保のためにはやむを得んコストだろうと思うんですね。合併当時、考えんでとにかくどさっと入れてしもうたわけですから、ずぶの素人をね。そのツケが今回ってきたということですから、一定のコストはあるのかもわかりませんが、山本課長も担当課長として、市長も副管理者としておられますので、ひとつ念頭に置いていただきたいと思います。

これは以上で終わります。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

市町村合併によって枠組みも変わってきましたので、あるいはまた、先ほど御質問の中の御指摘にありますように、人員体制ですね。今 200名ということでやっていますが、ここをどうかできないかということで、署と分署の統廃合も今から議論の対象にするということで指示をしているところであります。

○議長（小池幸照君）

暫時休憩いたします。

午後 2 時59分 休憩

午後 3 時10分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

それでは、あと2点、質問いたします。

186ページ、先ほど質問がありました自治公民館への補助金ですけど、ちょっとこの額面を見たとき、過去、質疑もあっておりましたし、市長の所信も聞いておりましたので、補助基準の2,000千円ではとどまらないんだというのは想定はしておりましたが、この額面を見てですね、ちょっとえらい奮発しんさったなというような実感をいたしております。

先ほどの算出基準に基づくものというようなことですので、もともとの建設費が大きいこ

とから、20%掛ければこういうお金になるということではございますが、ちょっとこの——理屈はそういうことではあっても、過去から公民館の新築助成というのはもう何年、この2,000千円という補助基準で来ておるんだという質問を私もこの場でしたことがありますよ。建築費用の高騰、それから昔の公民館はお茶を沸かすところがあって、トイレがついておればいいという公民館から、やっぱりそれ相当の社会教育的な要素を備えた公民館にグレードもアップしておると、そういう時代に見合った補助金にしたらどうかということを過去この場で議論をされたこともありますね。

しかし、その際は、やっぱりかたくなに2,000千円を譲られなかった。そういう姿勢の片方ではこれだけの額面が奮発をされるということで、なかなか理解が一般の世論から受けにくいものではないかというような感想がまだぬぐえませんが、その内容については先ほどの伊東議員の質疑に答えられておりますので、あとまた委員会等で審議はされるものと、それに基づいてですね、そういうふうに思いますのでよろしゅうございますが、関連してですよ、この公民館の予定地はどこになりますか。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

公民館の予定地ということですが、地番が大字高津原字永清寺1647番地、観覧ため池の埋め立ての部分になります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

観覧堤も上流を埋め立てていますが、あそこだということになりますが、あそこは現在ゲートボールとか、一部、地元の方が中心でしょうけど、ソフトボールなどに使われたりしている広場なんですけど、あそこの所有はどこですかね、市ですか、まだ国有地なんですか、区有地でしょうか。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

所有者は高津原区となっております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

ということは、公有水面やった当時は国有地だったと思いますですね、公有水面の場合は。

そこら辺の事実関係はどうでしょうか。でなければ、もともと観覧堤そのものが区有地であれば問題ないでしょうけど、あそこが公有水面やったところは国有地ではなかったのかなと。常識的には、そういうふうには私は感じるんですけど。ということは、国有地が高津原区に所有権移転されたときに、売買行為がなされたということになると思うんですけど、そういう話は聞いたことないもんだから、そういう認識でちょっと質問をあえてしておるんですけど、どうでしょうか。

○議長（小池幸照君）

答弁ありますか。中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

先ほど議員が申されますように、これは県営のため池等整備事業で埋め立てをされています。これは当時、高津原の村の所有で、そのままの所有でこの事業を入れて埋め立てをして、運動広場としてその造成をされておるということで、普通ため池ですね、どこの方も大方、区有になっているようです。（「生産組合でやっておるわけですか。そいぎ、埋め立ては。ちょっと確認です。県営何やったですか」と呼ぶ者あり）県営ため池等整備事業ですね。（「埋め立てするときがですか、埋立工事の」と呼ぶ者あり）はい。これが昭和63年度から平成4年度にかけて事業をいたしております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

埋立工事は、県営ため池等整備事業で行われたということは県営でやっておる。地元負担、つまり鹿島市の負担も地元の生産組合の負担もあっておるのかもわかりませんが、県費を使って埋め立てておるということと、公民館敷地として占用するということとは事業目的の関係からバッティングはないんですか、法的に。補助金の返還とか、そういうものは発生しないのか。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

この県営ため池等整備事業ということで、当時、利活用保全施設整備という一つの事業の中で埋め立てを行われています。それで、ちょうど高津原の公民館をあそこにつくりたいんだけどという話がございます、今のところは鹿島市の条例の中で設置条例で運動広場をですね、今運動広場としてございますけれども、高津原所有ですので、そこに公民館を建てたいというふうなことでございましたが、先ほど議員申されますように、県の事業で補助金が

国庫補助が入っているわけです。

それで、普通考えれば目的外使用ということですので、当然、補助金返還が生じてくる可能性がございます。そこで、うちが窓口として、農林事務所を経由して、九州農政局の方にこの辺についてお尋ねをいたしました。

それで、最初はやっぱり全然用途が違うというようなことで、補助金返還の話が担当レベルであったようですけれども、具体的に話をする中で、今の高津原区の農業の状況を見ますと、都市部との交流というふうな一つの今の状況の中であそこを活用していくというふうな方向で、ぜひ補助金返還の免除をお願いしたいということで、農林事務所を通じてうちの方からもお願いいたしておりました。そしたら、国を入れて検討された中で、補助金返還についてはいいという返事をおいただきましたので、その旨、高津原の方にお伝えをいたしております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

その説明はわかりました。

それでは、最後ですが、218ページの、これは下水道の受益者負担金にかかわっての質疑ですが、受益者負担金というのは供用開始直後に負担金を、当該地域の住民の敷地の面積に応じていただいている賦課金だと思いますが、これの現在までの、ちょっと説明がさっき予算説明のときでされたと思いますけど、受益者負担金の現在の収納率ですね、収納率。

それからもう一つは、1戸当たり、現在の受益者負担金の対象地域となったところの平均的な宅地面積といいますかね、大体どの程度になっていますか。数字がわからなかったら、今じゃなくてもいいです。それを聞いてから質問しますので。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

平成16年度におきまして、まだ3月の分は入っておりませんが、今徴収率95.8%でございます。1戸当たりの平均面積という御質問でしたけれども、今ちょっと資料を持ち合わせておりません。（「後で委員会のときによかですか、概数でよかです」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

今度、第2分区に工事を着手していただいております。地元の関係者としても大変感謝をいたしておるところでございますが、第2分区は第1分区と比較して千菜畑地帯ですね、宅地1戸当たりの面積が恐らく倍近くも違うような土地柄のところに入っていくと思います。

木戸先が長くて、住居の横には納屋があり、機械小屋があり、その隣には千菜畑がありと、その西側にも千菜畑がありというような土地柄に今から入っていくわけですね、第2分区。そこも宅地として登記をされている、課税をされているという実態は多いと思います。税務課長、そういう実情は多いと思いますね。

そこで、問題というか、想定されるのが、1戸当たりの受益者負担金が土地面積に単価の300数十円を掛けるわけですので、倍増してくる可能性もあるわけですね、1戸当たりの受益者負担金。そういった点での見通しというのですか、徴収見通し、先例等見られた経過もあると思いますけど、何か別に策を考えておられるかですね。そこら辺の状況について、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

議員御質問の受益者負担金については、おっしゃるように地目が宅地であれば、現況が千菜畑であっても御負担いただくというのが原則でございます。以前に松尾議員の方からも御質問いただいたと思いますが、その分をですね、現況が畑であれば分筆されて、農地として登記をされれば猶予というような形になるかと思います。

ただ、分筆費用もかなりかかると聞いております。ですから、少なくとも200千円から250千円ぐらいというようなことを聞いておりますので、仮に受益者負担金に置きかえますと、130坪程度までは金額的には同じ程度かと思えます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

そのいわゆる千菜畑は、今言われるように分筆登記というのは結構費用がかかると。かといって、そこは宅地化されるかといえば宅地は二つもつくらんわけですね。ということは、下水道が整備されようとされまいと千菜畑でいくところなんですね。それにも下水道の受益者としての発生権をそこまで及ばせるということですので、私はそこをですね。それは、一番いいのはすべての方がね、所得のあろうがなかろうが、分筆をすべてしてもらえれば、登記所へ行ってね、これにこしたことはなく、すべてうまくいくと思いますけど、やっぱり宅地の中でもそういったところは甲地と乙地と分けるような、受益者負担金の適用を少し政策的に検討する余地もありはしないかというような趣旨で、ちょっとここでお尋ねをしておるんですが。

まあ、今ここでそういうことを聞いたって、それはそろばんをはじいてみんと何とも言えないということもありましょうし、直ちにここで答えは求められないかもわかりませんが、一刀両断されても困るわけなんですけど、今後の一つの検討材料としてまた取り上げていき

と思いますので、次に私がここで質疑に立った場合はお答えが、それなりの方向性ができるようにひとつ研究をしていただければ幸いかと、そういうふうに思っておりますので、この場における答弁は求めません。

以上、総括質疑に関しては終わりました、あと委員会での質疑でさらに所掌の分については質疑を継続したいと思います。

終わります。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山でございます。総括質疑ということでありますので、3点ほど質問をしたいと思っています。

何ページということにもなりませんですが、平成17年度一般会計当初予算の参考資料等に投資的事業等の内訳をたくさん書いてもらっています。この中身についてではございませんが、このような公共工事の地元企業への発注をさらに強化に努めていただきたいということで、現況はどういうふうな対応をなさっているのか、また、なさっていくのか、その辺についてまずお伺いをしたいと思います。

というのは、現在の経済とか雇用情勢が依然として厳しい状況にあります。また、地域経済の活性化と雇用対策ということで、このことは大きく意義があると思いますので、その辺をどのようにされているのか、お伺いをさせていただきます。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

お答えいたします。

先日の一般質問でも同種の質問があったかと思いますが、入札というのは第一原則は公平、公明、透明性というのを最重点に考えるべきであります。ただ、言われるように、地元企業の育成という面もありますが、この部分と絡めますとなかなかこの入札制度というのはどういう方向であるべきだろうかというのがなかなか見えにくいところがあります。

たまたまきょう市長から資料をもらいましたが、佐賀市がこの問題についていわゆる元請と下請企業の発注の分離発注というような制度があるというようなことで、今、佐賀市はこの施行をしております。こういう制度等、あるいは県が今施行している電子入札制度、このような制度について、先般も申し上げましたようにしばらく研究を続けていきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

大変難しい問題だとは思いますが、今申されましたように、元請の方がいらっしゃって、また下請というふうになろうかと思いますが、そのときに、元請の発注者の方々に下請業者について地元の業者を使うとか、材料については地元の材料を使うとか、契約をするときにそういうふうな取り決め等のお願いとか約束事として明記ができるのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

お答えいたします。

元請に発注をした分で下請への確認というか、確約といいますか、そういうふうなことが明記をできるのかというようなことですが、これはなかなか微妙なことで、やはり競争性というのはあるわけですから、元請企業が元請企業なりに自分の採算性というのも考えるはずですし、それを行政が一方的にといいますか、こういう元請をとという指示はなかなか難しいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

法律的といいますか、そういうことについてはできかねるというふうな内容だったと思いますが、ぜひ地元企業を優先的に活用していただく、そして地元にある原材料等については、地元の資材等を優先的に使っていただくというふうなお願い等はできるかと思いますが、全くしていただけないのか、努力をしてもらっているのか。雇用の状況とか鹿島市の税収の増加にもつながっていくと思いますので、その辺についての考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

お答えをいたします。

入札の結果についてはホームページ等でも公表しておりますので御存じかと思いますが、私どもが今発注している事業の大半は地元企業であります。一部、大規模事業になりますと県内の大手企業という場合もありますが、大半はそういうことで、できるだけ地元企業の中で競争を発揮してもらおうというようなことを基本に踏まえながら、指名入札等についても検討をさせていただいております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

ぜひよろしくお願いをしておきたいと思います。やはり日本の中でいろんな活性的に、経済が上向きになってきたと言われながらも、こういう地元に来るのは2年、3年おくれと言われております。そういう中で、こういうふうな公共事業というのが唯一収入の、市税といえますか、雇用の確保にもつながっていくと思いますので、極力、お願いをしていきたいと思います。次の質問に行きます。

次は、予算書の156ページのところでございます。

中身的には、中心商店街のにぎわいの再生という観点からの質問をさせていただきますが、これは先ほど伊東議員の方からもありました。いろんなところで中心商店街が、もう鹿島があれこれ再生に向かって歩み出して何年となっております。さくら通りを今していただいております、スカイロードは終わっております。そういう中で、近々、株式会社ウイング、名前はちょっと変わっているかもわかりませんが、そういうようなところの開店もうわさをされております。そういうふうな大型店等の進出というようなものに伴って、依然として空き店舗等があいたままになっています。さくら通りが完成するにしても、どういうふうな状況になるのか全く見通しがないようないでございまして、空き店舗の対策とか未利用地等が今のさくら通りにもありますが、どういうふうな活用等を考えていらっしゃるのか、お伺いをさせていただきます。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

確かに、スカイロードとかさくら通りには空き店舗がございます。今現在、まちづくり支援事業等で幾らか入っているところもございますけれども、幾らかですね、ございます。そういうものを商工会議所の方でもやはりそれを活用される方がないかどうかというようなことで、そういうふうな調査とかなんともあっておりますけれども、なかなか実際手を挙げられる方がないというふうな状況でございますけれども、今後ともそういうふうなことで、空き店舗等に希望される方があれば、積極的に推し進めていきたいということで思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

毎日毎日、さくら通りと、またスカイロードを歩いて生活しておりますが、鹿島の中心

地といいますか、中心商店街といいますか、やはりまだまださくら通りであったりスカイロードであったりするというふうに私はとらえておりますが、そのようにとらえていいのかどうか疑問に感じる時があります。ですが、今のモリナガがありますあの通りが中心かと言われてもやはり疑問が残るわけですね。そういう中で、鹿島の中心というものがきちんとあった方が鹿島の発展にもつながるし、いろんな方々の集客にもつながると思いますので、ぜひその辺については今後話を進めていってほしいと思います。

それとあわせてということではございませんが、前、この場所でも一般質問でイオンジャスコの進出等がうわさをされておったんですが、その辺についてはもうどういう状況なのか、お伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

寺山議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、中心商店街の位置づけということですが、我々は今議員言われるようにスカイロード、あるいはさくら通り、そういうものとあわせてやはり西牟田までを含めた形でのものが中心商店街じゃないだろうかということでの位置づけはしております。

ただ、それぞれ浜なり古枝なり北鹿島なり七浦ですね、そういう面でもいろいろな事業なり、それからまちづくりの取り組みがあっておりますが、やはり昔から鹿島の中心商店街、新町地区を指しておったわけですので、そういう形で我々も今の段階では対応しております。

それから、イオンジャスコの件でございますが、私もあっちこっち情報を収集しておりますが、幾らか土地取扱者が動いてはおられるようですが、そちらの方でも何か反対が多いということで行き詰まっているような形であります。そういうことで私たちの方にはですね、私たちというか、農業委員会なり農林水産課の方への打診とか、それから商工観光課へのいろんな問い合わせとか、そういうものは行政に対してはあっておりません。地元で幾らかの動きはあっているというようなことで、確かな情報はまだ私たちも把握しておりません。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

ありがとうございました。このイオンジャスコについては一般質問の折、こういうふうな商業施設が来るのにどういうふうな意見を持っているかという問い合わせに対して、市長としてはあえて反対はしないようなですね、集客が武雄にばかり行くのではなくて、そういうものができたら集客の要因になるんじゃないかという御意見等も言われていたように思いますが、まだまだその辺で全く動きがないというふうにとらえていいのかどうか私はわかりませんが、その辺はまた——今の答弁で結構でございます。

次に、予算参考資料の中で、投資的事業の内訳の中で家庭用浄化槽の整備事業というものが今年度も打ち出されてもらっています。これは合併浄化槽と公共事業が兼ね合わせて、鹿島市は環境整備に努めていただいておりますが、合併浄化槽の維持負担と、このようなものと下水道の維持といいますか、そういうふうなものについてはそれぞれの家庭によって差というのはあるかと思いますが、一度いろんな経費を払った後、維持をしていくためには合併浄化槽の方が高くつくといいますか、不便であるというふうな声も聞きます。

というのは、合併浄化槽維持にかかわる経費というものには、いろんな法律的に定められたものがありますので、その辺について、やはり合併浄化槽を取り入れる家庭というのはそれぞれ説明を受けた上で取り入れられておりますが、いざ実際、自分が合併浄化槽を取り入れているような経費が要る段になったら、こういうぐあいではなかったというふうな不満というものが多数聞かれるわけでございます。

そこでお伺いをしたいと思います、この合併浄化槽を維持するためにかかわるですね、1年間というふうなものが法律的に義務づけられているのか、1年、2年、3年、それぞれ年度によって違うかと思いますが、普通の4人家族ぐらいで結構ですので、大まかな試算等をまずお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

寺山議員にお答えいたしたいと思います。

合併浄化槽につきましては先ほど言われますように、設置前には講習会を受けるというようになります。設置後は、約半年ぐらいの後に水質検査を1回しなければならない。ちょっと今はつきり覚えておりませんが、浄化槽法の6条か7条だったと思います。

それから、使用開始をすれば、当然、維持管理の費用は減ってくると。それから、1年に1回は浄化槽の中の清掃をしなければならないというようなことになります。それと、さらに1年に1回は11条検査というのがございまして、これも適正な維持管理がされているかどうかというようなことでの水質等の検査が、これはもう毎年、1年に1回必要となります。通常の維持管理と、それから清掃と水質検査がほぼ1年間で生じてくるかと思えます。（「金額」と呼ぶ者あり）

金額につきましては、その浄化槽の大きさ等もございまして、若干の幅がございしますが、維持管理費については1回に約4千円弱ぐらい、三千七、八百円かと思えます。それと、11条の水質検査については1回4千円でございます。それと、浄化槽汚泥の清掃につきましては槽の大きさによって量が決まりますけれども、おおむね二万四、五千円から30千円弱程度かと思えます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

維持にかかわる経費というものが今示されたんですが、1年に1回する清掃というのは二、三万とおっしゃいましたが、これはもっと、2倍ぐらいかかるんじゃないかと思っています。ちょっと安く見積もられたんじゃないかなと思いますが。このほかに臭気口というのがあったりして、5年間ぐらいたら50千円ぐらいのとを変えなくてはならないとかあるわけですね。今言われた以上に経費がかかっております。ちょっと経費漏れじゃないかなとは思っていますが、普通、公共下水道でありましたら水道料込みで1カ月に5千円かからないぐらいでいいんですね、それくらいで済むわけですね。というのは、年間60千円ぐらいで済みますが。お金はそれくらいで、そして、それにかかわる時間的ないろんな問題も全く要らないで、簡単に使うことができるということで、いろんな意味で公共下水道は——市が出す分は大きいんですが、個人負担というものはそれなりの金額で、まあまあ使い出したら納得ができるというものであるというふうに私は実感しています。ですが、この公共下水道がどこにでもできるような地域はないわけですね。

そういう中で、合併浄化槽というものを市が取り入れてもらっていて、そして、このような補助金を設置するに当たってはしてもらっていますが、その後の維持管理というのについては全く補助というか、公的な手助けがないままです。生活をしていく中で私たちのこの鹿島市も高齢者といいますか、65歳の人口が22%を超えているわけですね。そして、年金生活者というものがふえていらっしゃる。そういう年金生活者が日々生活するときに、この合併浄化槽の維持費というものが物すごく負担になられているという現状が——多分聞いているらっしゃると思いますが、あるわけですね。

そういう中で一般質問をした折に、公共下水道の一通りの目安がいたらこういうふうなところにも、生活が困窮しているところには何らかの経費の負担を手助けすることも考えていくという市長からの御答弁だったんですが、ことしで約50何%の普及といいますか、敷地面積が整備されるということになったんですが、これが完全にでき上がるというのは全く予想がつかないような状況の中であるわけです。という折に、この合併浄化槽はどんどんどんどん進められていきます。維持管理をしていく世帯がやはり高齢者であったり、生活の困窮世帯であったりしていくわけですね。そういうときに一遍にお金を出すということが非常に大変なわけです。

それで、できたらそういう組合的なものがつくられて月々に、年間ちょっと70千円要としたら、月々に5千円ずつでも積み立て等をどこかがしていただいて、それをするときの、出す資金繰りにしていただいたらいいというふうなお話もあっちこっちで聞きますので、そういうふうなものも兼ね合わせながら、この補助事業等の推進を図られていったら健全ですね、両方お金が要りますが、一度に出すお金であるのが大変であるという声も聞きます。

でありますので、月々にそういう積立金制度等もですね、この補助事業の説明をすると同時に、そういうものも兼ね合わせてしていただきながらこれを進めていったら、もっとスムーズな合併浄化槽の増加といいますか、維持管理にもつながっていかうかと思っておりますので、そういうふうなことも今後考えていただきたいと思います、そういう考え等があられるのかどうかもお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

お答えしたいと思います。

先ほどの御質問で、清掃料ということで二万四、五千円から30千円程度と申し上げましたけれど、これは引き抜き料でございまして、それにもう一つ、清掃手数料というのが加算されて、これは処理方式によって若干違いはあるんですが、合計しますと28千円程度から40千円程度というようなことで承知いたしております。

それから、保守点検の件でございますけれども、これにつきましては浄化槽法の第48条と、それから県条例の第5条の規定によって、県知事の登録を受けた業者が保守点検をやっておるというようなことでございまして、点検料の積み立てを別個で何かプールしてというごたっお考えということですか。料金だけの話でしょうか、御質問。保守点検まで含めた形での（「概算、前年度がわかっていますので、それに見合わせたような、月2千円とか3千円とかそれぞれに見合ったものを積み立てるという、そういう保守点検をされる側でも市でも結構ですので、それと……」と呼ぶ者あり）お金だけの積み立てという御質問でしょうか、それとも点検まで含めた形での、システムというようなお考え。（発言する者あり）

○議長（小池幸照君）

暫時休憩します。

午後3時51分 休憩

午後3時52分 再開

○議長（小池幸照君）

再開いたします。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）続

その件につきましては、ちょっと私も今、頭の中での確な御回答は持ち合わせておりませんので、ちょっと研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

現実的に家計を預かっている課長じゃないので、なかなかその辺が難しいと思いますが、

これを実際、合併浄化槽を推進するときに、これこれの経費がかかりますよと、概算は説明できると思います。それで、おたくの人数だったら月々といいますか、年間60千円要るなら60千円要りますと。そういうときに、60千円だったら5千円ずつ積み立てたらいいわけですね。そういうことと、設置をした時点から積み立てをしていただいて、お金を一度に払うんではなくて、ずっとそれを積み立てる——どこでもいいですが、そういう会社でも結構だと思いますが、そういう組合をつくる方法があるかと思いますが、そういうことをしているところもあると聞いています。そして、お金を払うときはそこから落としていただくと。不足する分については年末に支払っていただくとか、いろんな方法があるかと思いますが、そういうふうな方法をしながらこの合併浄化槽の推進をしていったら、もっとスムーズに気持ちよくですね、一度にお金を出すときにこんなはずじゃなかったと、そんならくみ取りの方がよかったというふうな愚痴があっちこっちで——愚痴といいますか、そういうふうなのが聞かれますので、そういうことも兼ね合わせて、親切なものを片や一方用意しながら進めていったら、もっとスムーズな合併浄化槽の推進につながっていくというふうに思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。御答弁は結構です。後でお話をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

何人槽かによっていろいろ違うということで、それから使用量によっても違いますので、ひとつマニュアルを、何せ5種類か10種類、これは組み合わせをして、そして表をつくって説明するようにいたします。

それからもう一つは、積み立てというと、個人個人で積み立ててよさそうなもんばってんにゃと、お話を聞きながら思いよりでしたが、そういうふうな組合とか何か団体をつくって積み立てるのと個人個人の積み立てとはどがんふうにどこが違うんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

個人で積み立てるというのも可能だと、これは可能ですね。ですが、なかなか個人で積み立てはできないわけですね。強制的に引かれるというのであったら、もう自然とそれに対する費用が生まれてきますが、個人では思うようにできないということで、そういうちょっとした組合を市が指導しながらつくっているというふうな、指導ですよ、市ができるのは、と思いますので、そういうことを行っている企業があれば、そこと市が協力し合った中で、そして消費といいますか、その事業を受ける家庭にというふうなことでしているところもありますので、その辺はサンプルがあると思います。よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番です。何点か質問したいと思いますが、まず初めに市長にお尋ねをしたいと思います。

今回の予算編成については、合併があるかないかで大きく変わってきたと思いますが、合併については今日のような状況で、合併はもう考えられないというところに来たと思いますが、ここで私がお尋ねしたいと申しますのは、私は合併については基本的には鹿島が独自でやっていくべきだというような気持ちでやってきましたし、特に市長に合併についてのメリットが何であるかということをお尋ねするときに、一つだけメリットをおっしゃってきました。そういうさまざまなこともありました、私が申し上げたいのは、この間、市長は合併をしないとやっていけないんだということを一貫しておっしゃったと思います。

特に、今年の8月過ぎまででしたか、有線テレビを入れると、私も朝昼晩ぐらいうちにおりますから、入れたとき、たまたま市長の顔がぼっと出まして、合併しないとやっていけないというところだけが特に印象深く出てくる時間にテレビを入れるんですね、もうおかしくなぐらいに。私も市長のそういう言葉に何か巻き込まれそうになるような、それくらいおっしゃってきたと思います。そのことが今、鹿島市民にやっぱり大きな影響を及ぼしているんですね。

そのことは皆さんもお感じになっていると思いますが、今回、合併がこういう形になったことで何とおっしゃっているかということ、市長が合併せんぎやっていかれんばいということを盛んにおっしゃってきた、そのことによって、もう鹿島はおしまいばいと、おまいどんどがんすつとかいと、もうどぎゃんもならんばいと、そういう声がたくさん聞かれるようになってるんですよ。それは皆さんもお聞きになっているんじゃないかと思います。特に、議員にはそういう風当たりが強いです。そうでしょう。そういうのがあるんですよ。そこで私は市長に、これからもありますので、お尋ねをしたいと思いますが、そうであるとすれば、私は合併しないということになれば、市長としての指導能力はないんじゃないかという不安を感じます。だれだってそうだと思うんですよ、合併せんぎやっていけんばいと言うたところにしないということになると。そういう状況があったわけですがね。ただ、今回の議会の冒頭の発言では、合併してもせんでも大変だという、そういう発言に変わっておりますがね、それはそれとしまして。そういう立場で来られた市長が、今後どういう立場で鹿島市を引っ張っていこうとなさっているのか。

特に今、本当に一番大きな問題は長崎新幹線の問題もありまして、これに関しては本当に市長もいろんな努力をされておりますし、私たちも一緒に頑張っていこうという立場でやっておりますが、しかし、問題はそれだけじゃないわけですので、あえて私はここでこのこと

をお尋ねしたいと思います。特に合併がないということになりましたので、来年の4月は市長の改選時期に入っていきます。そういう方向に向かって、今後、市長がどういう政治姿勢と申しますか、市民を引っ張っていく決意をされているのか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、17年度予算編成ですが、これは合併をしてもしなくても全く変わりありません。合併をしたところも交付税が一様に下がりますし、しなくても下がります。したがって、一応独自に太良町も鹿島市も予算編成をして、そして、それをがしゃっと合わせると、そういうふうなことで対応しようということでありました。

それから、合併をしないとやっていけないと、こういう意味のことを言っていたと思います。まず、この合併の必要性というのは基本から考えてみなくてはいけないと思いますが、今、国の財政が非常に大変だと。国の財政は借金体質を変えなきゃいかん。そういうことで、交付税等絞ってきておりますし、三位一体改革もやっております。そういうふうに国が方向性をとってきますと、当然、市町村というものも財政的に非常に厳しくなります。

そこで、私どもがとるべき一つの大きな有効な手段が合併であると、こういうとらえ方をしておったはずですね。いずれにしろ、合併をしてもしなくても結局厳しいということには変わりはないです。ただ、厳しいとの程度がかなり違ってくるわけです。これを乗り切るためには、経常経費をやっぱりかなり削減することによって、そして、施策可能経費を生み出していかなければいけません。御存じのように、一般財源の一番大きなものである交付税がどんどんどんどん減ってきております。施策可能経費というものもそれにつれて減ってきますので、これを生み出すためには経常経費を削減する以外に有効な手がないということになります。それをやるためには単独でいくより規模を大きくした方が断然やりやすいと、こういうことになるわけです。

それから、財政シミュレーションの中でも示しておりましたように、合併した場合と合併しなかった場合、この間隙を合併効果と私どもは言って説明しておったはずですが、合併をしなかった場合、これは今のままでいってましたらとても施策可能経費が出る段じゃないですよというラインだったと思うんですね。これをどうするかということで、この前、全協こういう開拓をすることによって施策可能経費をプラスにして持っていきますと、こういうことを説明したと思います。

そういうことでありますので、私どもは何回も言うておりますように、大きく三つの区分けをしながら、5年間で25億円の一般財源を生み出すことによって、現時点と余り差のない投資事業ができるように持っていきますということを説明しております。これにしましても、

もし合併ができておったら、ここまでのスリム化といいますか、削減というものはしなくて済んだと、こういうことであります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

御説明いただきましたが、私は市長が今後ですね、例えば、先ほど私申しましたが、市民の人が鹿島市はもうおしまいばいと、どがんなっとかいと、こういう気持ちにさせたのはやっぱり市長の責任だと思います。これをあなたがどう市民の皆さんに——責任をとると言ったら言い過ぎかも知れませんが、とりながら、市民の皆さんたちが、そんない一緒にやろうじゃなかかというようにしていかなといかんわけですよ、あなたが指導者としてね。それをあなたがどうしていくのか。んにゃ、おれはもう万歳ばいて、これで許されるものかどうかですね。市長はそういうことはないとは思いますが、その辺を私はしっかりとお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

財政基盤強化計画、五つの委員会をつくりまして、それを今検討しております。これが成案となりました段階で、市民の皆さんに向かってはこういう具体的な方策まで示しながら、市民の御理解を得たいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

まだ納得いく答弁ではありませんが、先に進みたいと思います。委員会の方でもあります、これはちょっとお尋ねをしておきたいので、税金のことで。税務は総務ですよ、だから、私は総務ですから、ちょっとお尋ねしますが、今回の国の予算編成の流れを見ますと、特に私が許せないと思うのは、一番弱いと言われる高齢者の人たちから非常に連続的に取っていくというような、そういう課税のあり方というのが、負担のあり方というのが目立つような気がします。

そういう中で、特に個人所得税ですか、現役の世代と収入の少ない世代と不公平が生じるというような、そういうことで65歳以上の高齢者の方で前の年度の所得が1,250千円以下の人に対する個人住民税、現行では非課税措置であるのを6年から8年度で3分の1ごとに階級的に廃止をするというような、そういう方針を私も読みましたが、全国的にはこれにより100万人の高齢者が増税だというような試算がされておりますが、果たしてこのことが鹿島市においてはどれくらいの高齢者の人に影響して、そして、その額はどれくらいの影響が

出ると見られているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

今、高齢者の方の65歳以上の課税最低限の引き下げが検討されているということですが、確かに課税最低限の現行 1,250千円、収入にすれば現在は 2,650千円までは非課税というふうな措置になっておりますけれども、今検討されているのは、それを 2,450千円以下を非課税とするというふうなことで検討されているようですけれども、実際、これが鹿島市に平成18年度、来年度からになりますので——あつ、再来年度ですかね、からになっております。それで、まだ具体的にはうちの方にも数字的には上がってきておりませんので、その辺、実際、どれぐらいこれによって影響が出てくるかというのは、現在のところ、まだ把握はいたしておりません。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

多かれ少なかれ、その影響というのは大きく出てくるわけで、早い時期に大体の見通しをはじいて報告していただきたいと思います。

次に移りたいと思いますが、きょうの説明の中で全体的に一律と言っているんですかね、何%削減というような形で予算が立てられたと私は見ておりますが、本来はそういうのじゃなくて、事業の状況その他によってやっぱりそれなりの上限——上限というんですか、予算の編成のやり方をしなくちゃいけないんじゃないかと思いながら見ておりましたが、特に福祉の事業ですね。で、もう既に昨年もそうですが、その前から福祉事業については縮小するだけ縮小してきているという状況に私はあると思いますが、さらにそれを縮めてきているということで、一つ一つこれを質問しておったら大変な状況になりますので、何点かお尋ねをしたいと思います。

119ページの中に負担金補助及び交付金というのがありますね。これは昨年の総額が9,991千円でしたが、今年度は7,333千円ということでなっておりますが、それぞれもいろいろありますが、福祉タクシーのことで一つだけお尋ねをします。

これは、今回の議会の中でも何度も出てきておりますが、県が全面的にこの事業を廃止したと思いますが、ただ、市としてはこの継続をやっているということで、それはそれとして評価をいたしますが、そういう県の縮小の中で制度がどういうふうな、鹿島市の取り扱いが変わっているのか。この福祉タクシーを利用する人たちに、これまでとどう違った形で利用していただくことになるのか、制度的に変わったことがあれば、具体的にお知ら

してください。

○議長（小池幸照君）

平石福祉事務所長。

○福祉事務所長（平石和弘君）

お答えをいたします。

福祉タクシー事業につきましては、市町村が事業を実施することに対しまして、県の方で平成13年度から市町村の助成する事業に2分の1相当額を助成しておったわけでございます。これが平成17年度から県の事業の見直しによりカットをすると、これが1点でございました。

それから、二つ目が内示がございまして、県内のタクシーを共通化というのですかね、鹿島のタクシー会社だけじゃなくて、鹿島の方が県内すべてのタクシー会社を利用することができる。そのようにということで、これは佐賀県の予算ということで、予算額といたしましては約1,700千円、これを共通化事業ということで県の方がしていただいております。

県の内容としては二つの内容なんですけれども、これによって、市といたしましては事業の廃止はしがたいということで内部検討をいたしまして、具体的には県の助成額であります1,080千円分の事業縮小を決定いたしました。これによりまして、当然、事業内容の見直しが出てまいります。それで、具体的には平成17年度実施する場合には、16年度と変わります内容は、県の500円の24枚で16年度12千円、年額助成をいたしておるわけですが、17年度はこれの枚数を半分の12枚にいたしまして、年額6千円ということで実施をするということにいたします。対象者の方でありますとか、そういったことにつきましては16年度と変わりございません。

なお、県の方におきましては、従前の49市町村から要望をいたしまして、県の方でのチケット、タクシー券の共通化はぜひしてくださいということで県の方に要望いたしまして、ことしの1月になりましてから、県の方で復活ということで事業をしていただくということになっております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今お答えをいただきましたが、年間12千円、これでも本当に利用をしなくちゃいけない人は、ないよりはましですけど、大変な状況になったんですよね。それで、例えば6千円になったとして、私もある障害を持った方を知っていますが、この方は目がお見えになりませんけど、遠くから来られて、鹿島の病院まで来るのに2千円以上かかるんですよね。例えば、って帰って、その次いっちょくぎ病院から帰られんわけです。いや、本当、笑い話じゃないですよ。こういう実態があるんですよ。だから、こういうものについてはより充実をさ

せていくというのが本来だと思います。

そういう面からいきますと、例えば、福祉タクシーがそういう状況の中で困難になってくるならば、この前、私も申し上げましたような巡回バスとか乗り合いタクシーの対応だとか、そういういろんなのが充実をしていかないと、本当に高齢者の方や障害を持った人たちがともに日々の生活ができないという、本当にそういうのがますますひどくなってきているんですよ、御存じですか。ですから、私は何かは置いてでも、こういう事業というのは充実をさせていただきたい。金はなかばいと。金のなかと言わるっぎ、もう何もかんもおしまいですよ。しかし、生活はせんばらんわけですよ。それに対していかがですか。いかがですかと言ったって、なかとはどがんもされんばんたじゃ困るわけですが、市長、今のような実態がますますひどくなると思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、個々の実態とは別に、全体として福祉は年々縮小しているとおっしゃいますが、年々これは拡大しているんです。何回もここでも説明していますように、今や28.1%の予算配分をしているわけです。

ただですね、今度は実態に戻ります。実態として今御指摘がありましたように、やっぱり個々にはいろんな縮小部分も出てきていると思います。したがいまして、議論をする場合に、やっぱりこれじゃいかんと。じゃあ、その工夫として、どこかからの予算を持って、これじゃなくてこういう、その議論をやっぱりせにゃいかんと思うんですね。

私どもとしては、やはりこれは28.1%という扶助費の中で、これよりこっちが大事じゃないかと、こういうふうな議論に持っていけないと、例えば、先ほどの寺山議員の質問ですと、土木費、これはやっぱり市内の業者育成という観点からもこれ以上減らすことができない。あるいは橋爪議員が申されます農林水産業費というのも、これはやっぱりこれだけ必要なわけですね。ですから、やはりこういう議論の場合は、全体としてはわかるけれども、このところよりこっちに持ってきた方がよくはないかと、こういう議論にやっていかないと、結局、私どもとしては全体のお金がないもんですから、もうありませんと言うしかない。だから、議論が先に進まないということです。そういう議論の仕方といいますかね。

また、今議会の私の提案理由の説明のときも申ししておりますが、財政基盤強化の議論になってくるとは思いますけど、お願いしましたように、議会でもいろんな強化策を検討なされて、そして執行部、おまえたちはそう言っているけど、おれたちが考えたこういう考え方、やり方の方がよくはないかとか、こういう対案対案でいかないと、やっぱり議論がそこでとんざしてしまうということになりかねないと思いますので、そういう議論ができたならというふうには望んでおります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

福祉は年々拡大をしている、当然、拡大していますよ。それを言うのなら、同じ状況の中で財政だけが拡大しているなら、ああ、そうでございますかと言えますよ。そうじゃないでしょう。高齢者もふえてきているでしょう。福祉の行政で対応しなくちゃいけないような状況も今ふえているんですよ。だから、ふえて当然なんですよ。今のは、出先は同じでこうじゃないんですよ。そこそこはやっぱりしっかりとらえていかんといかんと思いますし、私は後でここんとは削ってここがいいんじゃないかと、今市長のおっしゃったような提案は後ほど全体的な中でやっていきたいと思いますので、ここでは申しませんが、とにかく今のそういう状況をですね。考えてみませんか、1,080千円ですよ、1,080千円。1,080千円でこれだけですから、その辺をやっぱり考えていかなくちゃいけないと思います。

次にお尋ねをします。120ページの中の負担金補助及び交付金ということで、鹿島福祉作業所の運営補助金というのがありますが、今回、10,500千円ですか、予算がですね。これは丸々補助金として行っているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。何でお尋ねをするかといいますと、昨年は11,000千円なんですよ、予算が。これがそのまま補助金として行っているとすれば、ここで作業所の補助金が削られるわけで、それでなくても作業所の運営が大変な中でどうなっていくのかなという、やっぱり100千円でも200千円でも減らされるということは非常に大変な時代ですから、これが丸々運営補助金に行ってこういう形になっているのかどうか、そこだけお尋ねします。

○議長（小池幸照君）

平石福祉事務所長。

○福祉事務所長（平石和弘君）

お答えをいたします。

10,500千円の負担金補助及び交付金なんですけれども、社会福祉法人鹿爽会に対する運営補助金でございます。15年度は11,000千円、これが10,500千円になっておるということで、500千円の減額に結果的になっております。これは、国の方で当初、この作業所運営補助金という制度、これは国の制度なんですけれども、当初、1事業所当たり11,000千円ということで、そういうふうになってずっと来られたわけなんですけれども、国の財政事情、これが原因といたしまして、その配分が500千円の切り下げになるということで、結果的になっております。

また、今後とも、17年度、18年度以降もこの10,500千円が果たしてそのまま続行できるかということになりますと、やはり国の補助、配分金というのは今後微妙に減額の方にあるということで、私たちは今、現場サイドといたしましては思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

次のページに移ります。122ページです。

122ページの負担金補助及び交付金ですが、私がいつも指摘をしているところでございますが、同和団体補助金が 5,342千円ということで上がっております。昨年として 618千円の減額であります、ほぼ横並みと言っていると思いますが、私はこういうところにはね、いつも不当性というのは指摘しておりますが、こういうところにはさほど大きなメスが入られていないと思うんですよ。

例えば、市長がさっきね。そしたら、どこぼどがんしてこがんというようなことをおっしゃいましたが、例えば、先ほどの福祉タクシー 1,080千円、同和補助金 5,342千円。具体的に聞きますがね。本当、何回も私は指摘してきておりますが、この補助金がどういう形で使われているのか、私は今疑問でたまらないんです。

と申しますのは、やっぱり同和地区の人たちの生活をより向上させるようなことのプラスになるのなら、私は本当に我慢もできますが、年々見ておりますが、その人たちの生活の向上というのはほとんどあってないと、大変な状況になっているというのを私は最近見ておって、これだけお金を使って何をやっているのかと。もちろん、同和事業というのは、その地域の人たちの生活云々するだけじゃないでしょう。いろんな問題があつての取り組みでしょうが、しかし、もうそういう問題については、国としてももう終わったんだというような形で、事業が終わった状況になっているような中で、もう毎年毎年、私も同じことを指摘しておりますが、こういう事態があるんですが、ここのところのお考えをお聞かせください。

○議長（小池幸照君）

谷口同和対策課長。

○同和対策課長（谷口秀男君）

お答えいたします。

今ございました補助金の件でございます。部落解放同盟鹿島支部の補助金、これが 1,762千円でございます。前年度削減額が 438千円、それから全日本同和会補助金が 3,580千円でございます。これは前年度当初と比べまして 180千円の減ということで、いろんな実績、来年度の事業予定をいろいろ吟味した中での計上でございます。

それで、今どういう事業内容なのかとおっしゃいましたが、これにつきましてはやはり活動費、研修費、それから事務費、人件費というような部分に分かれております。それで、この前も申しましたように、同和団体が補完的役割を担っているということの基本原則でございます。それで、やはりハード関係事業はおおむね終えたと言えますけれども、今後は啓発

を中心とするソフト事業がまだ残っておるということで、心理的な面での差別意識がまだ解消に至っておらないという現状でございます。今までも幾らか差別事象もあっております。

それで、平成8年5月に地対協の意見具申があっておりますけれども、この中にも差別意識の解消に当たっては、これまでの啓発活動の成果を踏まえ人権啓発として発展的に構築する必要があるというふうに言われております。そういうことで御答弁いたします。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今、私の聞き間違いかわかりませんが、数字の合わんですね。全日本同和会に1,762千円と言ったんですか。（「いえ、3,580千円」と呼ぶ者あり）全日本同和会に3,580千円ですね。はい、わかりました。

次に行きます。124ページ、扶助費。敬老祝い金給付費2,910千円ですね、予算が。昨年は4,500千円の予算だったと思いますが、制度を変えるか、金額を減らすか、どういうことでこうなったのか、お知らせください。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

お答えいたします。

敬老祝い金の給付につきましては、昨年度までは88歳の者に対しまして30千円、100歳以上の者につきまして一律50千円といたしておりましたが、平成17年度予算におきましては88歳の者に対して20千円、100歳以上の者に対しましては30千円、それから市内の最高齢者がこれ1名ですが、50千円と、平成16年度と比較して変更をいたしております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

敬老祝い金の支給の方法というのは、何年前でしたでしょうか、こういう節目の支給に変わりましたね。あのときも大分ここで議論をしたと思いますがね。もちろん、皆さんたちはいらっしゃらなかったと思いますがね。でも、本当にささやかな贈り物ですよ。こういうのをばさっと、ばさっと言いたいですよ。本当に冷たい鹿島ですねとしか言いようがありません。お金がなかと言われるとそれまでですがね。それでは済まされないと私は思います。もう後はいいです。次に行きます。

128ページです。これはここだけには関係しないと思いますが、役務費の中でレセプト審査手数料というのがありますが、これは母子福祉だけじゃなくて、ほかのところでも出てき

ますよね、レセプト審査は。私は以前も申し上げたと思いますが、特に医療費の適正のためにもレセプト審査をちゃんとやるということが大事じゃないかというようなことを申し上げると同時に、そのための職員の配置をちゃんとすべきだというような意見も申し上げてきたと思います。当時、担当者が2人でしたか、パートの方でしたよね。現在はどういう形でなされているのか、お尋ねをします。そういうところで、何らかの改善がなされたのかどうか、お尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長。（井手譲二君）

国保及び老人保健特別会計に関することではありますが、現在、レセプト点検及び整理等において臨時職員を2名雇用いたしております。それから、レセプト点検の縦覧点検ということで、専門の業者に全レセプトを点検委託いたしております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私がどうしてレセプト点検の強化をすべきだということを申し上げたかといいますと、まだ市長も覚えていらっしゃるかもわかりませんが、実は私の母が痴呆でもないのに痴呆症の新薬を飲まされて、たった2回で19,800千円というような結果の報告が毎月来っていたわけですよね。私は、そんな高い薬を何を飲んでいてかということで担当の方に聞きましたよね。そしたら、本人じゃないと教えられんと言んさったから、冗談じゃないと。医療費の問題でこういう形で調べているんだということで、その後はちゃんと調べてもらいましたが、痴呆症の新薬を飲んでいらっしゃるようですということです。

それで、そのとき担当者の方は、うちの母のところにわざわざ出向いていただいて、面接をしてもらったんですが、私のところに来るや否や、痴呆はあんしゃれんですよねとおっしゃったんですよ。私もそのとき、うちの母が痴呆なら、私でんもって痴呆のひどかと私は言いましたがね。いや、本当にですね。昨年、母は亡くなりましたが、しっかりした母でした。そして、そのとき私が言ったのは、痴呆という診断がされるなら、薬を飲ませる前に病院は家族に連絡をすべきじゃないかと。そして、家族と一緒に対応するのが本来じゃないかということと言ったと思います。

そういう背景があったものですから、このレセプト点検の強化をすると同時に、例えば、うちの母が飲まされていた同じような薬を飲んでいて、たまたまそういうのが出たから、それだけでも実態調査をすれば出るんじゃないねと私は言ったことがありますね。もう何年もなりますが、全くそういう改善がされていない。恐らく、今これだけのレセプトが出てきている中で、2人のパートの人では大変だと思いますよ。こんなのこそやっぱり強化をしな

がら、これをする事によって医療費だって下がっていくあれはあるわけですからね、現にたった1人のそれだけですけど。本当に長いこと飲まされていたんですよ。それをやめた途端に、ふらふらする、ふらふらするという、頭のふらふらがとれたんですから。病気がつくられていたんですから。だから、それを飲むことによって、ふらふらするとぼとめる薬も飲まされてきたわけですね。私は即、病院を変えたんですけどね。そういう実態があるんですよ。だから、何とか私は、またとは言いたくなかったんですけど、まだそのままの状態であるなら、何らかそういうのに手を打っていただきたいし、このことはただ単に医療費を軽くするというのと同時に、そういう飲まされている人たちの、極端に言えば命だって脅かすことになるわけですから、許せないことです。何らかの方法はないでしょうか。人員をふやすとかすることによって、点検の強化をするということはできないものでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

御存じのように、私、佐賀県の国保連合会の理事長をしておりますが、国保の加盟者でレセプト点検した分について、被保険者から疑問があったりした場合にはそういうチェックをちゃんとする委員会をつくっております。ほかの保険にも恐らくそういうシステムを組んであると思いますが、基本的にはやっぱり対応する病院側の現場での問題、そして発生してしまったら、それをどう解決するか、その点もうちの担当の方でもちゃんと窓口になると思いますので、また、そういうことについての住民の皆さん、あるいは患者の皆さんに対して市報なり通じてこういう場合は御相談くださいと、こういうことも市民の皆さんにはお知らせをしてみたいと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

正直言って、相談するにもわからんのがほんなことですよ。薬のおかしかとば飲まされよるとが何なのかと、わからんのが本当なんですよ。当時も10何種類薬をもらってきておりました。次の病院に移ったら、四つぐらいに減りました。最近はどうかわかりませんが、薬ばよんにゆうくんしゃつとがよかお医者さんのごと思う人もおりますがね。だから、そういうところですから、どこでどう手をつけていったがいいか、患者側、市民の側にしたら、そこから発するという事はなかなか難しいと思うんです。

私もいつも医療費が高くなっているからというような財政的な問題がありますから、医療費の報告が来るときには見て、ああ、自分がこんくらい使うたと、おばあちゃんがこがんとに使いよんしゃつばいねというのを見ておりましたから、たまたまわかったわけですが、普通はなかなかキャッチしにくいと思うんですよ。そういうふうですから、やっぱり何らかの

対応を私はしていただきたいと思います。

次に行きます。これは補正予算のときも申し上げましたが、扶助費の乳幼児医療費の問題です。

補正のとき言いましたでしょう、私が。新年度に90数万上がっていますでしょうと言ったのはこれですね。これも3歳児だけの医療費だけで960千円ですよ。もういろいろ言いません。補正で言いましたからね。だから、先ほど市長がこいばすっぎ、わかっっても、どこからどがんすると提案ばせろというようなことをおっしゃいましたが、提案ばして、まともに数字が出てきたらやりますか、960千円ですよ。例えば、あと1歳上げて1,000千円になるか、その前後になると思いますが、そういう形で私はぜひ対応してもらいたいと思いますし、何度もおっしゃるのが、このことをすることによって国保にも影響しますからねとおっしゃいますが、国保には影響せんですよ、一般財源からの負担を出すわけですからね。国保に直接は——この分については一般財源から入れるわけですからね。

今までもしよっちゅうおっしゃってきましたが、そういう形で、何とかやっぱりこれからの子供に対する温かい手を差し伸べてもらいたいと。このことは、例えば、去年もそうです。これだけ、どこだって財政は苦しいという中で全国的には6歳まで、また中学卒業までというような医療費無料制度の制度化というのは進んできているんですよ。何なのかと。何に金を使うかという、そこの対応のやり方だと思うんですよ。本当に子供がこれからの鹿島市の子供を育てんといかんと、少子化対策をせんといかんとというなら、口先だけでなく、こういう具体的な、そういう取り組みの中から私は市民の要求にこたえるというのが大事だと思うんですよ。

先ほど私はどうして市民の今の不信を直していきますかと私は言いましたが、そういう具体的な施策を進めることによって、ああ、市民がそうだったのかということの一つ一つ信頼を勝ち取っていく大きな力になると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

答弁を求めます。平石福祉事務所長。

○福祉事務所長（平石和弘君）

お答えいたします。

乳幼児医療費の無料化ということにつきましては、各自治体での取り組みというのはそれぞれ確かにあろうかと思います。現在、鹿島市でも少子化対策、それから子育て支援ということで、福祉は福祉のサイド、あとは教育委員会サイド、それから、そういうふうな保健、母子ということで保険健康課等々の事業の連携等でやっておりますけれども、乳幼児医療の無料化、これのことにつきましても理解はできる場所ですけれども、いろんな事業をやっぱり総合的にすることで子育てのお母さんたちの負担を軽減するとか、それと、あとは健康面とか、やはり総合的に突き詰めていくことが大切だろうと思っております。

福祉の方でも、平成17年度が今後のそういった面では事業の見直し元年と申しますか、そういうところで方向性が出ましたならば、そういったことを総合的にやっぱり検討して、内部の決定ということで考えられるところがあるんじゃないかならうかとは思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

次に行きます。156ページです。

商工費の中の21. 貸付金、これも関連して補正予算の中で申し上げましたが、ずばりお尋ねをしたいと思いますが、この前の答弁でもありましたが、今、市の制度だけど、商工会に全面的に委託をされているんですね。私はこれをぜひ市で直接するということができないかということなんです。と申しますのは、私、以前、本当にこれが市でやっていたらどんなによかったらうかという体験をしたんです。もう言わんでよかことですが、言わせてください。

実は、鹿島市内のある商売をされている人が、お金を借りたいということで御相談に来られました。御承知のように、税金が納まっていないと貸せないんですね。金額的にそんなに大きなお金じゃなかったのに、担当課長に相談して、そういうことはできないんだけど、税金を含めて貸してやったらどがんねと。そしたら税金が入ると、そのまま引いて。そして、運用していただくと、そういうことだってできるんじゃないかということで話し合いをしたことがあります。そして、いろいろ話し合いを進めておりました。

ところが、課長との結論が出る前に、私は商工会の幹部の人に怒られました。何であんたがそがん決まりば破るごたつことばせんばらんとねと。本当、うちの主人と2人おりましたがね。そして、おっしゃるには、あそこにお金ば貸したけんで、もう同じばいと、そこまで言われたんです。そういうことを言っているいいもんでしょかね。その方は、そういうことで市のせっかくある制度を利用できなくて、ほかからお金を借りてずっと商売されたんですよ。そういう実態があったんですよ。

だから、市がせっかくの制度を持っているわけですから、運用できるような体制をとって、特に今の状況ですから、極端に言えばもう駆け込みでも借れるような、私はそういう体制にして、そして、この制度を生かすということが今大事じゃないかと思うんですよ。それがなかったばかりに本当に高利に手を出すと、ますます大変な状況になっていくという人を何人も見ていますよ。どうでしょう、そういうお考えございませんか。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

松尾議員の御質問にお答えいたします。

なるほど、そういう面もあるんじゃないかなという気がいたしますが、先般申し上げましたとおりに、いま少しどういうふうな審査状況か、そういう面も具体的に私が勉強してみたいと思います。その中でじゃないと、ちょっとどの辺がどういうふうにすればいいのか、それからどう改革ができるのか、その辺を検証させていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ぜひいい方向で検討してもらいたいと思います。ちなみに申し上げますと、商売は続けられましたが、税金は入っていないと思います。税金まで回る利益は出ていないようでした。

次です。160ページ、道路維持費の中で需用費。この中で、街路灯電気料ほかというのがありますが、お尋ねをしたいと思いますのは、例えば、まちの中で暗いから電灯をつけんといかんというようなところでも、その地域の部落の人たちがお金ば出さんばいかんけんが、ちょっと言われんというようなことが今まであっていましたよね。

ところが、ことしからでしょう、県道については県が面倒を見るというようなことを発表して予算つけましたが、これはそういうののってやられる事業ですか。県が県道については街路灯などの電気料とか設置についてやるという方針で予算をつけていますが、それにのったものなんでしょうか、どうでしょうか、お尋ねします。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

御質問にお答えいたします。

これは先般、県が出しました事業にのった形での事業ではありません。これは道路公園の飯田パーキングの水道光熱費です。街路灯等のですね、その分を上げさせていただいております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それでは、お尋ねしますが、県のそういう事業にのったんじゃないということですが、そういう事業が予算づけされたのは報告をお聞きになっていると思いますが、じゃ鹿島市はそういうのに手を挙げて幾らかの予算を今回とられたんでしょうか、どっかにその事業が顔を出しておりますでしょうか、お尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

県が今度打ち出しました街路灯の設置については、予算化をしております。確かに、道路関係が暗いところがあるということで、街路灯の設置というお話は聞きますが——もありますし、県が打ち出した事業というのは確かに必要な事業とは思いますが、今現在、鹿島市でちょっと取り組めないという状況です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私は、ここだと思うんですよ。例えば、せっかく県が制度をつくって予算化をするというときに、鹿島市としてはしておりませんと。要求はあるわけでしょう。やっぱり県とか国が何か新しい事業をするんだと、予算づけをするんだということがあんなら、例えば、認可がおりなくても申請をするとか、やっぱりそういう対応をします。なるだけ県のお金を使えるなら、そういうお金を使ってやっていくと。特に、このお金がないという中で、そういうのもっとやっぱり研究をしてくださいよ。いろんなのがね。

例えば、これはいつでしたか、去年の当初でしたか、その前でしたか、例えば、雇用何と言いつたか、雇用創出資金ですね、何とかということで、よそは10,000千円も、もっとでもお金を持ってきているときに、鹿島は本当 700千円か何かで、私もここで言った覚えがありますが、せっかくそういうのがあるときは、やっぱりそれなりの対応をします。そして、少しでもお金をよそから持ってきて、市民の要求にこたえるというのは私はすべきだと思いますが、そういうのを担当者はもっと勉強しなくちゃいかんと思うですよ。そして、やっぱりやれる分、腹いっぱいやってくださいよ。どうですか。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

お答えいたします。

私たちも当然、やりたいのはやりたいわけですが、これも県費で丸々やるわけじゃございません。どうしたって市の単独分がついてきます。その辺を考えますと、ほかの事業と比べた中で、やはり新規になかなか取り組めない状況であるということです。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

次に移ります。土木費の 168ページ、都市公園費、それからまちなみ活性化事業についてお尋ねといたしますかね。

私は、都市公園事業にしたって、それからまちなみ活性化事業にしたって、大事な事業だ

と思います。特に、蟻尾山公園整備事業というのは私たちの足元でもありますから、本当に
よりよくしていただきたいというのはあるわけですがね。

先ほどからいろいろと論議をしてきておりますが、やはり今の時期にどうしてもしなく
ちゃいかんのかと。先ほどから申した、たったわずか 900千円ぐらいの子供のためのお金も
使えないようなときに、これだけの事業を今しなくちゃいけないのかと私は思うんですよね。
確かに浜の町並みというのは今までの系統的な流れもあるでしょう、いろんな問題もあると
思いますが、今やはりここで何を一番しなくちゃいけないかというのは、この辺から考えて
いくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

これは町並みの建物を見ていただくとわかりますが、もう今というときにやらないと、時
を置くと朽ちてしまいます。最後のチャンスだというふうに思っております。そしてまた、
地元も今度も花と酒まつりですか、こういういろんな地元の盛り上がりも出てきております
ので、私は今が一番いいときというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

申し上げます。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。
20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

時間も大分たっていますので、次に移りたいと思います。教育費、181ページですね。

ちょっとこれは私の勉強不足であれですが、負担金にしては大きいなと思いましたので、
お尋ねをしたいと思います。負担金補助及び交付金の中に日本スポーツ振興センター負担
金ということで、2,167千円というのがありますが、これはどういうのをされているところに
出す負担金ですか。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

私の方からお答えいたします。

これは2年ぐらい前までは、学校安全会という名称で負担金を交付していたものでござい
ます。児童・生徒が登下校、もしくは学校内の事故、またクラブ活動の事故等において負傷
した場合に、こちらの方から見舞金を出すというものでございまして、小学校では2,167千
円、中学校におきましての中学校費の中では1,163千円、これは183ページにございませ
うが、負担をいたしております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

つまり、保険と考えていいんですかね。これは、父母負担というのではなくて、丸々市費で出しているんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

半額相当額を保護者負担金として、歳入の方でも計上させていただいております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

次に 192ページ、教育費の中で体育施設のことでお尋ねをしたいと思いますが、ここでいいんでしょうかね。

蟻尾山公園の陸上競技場がありますが、あそこはだれでも自由に使えない状況にあると思います、使用料とか要るわけでしょう。それで、私は驚きましたが、それが事実だとすればびっくりしましたが、鹿島実高の陸上競技部が武雄の白岩公園で練習をしているときがあるそうです。あそこはただだからということね。鹿島は地元によか陸上競技場のあるのに、地元の子には使わせんのかなというような声を聞いて私はびっくりしましたが、どうなっていますか、その辺について。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

陸上競技場につきましては、基本的には有料になっております。市内の中学生までは減免ということで対応しております。高校生につきましては、有料になります。あと、団体で10名以上は幾らとありますけれども、済みません、今ちょっと額を覚えておりませんので、後で報告いたします。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私たちも料金を決めるときは審議をしたんでしょうけどね。申しわけないですが、どうですか、地元の高校生ですよ、わざわざ料金を取らんでも、武雄まで行って白岩公園で鹿島にある高校の子供が走っていると。しょっちゅう詰まってグラウンドが使えない状況だということじゃないでしょう。そういう状況ですから、私は何らかの対応をせんと、ちょっと私も恥

ずかしかったですね、それを聞いたときに。何とか今後その取り決めに変わっていくというお考えはございませんか。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

今のところ、小・中学生の減免までというふうに考えております。やはりあくまでもこういった施設は受益者負担の原則というのがありますので、例えば、体育館なんかは有料で貸し出しをしておりますので、そういったところのバランスというのがあると思います。今の状況、高校生を減免——無料ですかね、それにする考えは今のところ持っておりません。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

高校生は収入もないわけですよ、そして、一生懸命頑張っているわけで、地元の子供たちを育てるという立場から、課長が1人でする気持ちはありませんとか言える問題でもないわけで、それは今後ぜひ協議をしていただきたいと思います。

もう終わりたいと思いますが、一つだけ、済みません、あと218ページ、公共下水道の問題ですね。

これは御答弁は要りませんが、先ほど谷口議員の方からもおっしゃいましたよね、受益者負担の問題ですね。用途、宅地によって受益者負担が変わるわけで、このことは私も再三申し上げてきました。やっぱりそれらの状況に合った対応をしていただくということはもう本当、今から特に周辺部に入っていきますと、そういうところが多くなるわけですね。

以前、私は北鹿島地区の皆さんのそういう声を聞いて、何度も何度も申し上げてきましたが、返ってくる答弁は同じでした。しかし、やっぱり今のような状況のときですから——もちろん今のような状況だから市もお金ばよんにゆう取りたかという気持ちもわかりますが、しかし、そうですかとは言えないわけですよ。市民の生活をどう守っていくかという立場に立って、その辺についてはぜひ検討をしていただきたいと思いますということをお願いいたします。

もう1点は、工場団地ですね。谷田工場団地、これも答弁要りません。何度も申し上げてきておりますが、いつまでも、何か亡霊に取りつかれたように工場団地、工場団地じゃなくて、用地変更をしてあそこを有効に使うということ、これはお願いだけをして終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑ございますか。13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

13番の井手です。きょうは総括的な質問というようなことで、大半の方がいろいろな質問

をされたわけでございますけれども、私も2点ほどちょっとお伺いをしたいと思います。

113ページなんですけれども、諸統計費ということで、ここに工業統計調査（8名）というようなことで248千円ですか、これは大体毎年実施されているんじゃないかと思います。そこでちょっとお尋ねなんですけど、この調査される方が工業統計調査は8名、そして、下の国勢調査は198名ということなんですよね。これをこの人数で割りましたら、工業統計調査は248千円、割りますと1人当たり31千円になります。国勢調査の方は、198名で割りますと55,818円になるわけなんですよ。これは調査内容が違うといいますか、日にちが何日かかかれるからこういうふうな形で分けしてあるんじゃないかと思いますけれども、私がお聞きしたいのは、この統計調査ですよ、毎年行っていておりますけれども、やはり新聞等で倒産件数なんかことがとしも16年度分がちょっと載りました。鹿島市内でも、この統計調査でここ数年間に新しくまた企業を起こされた方、変な言い方ですけど、おやめになった方、その数がわかればここでちょっとお聞きしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

統計調査についてお答えをいたします。

この工業統計調査は今言われましたように、毎年暮れにかけて実際、調査を行っております。

ただ、これは国の委託で行っておりまして、その調査結果がこうでしたということはこの場では言えないことになっています。調査内容について、すべて我々がそれをこうでしたという結果は言えません。あくまでも私どもは調査をして、それを国に送るだけです。その結果は、後ほど国がまとめた工業統計調査等、そういったもので発表されますので、私どもが調査をして、結果はこうでしたというのは絶対の秘密になっていますので、私どもの口からは言えません。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

とにかく企業的なことですので、その内容は今課長おっしゃられるように、それは極秘じゃないといけないと思うんです。私がお聞きしているのは、鹿島市でですよ、やはり統計調査ということは、何か調査員の方たちが企業に行ってお願ひされるわけなんですよ。その増減といいますか、そこをちょっとお聞きしているわけなんですよ。15年度は幾らやったか、何名やったか——何社やったかと言わんばいかんですたいね、16年度は何社やったかというような形で。その中でまた、さっき申し上げましたようにおやめになった方、

新しくですね。その差をちょっとお聞きしているわけなんですけど。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

その件については、ちょっとここには資料を持ち合わせておりませんので、後で公表できればお知らせしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

じゃ、ぜひそのようにしてください。

次に行きます。172ページなんですけど、土木費の1.住宅管理費で22の補償補填及び賠償金、ここで説明欄に訴訟用予納金というようなことで60千円、これはちょっと今まで初めてじゃないかなという気がするんですが、これの内容はどういったものなのか、具体的にお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

栗林建設環境部調整室長。

○建設環境部調整室長（栗林雅彦君）

今の御質問にお答えさせていただきます。

補償補填及び賠償金の中の訴訟用予納金ということでございますが、今、市営住宅の中には大体皆さん住んでいらっしゃるわけでございますが、中には御自分の御都合にといいますか、よりまして、もう住んでいないと。住んでいないけれども、そこに物を入れていると、倉庫的になってしまっているところがございます。こういったところにつきましては、実際、うちの方といたしましても退去をお願いして、何回もお話をしているわけでございますけれども、もう既に3年の長い間をかけて交渉いたしております。ですが、どうしても最終的にもう出ていきますからというお話までされているんですけれども、勝手に私どもがその荷物を出しますと個人の権利に触れますものですから、きちっと司法の手を使いまして、裁判官の手による取り扱いをするための費用でございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

私も市営住宅の中でのこういうふうなことだったから、多分、住民の方たちとのトラブルの解消のための、今後の新しく予備的なことを考えられたんじゃないかなというようなことを予測しておりましたけれども、そしたら一応入居されるときはいろいろ規約とか条約は、

そういう決まりはないわけなんですかね。それも無視されているということなんですかね。

○議長（小池幸照君）

栗林建設環境部調整室長。

○建設環境部調整室長（栗林雅彦君）

具体的にはちょっといろいろ差しさわりがあるかもしれませんのでお答えできませんけれども、すべてを無視されていっちゃう、いわゆる入居条件、それから使用料、それとそこそのものにはもう既に何年もお帰りにならない。かぎをかけて、もう倉庫です。もう全然そこに寄りついていただけないわけです。御本人様も私会いまして、ようやく探し出すことができて、会いまして、御本人様から書類もいただいております。退去してもよろしいと、退去しますと、そこまでもらっているんですけども、今、その書類を私が出しますと、司法上、そこで私権を犯すことになりますので、どうしてもこの裁判費用が必要ということでございます。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

裁判ごとに持っていったら、やはり——専門的にはわかりませんが、60千円ぐらいじゃ足らんと思うわけですよ。着手金とかなんとか要るんじゃないかと思います。大体目標額はどれくらいに一応設定というより、予定されているんですか。

○議長（小池幸照君）

栗林建設環境部調整室長。

○建設環境部調整室長（栗林雅彦君）

お答えいたします。

これは、22節、補償補填及び賠償金のところにあります訴訟用予納金でございますけれども、これは裁判官への、いわゆる強制撤去のときの費用でございます。さきに裁判官の方に費用弁償として60千円ほどかかりますので、その分を納めておくと、余ったお金は返してもらえという形になると思います。

実際の訴訟になりましたら、よその例でございますけれども、大体1件当たり多久市で200千円ほどかかると。ただ、問題は、そこで合意の上の和解ができれば、また、そこではお金は要らないと。2千円か3千円の和解仲介料で済むということになると思いますけれども、よその例ですと大体200千円から300千円はかかっているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

そしたら、弁護士さんはもう雇わんで、自分たちで真っすぐ直接に訴訟を起こされるということでもいいわけですね。そういうような形で理解します。それで、こういうふうな形で裁判されたまで起こさんばごと、何しよっかにゃというような感じになりますので、今後は入居される場合はやはり——厳しくと言うぎいかんばってんが、入居規約か何かを改正するところは改正をされてやっていただければなと要望いたしまして、終わります。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

二、三、御質問を申し上げたいと思います。実は私、財政のことについてはなかなか疎い立場にございますので、ちょっと御確認の意味でも御質問したいと思います。

まず、市長の演告の中を理解するために何回か読んだんでございますが、いわゆる平成17年度の当初予算の考え方というのは、通常の行財政改革の中で16年度から始まった、そういうものに基づくのが基本にあるのではないかな。それに三位一体の財源の移譲の問題ですね、三位一体の問題がそれにかかわってきていたんじゃないかな。あくまでも3月31日の合併を目指して市長は取り組むということでしたので、当初予算については、合併しない場合の財政の問題については、多分17年度には予定していなかったんじゃないかなというような理解を私はします。

先ほどあっているように、三位一体も含めて行財政の改革、あるいは今回、財政のそういう5団体ですね、5グループのものをつくってやるということ、それに合併と。これはどのように時間的に結びついていくのか、ちょっとよくわからない。確認をちょっとさせてほしいというふうに思います。また、市長にお聞きをしたいんですが、これからの三位一体という問題について、いわゆる地方自治というのは自主独立といいますか、自治権をずうっと拡大して行って、地方みずから生き残っていくための、あるいは地方独自の政策をしていくんだという大きな分権の問題がございます。

もう一つは、そう言うけれども、国の交付税なりが削減されることによって地方は財政的には成り立たなくなっていくという、もう一つの流れがあると思います。ついては、そこにおいて市長、地方分権という形で地方自治の独自性、あるいは特徴あるまちづくりを、村づくりをしていくための方針と、三位一体に基づく——三位一体というのは恐らく分権をフォローしていくための一つの制度だと私は理解しますが、それと、現在なっている財政の困難さといいますか、行財政改革をしないとやっていけないということの二つの考え方、二つのどちらをとるかという問題、あるいはどっちをどういうふうにしていくのかですね、あろうかと思いますが、その点について市長の所信があればお願いします。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

これ、御質問の趣旨がちょっとはつきりつかめませんでしたが、自分なりに考えさせていただいてお答えをいたします。

まず、平成17年度予算と財政基盤強化、ここの関係でございますけれども、17年度の予算につきましては、これと基盤強化計画とは直接の関連は持っておりません。ただ、17年度の予算の編成段階で当初の集計を財政課の方でいたしましたところ、約8億円が最終的な決算の状況の見込みとして不足をするだろうという大まかな見通しが立ったところでございます。それで、財政課長からも午前中の説明でありましたように、ここで一般財源を6%程度削減して、これの圧縮に努めたところでございます。そうしたことによりまして、約4億までこれを圧縮して、最終的な見込みとしては、さらにこれを縮めていくというのが財政課が考えている17年度予算の運営でございます。

基盤強化計画につきましては、17年度も一部かかってはおりますが、18年度以降を先ほど市長が申し上げましたように、単年度にならしますと5億、総計5年間で25億程度を削減していこうと。そして、住民へのサービス、市民の方々へのサービスを何とか維持していこうというのがこの強化計画の目標でございます。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

私も財政はちょっと苦手でございますから、よくわからないんですが、いわゆる市長の政策として、三位一体のことを含めて、例えば、我が鹿島市が三位一体を遂行していくと、結局、財源は移管されるけれども、今までよりかはふえない、カットはされると。権限は来るけれども、物が無いというようなことになりますよね。だから、逆に三位一体説を我が鹿島市が完全に受け入れて云々よりか、今の地方交付税、あるいは特別交付税でしていた方の今の現状の方が歳入もあるんじゃないかと。その中で、市長の考え方としていわゆる少し貧乏してもいいから、鹿島市独自の特徴のあるまちづくりをしていきたいということなのか、多少国に甘んじてでも独自性については少し——何といたしますか、手を抜くというのはおかしいけれども、少し妥協するということの考え方があるような気がするんですが、その点、どのように考え——私の質問は間違っていますかね。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

国に甘んじてでもとか甘んじらんでも、そういう選択肢はないと思っています。国の政策として三位一体改革をやるわけですのでね。この三位一体改革、何で三位一体なのかと言え、まず国の負担金、補助金を見直しまして減らしますということですね。交付税も見直し

ますと。しかし、それに見合うだけの税源は移譲しますと。だから、理論上は苦しくならないという理屈なんです。

ところが、税源があるところはそれでいいですね、税源があるところは。しかし、田舎の方はなかなか税源がないということで、非常に厳しくなっていくということになります。したがって、これは我々としては先ほど言いましたように、ある想定をしまして、今後、今のような我々の中身でいけば非常に厳しくなるということで、今まだ財政調整基金等があります。これが大体5カ年ぐらい、うまくいけばもう少しもてると思いますが、この財政調整基金がある間に我々が抜本的な仕組み、制度というものを变えて、そして財調がなくなってもやっていけるようにしていくというのが大まかの今の考えを打ち出している、そういう意味であります。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

この問題についてはまた別の機会もあろうかと思しますので、時間がございませんので、先に進みますが、まず今回、市長は演告の中でも長崎新幹線の問題、あるいはJ R長崎本線の存続の問題ですね、この二つの一つの政策の中といいますか、自分の気持ちの中を披瀝されておりますが、まず第1点として今年度J R長崎本線の期成会の予算が100千円ついていっていると思いますが、先日の新聞によると、市町村合併も含めて、周辺市町村の組みかえが行われているので、ついては期成会の方も変更しなきゃいかんというようなことで、新聞なりテレビ報道があっていると思いますが、その件の内容についてお知らせをいただきたいというように思います。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

新幹線の期成会の今後の動向ということでしたので、お答えをしたいと思います。

先日、幹事会を開催いたしまして、まず、その中で今後、この存続期成会のあり方としてどのように進めていくべきかというような形でまず議論をいたしました。その中で一番議論がまとまったのが、やはり今後期成会を存続していくためには、今後間違いなく存続をやっていくと、そういう市町村で構成していった方が、今後の期成会のやり方としては適当だろうということで、その辺の確認を各自治体が持ち帰って確認をしてもらうということに、一応幹事会での確認事項として決定をいたしました。

そしてまた、先ほど言われましたように、これまで期成会に参加しておれば負担金として幾らかずっと積み立てておりました。しかしながら、最近、具体的な動きまでは――要望活動等とか契約関係、それくらいのお金の支出しかありませんでしたので、幾らか余分に積立

金が残っておりまして。そういう形で、それをどうするかというような中でも話し合いをいたしまして、仮に期成会を解散する場合には、それは積立金としてそれぞれに一応分配しようと、そういうことも確認をいたしました。

そういうことで、とにかく合併等の進行で、例えば、白石町あたりは有明、白石、福富が合併されまして、そういった形で町長さんは決まったけれども、三役体制がまだ決まっていないという中で、持ち帰ってもまだまだ町としての方針はなかなか決めることができないということで、一応そういった中で、各市町の今後のあり方についての、まず新しい期成会を設置する場合にそれに参加するかどうか、その辺の意思確認が決まってから、すぐにこちらの方に報告をしていただきたいというようなところまでしか、今現在は進んでおりません。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

それで、当初予算に 100 千円、期成会の活動費用なんでしょうけれども、100 千円つくってありますよね。だから、それがどういう意味合いを持つのか、ちょっとわからない。要するに、新しい組み合わせの枠の中での 100 千円なのかですね。従来どおりの 100 千円をつけているのかですね。もう逆に言えば、知事が経営分離を表明していますから、かなりいろんなことについての、そっちの方面での費用がかかるんじゃないかなと思うんですが、期成会として年間 100 千円でいいのか、どのような形に今後考えていかれるのか。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

今回、計上しています 100 千円といいますのは、今までの額を参考にして計上いたしました。先ほど申しましたように、仮に今後、新しい期成会を結成して、これからの運動方針等も決められると思います。そういう中で、どのくらいの会費が適当かということは、その中で決まっていくと思いますけれども、ここ 2 年ほど、一応予算的には計上しておりましたけれども、さっき言いましたようにかなりの額が残っていましたので、実際の支出はしてきませんでした。しかし、今後はそういうことで新しい期成会ができれば、また本格的な活動もしていかなければならないと思っておりますので、そういう意味で予算措置はしたということでございます。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

今後、組み合わせがかなり違ってまいりますから、期成会の方の御苦労も大変だろうというふうに理解をいたします。それに伴って、桑原市長は佐賀の木下市長、江北の田中町長と

の3人で、期成会とは別な組織として、九州新幹線長崎ルート問題研究会を発足させたということで演告がっております。この研究会というものは、佐賀新聞の1面とか、ほかのマスコミ、あるいはテレビ等を通じて内容については大体私もわかっておりますし、この演告を通じて市長の考え方というのは理解をするわけであります。

ただ、今回の勉強会の問題が単なる3市の勉強会なのか、あるいは17年度の予算を伴う勉強会なのか、その点の研究会の性格といいますか、そういうものをどのように財政課としてとらえておるのか。多分、今回、勉強会については予算化されていないというふうに私は理解をしているわけです。そういう意味で、財政課として特別に、この問題については市長のポケットマネーでいいのか、あるいは市の予算としてきちっと取り上げて勉強会の発展をするのか、そういうことの議論を恐らくされてなきやいけないと思います。その点について、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

中西議員の新幹線の問題の研究会の経費についてどう考えるかという御質問にお答えしたいと思います。

この当初予算を作成する段階では、この研究会はまだ発足をいたしておりません。ですので、今の当初予算では全然計上いたしておりません。今後、議論が深まりまして、全体的に市の方向性として必要である経費であれば、6月ないしは9月補正で計上していくものと考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

この問題については、私が知らなかったということなんでしょうけれども、余りにもこの問題についてはサプライズでありまして、予算化してあるかどうか非常に私の判断のポイントになったところであります。

次の質問をいたします。152ページの（発言する者あり）いいですよ、休憩でしょう。

（「長くかかるですか」と呼ぶ者あり）そいぎ、どうぞ。

○議長（小池幸照君）

暫時休憩します。

午後5時35分 休憩

午後5時42分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

21番議員の質問を続けます。

○21番（中西裕司君）

151ページ、152ページですね、林業振興費の問題でございますが、これは、私は所掌の委員会でございますので、改めて委員会においてはきめ細かな質問をしたいというふうに思っています。

きょうは大枠の中で、結局市長もおっしゃってますね、「大いなる田舎づくり」、「海の森事業」を遂行し、山の山林の生業を営む人だけじゃなくて、市民あるいは事業所含めた形で林業への親しみとか、そういうものも体験して学ぶという大きな意味合いのある事業でございます。また、京都議定書の発効によってCO₂の数量の問題がございます。今、極めて林業に対する付加価値は高いのではないかなというふうに私は理解をしております。現在国においては環境税等も検討をされておるところでございます。そういうような中で林業に対する思いというのは、今、市民の皆様からも非常に関心の高いところであろうというふうに思っています。私も森林組合の一組合員としてそのように理解をしておるところでございます。

ところで、この鹿島市の森林組合と林業振興費との関係でございますが、林業振興費の中の職員の皆さんの給料とか職員手当とか共済費を除いて、あるいは負担金補助及び交付金、交付金は少しあるのかな、除いて、結局この林業振興費のうち、鹿島市の森林組合に対してどれだけの金額のものが事業振興補助として当初予算において、どれくらい組んでおられるのかお聞きをしたいと思います。

また、先日過去3年間の森林組合の決算書をお借りしましたがけれども、なかなか私たち素人には理解ができません。頭だけの推理でございますので、中身についてはなかなかできないということでございます。とりあえず、林業振興費のうち、森林組合に直接補助金として、あるいは事業補助としていくのは幾らなのか教えていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

森林組合に対する助成ということで、先ほど谷口議員からお尋ねがございましたので、一応3事業について申し上げたところでございます。まず、森林整備担い手育成確保対策事業ということで、森林組合に対する助成を1,700千円行っています。それから、これは作業班の団体の定期保険または退職金等への積み立て費用に対する助成ということになります。それからもう一つは、森林会計対策事業、これは事業費が7,774,200円ということで、そのうち市が2,800千円の助成をいたしています。これは御存じのとおり、今森林に携わる皆さ

んたちがなかなか少なくなってきた、特にもう鹿島市の森林については、森林組合及びその作業班の皆さんたちが今管理をやっている状態であります。そういう部分で、特に林家の皆さんたちに対する指導助言等について、森林組合が今行っていておりますので、そういうことについての一つの補助という形になります。そしてもう一つは、国土保全機能維持森林整備事業、これは民有林を除間伐する場合、これは国・県の助成に該当する部分については、そっちの方で見えていきますが、それに該当しない部分について森林組合がした部分について市が助成をするということで、2,000千円だけ補助金として一応計画をしています。その他森林組合に行く助成金の中には、先ほど申し上げられましたように、海の森事業等についてのその前段の下地づくりといいますか、その部分とその後についての管理作業というのを委託をいたしております。

以上でございます。（「合計は」と呼ぶ者あり）合計はですね、ちょっと今出しておりますので、明日、産業建設委員会の方でお答えをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

森林組合に直接関連する事業を先ほど言っていたし、金額の総計は後ほど教えていただくにしても、森林組合を通じてそれだけの林業の振興を果たしているというふうに、まず理解をしたいというふうに思います。その中で、やはり森林組合の持っている機能というものは、例えば新しい担い手の人であったり、何かするにしても、森林組合というのはやはり大きな役割をしているんじゃないだろうかと思うんですね。先日来の意見の中には、森林組合と何やったかな、農業団体の……。何か二つの組織を一緒にしたらどうかというような、そういうふうなものもあったろうと思います。それだけ森林組合の役割は大きいわけがあります。そのように市から林業振興費として補助をしている。その補助を森林組合と、その森林組合でですね、どのようにいわゆる森林組合は使っているのか、この問題についてはひもつきなのか、あるいは森林組合でぽんと1本に投げて、補助の精神は理解はしていただけるでしょうけれども、その使い道は実際どのような形にされておるのか、組織の運営になっているのか、あるいは担い手、あるいは作業班等のそういうものになっているのか、どのような形で補助した後の検証といいますか、そういうものをいかなる方法でされておるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

先ほど申しました補助事業につきましては、普通の補助金申請と同様に補助金申請を出し

ていただき、それに要する実績報告を出していただいているような状況でございます。それから、それぞれの作業についての委託等については、それぞれ作業の人員等含めて報告をいただいているところでございます。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

補助申請をされて、その目的に応じて精算をするという報告でございます。そうすると、結局市の補助金というのは職員の給料を含めた形での一般管理費にはならないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、例えば森林整備の担い手育成の確保対策ということにつきましては、作業員の福利厚生に金額的に当たるというふうなこと、それだから作業班の方という形になります。それからもう一つについては、管理指導施業計画等の指導等ということで、森林組合の皆さんの指導員の一部給料になると思いますけれども、そういう形で支出がされています。それから、先ほど言いましたもう一つの点については、間伐なり除間伐ということでされた部分についての実績という形で上げているところでございます。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

わかりました。あと問題については、委員会の方で御質問をしたいというふうに思います。

次の問題でございますが、先ほどの一般質問の中で、中村雄一郎議員はふるさとづくりの寄附金の制度についての御質問があったと思いますが、そのときに私も感じたわけでございますが、補正予算で、実は 8,000 千円ぐらいの指定寄附といたしますか、そういうことであつたろうと思います。今回それに関連して、幾らかの寄附があるというふうに聞いておりましたが、当初予算にはまだ計上されていないというふうに感じましたので、その点についていかが話をして、どこまでどういうふうになっているのかお聞きしてよいでしょうか。

○議長（小池幸照君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

今年度、肥前浜宿の草ぶき家屋の保存に対して 8,000 千円の寄附金をいただいているところです。これにつきましては 4,000 千円を土地代ということと、それから交付金という形で

の 4,000 千円を運営団体への維持管理費ということで、補正で計上させていただいているところです。ですから、新年度ということでは計上していないところです。（発言する者あり）

○議長（小池幸照君）

21 番中西裕司君。

○21 番（中西裕司君）

補正予算については、大体この前の委員協議会の方でも質問をしておりますし、地元においてもいろいろ意見が出ておりますので承知をしております。ただ、補正予算から当初予算に向けて——皆さんこれは伝建の中の、伝建といいますか、浜、大村方の古いカヤぶきの保存をめぐっての話でございますので、頭に入れとってください。課長が言われたようにまず 8,000 千円の指定寄附が鹿島市にあるということです。まずそれが一つ。その 8,000 千円を 4,000 千円の土地購入に一つを充てると。そして古い家屋がありますよね、それをだれがとるかということが、私は今わからないわけですね。その管理団体に交付金として 4,000 千円払うということでございます。ただ、この家屋については、現在地元で言われているのは、いろんな人からの寄附金もう既に集まっていると。これを古い家屋を修復をしたいということがあると。それで、その修復をするのに何千万円かかるわけですね。かかるからその寄附は既に集まったというようなことも聞いたりしているわけです。当然、寄附の受け入れをどうするのがちょっと私にはよくわからないけれども、市を通じての寄附になるのか、あるいは直接 4,000 千円の管理団体の方に直接寄附が行って、そこで建物の修復をされるのかですね、いろんな手だてがあると思いますが、その中で市は土地は購入すると。でも、みずから交付した管理団体が管理する建物が上にのっていると。建物の所有権は移転しないわけですから、そのままだれかの名義で残るということになろうかと思います。その点について、私も補正予算で言えばよかったんだけど、今回寄附があるからそのときに一緒に質問すればいいかなというふうに思ってたわけですが、まだそういう情報がないとなると、本当は委員会でやりますかね、どうですかね。その点、課長どうですか。その土地の管理の問題と建物が上にのっている問題とで多少話が違ってくると思いますが、どうですか。

○議長（小池幸照君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

お答えいたします。

寄附金につきましては、当初地域のまちづくり団体というふうなことで、寄附の話がずっと——寄附者との話が地域のまちづくり団体とされてきました。とにかく寄附者の意向としましては、地域の人が修理・保存まで含めてできるだけ地元で対応できるようにという経過がございまして、基本的に、8,000 千円以外の寄附金、これは 1 人の方でございまして、47,000 千円の寄附をしていただいております。これにつきまして、佐賀大学の方で受け入れ

をされて、その修理・保存に対する支出を佐大で行うというふうな形にされております。あと建物の所有ですけども、建物につきましては、所有者の方から無償譲渡というふうな内諾をいただいておりますので、今後地域のまちづくり団体がNPO法人化されれば、所有をまちづくり団体の所有ということで検討しているところです。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

結局、47,000千円の寄附は鹿島市には来ないと、直接どこかのそういうグループの方に行くというふうに理解していいですね。ただ、それを使って、例えば建物については、いわゆる所有権は今度は鹿島市の方にまず無償譲渡していただくと。その管理を交付金として4,000千円をお願いすると。そしてきれいになったところ、その寄附金を使って修理したらそのときにはNPOがつくれるだろうから、設立されるだろうからそちらの方に所有権を移転すると。そして管理運営をしていくと。所有、管理、運営をしていくということですね。そして浜町全体の町の活性化に利用できる施設になればというのが結論ですかね。そのように考えればいいですかね。そこで建物の所有の問題なんだけれども、鹿島市の寄附だから何もうちが投資した土地じゃないから、あんまりいろんなつべこべ言うことないかもしれけれども、鹿島市は土地は鹿島市で、建物はNPOでと将来なるわけですね。その点の問題をどのようにクリアされるのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

お答えいたします。

所有権の問題につきましては、先ほど申しましたように所有権をNPO団体に登記するような形になろうかと思います。その後、鹿島市と借地契約をしていただいて、借地料というのは多分無償になろうと思いますけども、借地契約できちっと整理していきたいというふうに考えておるところです。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

せっかくの指定寄附だから、それを活用していくということも大事なことだろうと思います。ただ、やっぱり権利関係はしっかりしておくということが必要なと思います。実際、4,000千円の管理運営をするための団体、どちらになっているか私よくわかりませんが、そういうこと含めてきちっとしておくことが大事じゃなかろうかなと思います。この問題については、あと委員会でももう少し詳しく質問をしたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○議長（小池幸照君）

質疑は一応——15番中村清君。

○15番（中村 清君）

もう時間も長くなりましたけど、簡潔に言います。

まず最初に、155ページ、使用料及び賃借料で2,999千円、市営中央駐車場入口借地料ほかと、入り口というなら少しだと思いますけど、金額3,000千円。場所と広さ、ちょっと教えてください。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

これは中央駐車場でございますけども、中央駐車場のちょうど南の方からの入り口がございます。あそこら辺でございまして、借地が一応3筆ございます。3筆の合計面積が844平米で、借地の所有者の方はお二人いらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

844平米といったら坪数に直せばどのくらいありますか。余り広くないのにちょっと3,000千円、その土地は大体周りと合わせてもそのくらいの値段ですかね。そんなありますか。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

面積が約844平米ございます。坪数に直しますと約255坪ほどになろうかと思います。これの借地料でございますけども、このあたりのいろいろ駐車場がございます。そのあたりの借地料と大体つり合ったような金額でございます。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

はい、わかりました。

次、これは162ページ。区分で15、工事請負費、中川内広平線ほか、これは借地されてから相当なりますけど、ここはあと何年ぐらいかかりますか。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

お答えをいたします。

中川内広平線の事業計画につきましては、来年度までということで今、議会の許可を受けているところでございます。ですが、ちょっともう少しかかりそうですので、来年度中の議会でも事業計画の見直しをお願いしたいと思っていますところです。

以上です。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

じゃあ、一応来年度までで、その後もどのくらい、完成までにあと何年か、四、五年、それとも二、三年、大体でいいですけども。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

お答えをいたします。

事業費が1億のベースでいきまして、あと3年から4年かかると思っております。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

これができ終わるまで、竹の木庭のことも言わないようにということで思っておりましたけど、これが済んだら市長どうですか、もう最後じゃないですかね、大型事業としては恐らく。どう考えていらっしゃるんですか。多分ですね、これは桑原市長がなられる前にずっと前に、念書じゃないですけど、調査費もつけられてかなり事業に取り組んでこられたということも議会で私申し上げてきております。先ほどの高津原公民館じゃないですけど、あそこも狭かったです。確かに議長として私も約束いたしました、協力しようということで。竹の木庭も約束しております。どうですか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

議長が執行権を持たれないわけですので、約束をしたからそれをやるといってやれるということにはならないと思います。それから、三、四年後に私が市長をしているかどうかわかりません。ただ、今現在検討していますのは、中木庭ダム周辺整備事業の財源が今制度

上見つかりませんので、それでどうかということではいろいろ検討をしているところであります。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

今言ったのは、先ほど市長がその場で言われたから、私も竹の木庭のことを持ち出したまでのことです。執行権はないことはわかっております、当然。しかし、やっぱりこの状況を見たら本当に、あの現場に行って高津原公民館で話をしていたころ、もうぎゅうぎゅう詰めです。全然入りません。だからそういうことも広くならんといかんですねということで申し上げました。それはこっち置いておいていいです。竹の木庭も、ぜひ若い職員の方しっかり覚えといてください。お願いしておきます。

次、その中木庭ダム周辺なんですけど、私はこのダム委員会の場でもこの場でも申し上げてまいりました。今実際にきつつありますけど、あの道路の状況、セメントコンクリで固めている状況、自然環境に配慮してくださいということで何回も申しましたけど、実際にきてみてこれはどうかなと、本当心底思います。市当局としてどんな考えられますか。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

この件につきましては、以前にも一般質問の中で質問をいただきました。そのときは、一つの工法としてコンクリート枠の中に樹脂を埋め込んで、将来的にはそれが成長したら樹脂でコンクリート、あれが隠れて、多分緑のあれになるだろうというようなことをお答えをしておりましたけれども、やはり規模が大きいですから、そしてまだ年数も余りたっておりませんので、まだコンクリート枠が樹脂でカバーできるような状態とはなっておりません。一番いいのは、やはりそういった緑を残した工法というのが一番いいんでしょうけれども、やはりダム事務所の方も言われておりますように、できるだけ少ない経費でいい成果を上げたいというような形でいろんな見直しがあっております。そういう中で、今後でき上がるトンネルにしても、いわゆるグレードの問題ですね、どうするかというようないろんな見直し等も行っておりますので、それをまた新たな工法で緑を回復するような工法が果たしてとれるのかどうかというようなことも、やはり厳しい財政状況の中では難しい問題だなというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

あのですね、左側の方の山手の方にずっと道路できておりました。最初できたときにちょっとセメントが多過ぎるんじゃないかということで、私申し上げました。ところが、その後もずっとセメントで固められておると。県の担当者に話したら、県の担当者の方も「これはちょっと多いですね」と、新しくかわられた方が。もうちょっと自然環境に配慮せんといかんということで、そういうふうなことを申されたことを覚えております。ですから地元として、市当局として、しっかり県の方に申し上げればですね、それはもっとグレードアップした配慮、自然環境に配慮した道路ができるんじゃないかと私は考えております。ですから、もっと強く、ぜひ申していただきたいということをお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

月に1回ぐらいの割合で、いろんな安全対策会議等が実施されておりますので、そういうような中で、一応話ができればやってみたいと思いますけれども、これは、じゃあ、そうしましょうというのはなかなか難しい面があるかなと思っていますところであります。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

あとは課長さんの力量に期待をしたいと思います。

次に移ります。

244ページ、谷田工場団地の分です。これは完成してから結構年数なります。鹿島実高が野球に使っていらっしゃるんですけど、この残地とこの起債額という金額、どのくらいなのか、まず最初にお教えてください。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

谷田工場団地の残地でございますけれども、3万7,394平米ございます。起債の残高でございまして、17年3月末で24,511千円でございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

じゃあ、もし売却した場合土地の残地の金額はどのくらいになりますか。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

私どもが思っています金額で売却した場合ですけど、約6億程度になろうかと思われます。
以上です。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

6億ですね。まあ、これは1年1年利息が低金利の状態だからいいんですけど、総合的に判断して、極力努力しなきゃならないことだと思っております。じゃあ、先ほどもありましたけど、企業誘致のために具体的にどういうことを実際されておるのか、予算もどのくらい使っていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

16年度の企業誘致関係の運動でございますけれども、私どもの方へ照会があったのが2件でございます。これは資料等も送っておりますけれども、商談までは至っておりません。それから、私どもが出向いていったのが2件の企業でございます。これにつきましても、商談までは至っておりません。あと、16年度の事業で500社のところにダイレクトメールを送りましてアンケート等を出しております。それも来ておりますので、その集計をいたしているところでございます。平成17年度につきましては、こういうようなアンケートの中から鹿島に興味があるというようなところがありましたら、そこにやはり私どもの方から出向いていきたいというようなことを考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

今の鹿島の現状、企業、縫製会社はずっと閉鎖されました。そして、イイダ靴下もやめられたというふうに聞いております。それと同時にサンデリカも人員整備と、とにかく鹿島にとって大変な厳しい状況です。若い仕事をしたい方が勤めておられないと、勤められないと、そういう状況ではないかと思っております。そういう中で企業誘致をすることは、本当鹿島の活性化のために何としても必要と、まさに不退転の決意でせんとどうしようもない状況に

なっているんだと思っております。そういう意味で、若い人たちがいろんなこの場でも議会でありましたけど、ニートとかフリーターとか仕事のない方、遊んでおられる方いっぱいおられます。そういう方たちのためにも、何としてでも企業誘致をしていただきたい。世の中不景気、不景気なんて言っているんですけど、実際、鉄鋼関連、もう急激に30年ぶりに急成長です。造船関係、これから5年後までフル回転で仕事をする。そういう話も聞いております。デジタル関係もとにかく何年かぶりの高度成長だということで、先ほどの特区の話じゃないですよ、今武雄の方にはいろんな企業誘致の話が来ております。豊田合成、昭和金属、もう既に着手をしております。その後、とてつもない企業がまた武雄の方に来るように聞いております。その情報は県の方から聞かれたというふうに私は聞いております。やっぱり県とのパイプ、国とのパイプをしっかりと企業誘致を何とかしていただきたい。6億円が結局1年ごとに泣くわけですから。その金利を考えた場合でも、もしその金額を1年でも早く企業誘致をするために予算を使ってでも努力していただきたいということを希望して終わります。

○議長（小池幸照君）

質疑は一応これにとどめ、議案第1号は各所管の常任委員会に分割して付託、議案第2号、議案第3号及び議案第7号は産業建設委員会に、議案第4号及び議案第5号は文教厚生委員会に、議案第6号は総務委員会に、それぞれ付託いたします。

これをもちまして本日の日程を終了いたします。

明15日は総務産業建設委員会、16日は総務委員会、17日は文教厚生委員会、産業建設委員会、18日は文教厚生委員会を、19日から24日までの6日間は休会とし、次の会議は25日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会をいたします。どうもお疲れさまでした。

午後6時22分 散会